

令和6年 第4回定例会

令和6年12月 3日 開会

令和6年12月16日 閉会

網 走 市 議 会

令和6年第4回定例会
網走市議会会議録第1日
令和6年12月3日（火曜日）

○議事日程第1号

令和6年12月3日午前10時00分開会

日程第1 会期の決定

日程第2 議案第1号～第11号
報告第1号

託)

請願第16号 アプトフォー活性化のために、フリースペースの設置を求める請願（総務経済委員会付託）

○本日の会議に付した事件

その他会議 会期の決定（決定）
に付すべき

事件（1）

議案第1号 令和6年度網走市一般会計補正予算（説明）

議案第2号 令和6年度網走市国民健康保険特別会計補正予算（同）

議案第3号 令和6年度網走後期高齢者医療特別会計補正予算（同）

議案第4号 網走市附属機関条例及び報酬職員給与条例の一部を改正する条例制定について（同）

議案第5号 網走市保健センター条例の一部を改正する条例制定について（同）

議案第6号 網走市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について（同）

議案第7号 網走市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例制定について（同）

議案第8号 網走市宿泊税条例制定について（同）

議案第9号 網走市外3町介護認定審査会共同設置規約の変更について（同）

議案第10号 網走市外3町障害支援区分認定審査会共同設置規約の変更について（同）

議案第11号 公の施設の区域外設置及び利用に関する協議について（同）

報告第1号 令和6年度網走市一般会計補正予算に係る専決処分の報告について（同）

請願第15号 大空町にごみ処理施設を新設することに関する請願（文教民生委員会付

○出席議員（16名）

石垣直樹
井戸達也
小田部照
金兵智則
栗田政男
里見哲也
澤谷淳子
立崎聡一
永本浩子
平賀貴幸
深津晴江
古田純也
古都宣裕
松浦敏司
村椿敏章
山田庫司郎

○欠席議員（0名）

○説明のため出席した者

市長 水谷洋一
副市長 後藤利博
企画総務部長 秋葉孝博
企画総務部参事監 小松広典
市民環境部長 田邊雄三
健康福祉部長 結城慎二
健康福祉部参事監 永森弘子
農林水産部長 佐藤岳郎
観光商工部長 伊倉直樹
建設港湾部長 立花学
水道部長 柏木弦
新庁舎開設準備室長 武田浩一
企画調整課長 佐々木司
総務防災課長 日野智康
財政課長 小西正敏

教 育 長	岩 永 雅 浩
学校教育部長	北 村 幸 彦
社会教育部長	吉 村 学

○事務局職員

事 務 局 長	岩 尾 弘 敏
次 長	石 井 公 晶
総務議事係長	和 田 亮
総 務 議 事 係	早 渕 由 樹
係	山 口 諒

午前10時00分開会

○平賀貴幸議長 おはようございます。

ただいまから、令和6年網走市議会第4回定例会を開会いたします。

本日の出席議員は16名で、全議員が出席しております。

直ちに本日の会議を開きます。

○平賀貴幸議長 本日の会議録署名議員として、永本浩子議員、山田庫司郎議員の両議員を指名いたします。

○平賀貴幸議長 次に、諸般の報告はお手元に配付しておりますから、それによって承知願います。

なお、監査委員から、例月出納検査結果の報告がありましたので、その写しをお手元に配付しておりますから、それによって承知願います。

また、市長から物損事故に係る和解及び損害賠償額の決定の専決処分報告2件がそれぞれ法令に基づき提出されましたので、お手元に配付しておりますから、それによって承知願います。

○平賀貴幸議長 次に、議員派遣についてですが、議長において網走市議会会議規則第125条の規定に基づき、お手元に配付しております、議員派遣の報告のとおり派遣しましたので、報告いたします。

○平賀貴幸議長 次に、本定例会に当たり提出されました請願2件につきましては、文書表にして付託区分表に記載のとおり関係常任委員会に付託しましたから承知願います。

日程に従い、直ちに議事に入ります。

○平賀貴幸議長 日程第1、会期の決定についてを議題といたします。

まず、議会運営委員長から、本定例会の会期及び運営に関する諸般の事項について、発議を求めます。

金兵智則議会運営委員長。

○金兵智則議員 一登壇ー 本日をもって招集されました、本年第4回定例会の運営に関する諸般の事項を協議するため、去る11月29日に議会運営委員会を開催しましたので、ここにその結果を御報告申し上げ、併せて会期の決定に関する動議の提出に代えますとともに、今議会運営に関する諸般の事項につきましても、議員皆様の御了承と御決定を賜りたいと思います。

まず、議運当日におきます本定例会の付議予定案件は、議案11件、報告1件、その他会議に付すべき事件1件の合わせて13件であります。

さらに、今議会で関係常任委員会に付託されます請願2件であります。

また、一般質問は、通告期限までに10名の議員から通告がなされたところであります。

以上のような案件と状況から判断いたしまして、会期は本日から12月12日までの10日間とすることがよろしいということになった次第であります。

どうか本会議におきましても、議運の決定どおり御了承と御決定を賜り、議事を進められますようお願い申し上げます。

○平賀貴幸議長 ただいま、議会運営委員長から報告と発議がありましたが、そのとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議がありませんので、本定例会の会期は、本日から12月12日までの10日間とし、運営に関する諸般の事項につきましても、発議のとおり決定いたしました。

なお、会期中の審議日程及び本日の議事日程は、あらかじめ議会運営委員会で決定のありました内容をもってお手元に配付しておりますから、それによって承知願います。

○平賀貴幸議長 それでは、ここで開会に当たり、市長から挨拶があります。

市長。

○水谷洋一市長 ―登壇― 令和6年第4回定例会の開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

議員の皆様におかれましては、時節柄何かと御多用の中、御参集を賜り、御審議を賜りますことに厚く御礼を申し上げます。

さて、本定例会に御提案を申し上げております案件は、農業者サポート支援、住環境改善及び博物館網走監獄耐震対策に係る補助金、暖房用燃料等価格高騰緊急対策などの追加を主な内容とする一般会計補正予算及び二つの特別会計補正予算と、網走市宿泊税条例制定について、網走市附属機関条例及び報酬職員給与条例の一部を改正する条例など四つの条例の一部を改正する条例制定、網走市外3町で共同設置している認定審査会規約の変更、公の施設の区域外設置及び利用に関する協議などについてであります。

議案の細部につきましては、後ほどそれぞれ担当者から御説明を申し上げますので、よろしく御審議賜りますようお願いを申し上げます。

次に、この機会に最近の主な行政諸般の動向について、その概要を御説明申し上げます。

初めに、農業についてであります。今年は春先の断続的な雨の影響で農作業の一部に遅れが生じました。その後は平均気温や日照時間も高く推移し農作業は順調に進みましたが、一年を通して高温で推移したことや病害虫の発生により、農作物の数量や品質に影響が出ております。

秋まき小麦の生産量は、計画を約10.2%下回り、取扱額も計画対比約8.3%減となっております。

春まき小麦の生産量は、計画を約8.4%上回り、取扱額も計画対比約17.2%増となっております。

大麦の生産量は、計画を約3.2%下回りましたが、取扱額は計画対比約0.6%増となっております。

麦類は、登熟期間が高温で推移した影響により、全体生産量は計画を約8.1%下回り、取扱額も計画対比約5.1%減の見込みとなっております。

バレイショの生産量は、計画を3.1%下回りましたが、取扱額は計画を7.8%上回る見込みとなっております。なお、高温によりでん粉含有率は19.7%と計画を下回る見込みとなっております。

てん菜の生産量は、褐斑病が発生したこともあり、計画を2.9%下回り、取扱額も計画対比約6.8%減の見込みとなっております。また、糖分含有率も

15.6%と計画を下回る見込みです。

大豆、小豆につきましては、高温の影響により小粒傾向にあります。大豆は生産量、取扱額ともに計画を40%上回るなど、豆類全体では生産量は約4.9%計画を上回り、取扱額は計画どおりの見込みとなっております。

農産物全体の取扱額としては、バレイショ取扱額は計画を上回りましたが、麦類、てん菜は高温などの影響もあり、計画対比約2.2%下回る見込みとなっております。

青果については、加工用バレイショやタマネギなどの生産量が計画を下回りましたが、ナガイモの取扱額が計画対比で約4.3%増の見込みとなっております。青果全体の取扱額は計画を若干上回る見込みとなっております。

酪農・畜産につきましては、乳用牛・肉用牛の個体取引数が計画より約7.7%下回りましたが、生乳生産量が2.2%、取扱額も5.2%計画を上回ったことにより、取扱額全体では計画対比0.7%の増となる見込みとなっております。

その結果、JAオホーツク網走の現段階での予測によりますと、農業生産取扱額は前年同期と比較して約5.6%増の約231億円となります。計画を若干下回る見込みとなっております。

次に漁業についてであります。10月末までの網走漁協の漁獲状況は、全道的に不漁となっているサケは漁獲量6,080トン、対前年比79%と漁獲量は前年を下回っております。魚価高のため金額は63億1,283万円、対前年比128%と、前年を約3割上回っております。

ホタテは漁獲量1万5,623トン、対前年比92%、金額は30億7,447万円、対前年比92%と、漁獲量・金額ともに昨年を下回っております。

網走漁協全体では、漁獲量5万340トン、対前年比100%、金額では約130億9,995万円、対前年比110%と、漁獲量は前年並みですが金額は前年を上回っております。

次に西網走漁協についてですが、網走湖のシジミは漁獲量324トン、対前年比107%、金額約2億7,617万円で、対前年比92%と漁獲量は前年を上回りましたが、金額は前年を下回っております。網走湖全体では漁獲量396トン、対前年比119%、金額は3億1,525万円、対前年比98%となっております。

能取湖のホタテは漁獲量518トン、対前年比66%、金額は約1億2,447万円、対前年比65%と

量・金額ともに昨年を下回りました。サケは漁獲量214トン、対前年比48%、金額2億1,897万円、対前年比86%と、量・金額ともに昨年を下回っております。能取湖全体では、漁獲量3,534トン、対前年比248%、金額11億1,794万円、対前年比204%となり、西網走漁協全体では、漁獲量3,930トン、対前年比224%、金額14億3,320万円、対前年比165%となっております。

次に、観光の動向についてであります。4月から9月までの上期の観光客入込数は74万900人で、前年比105.8%、新型コロナウイルス感染症拡大前の平成31年度比88.4%、延べ宿泊者数は23万57人で、前年比103.2%、平成31年度比92.4%となりました。

新型コロナウイルスの影響が収束する中、海外からの旅行需要が回復基調にあります。また、オホーツクエリアでは回復はうかがえるものの、他の地域と比較して歩調は緩やかな状況となっております。

第1四半期では、国を挙げての旅行促進政策に加え、円安が追い風となり、インバウンドの宿泊者数の増加により、入込数・宿泊者数とも、昨年度と比較をして微増となりました。

第2四半期では、スポーツ合宿やオホーツク網走マラソンをはじめとする市内各種イベントの参加者、さらにはビジネス客が底支えたほか、中国・台湾・香港のインバウンドによる個人旅行が堅調に推移し、上期の外国人観光客の宿泊者数は、前年度比131.7%、平成31年度比104.7%と、コロナ禍前の水準を超えました。

上期の観光施設の入館者数につきましては、オホーツク流水館が前年比98.3%、平成31年度比80.7%、博物館網走監獄は前年比110.2%、平成31年度比83.8%となりました。

次に、9月29日に開催いたしました、オホーツク網走マラソン2024についてですが、過去最高の2,779人のランナーが全国から参加し、網走を駆け抜けていただきました。大会当日は日差しも少なく、やや気温が低かったものの、ランナーの皆さんにとっては好条件の環境の中、約1,100名の市民のボランティアやまちぐるみのおもてなしのおかげで、無事に大会を終了することができました。

今年は10回目の記念として、様々な企画を御用意し、大会を開催いたしました。参加者数も前年より500人以上増え、日本最大級のランニングポータルサイト「RUNNET」では、2022年、2023年に

続き、現在のところ全国第1位の評価を得ているところであります。

ランナー目線による大会運営を心がけ、引き続き満足度の高い大会を目指してまいります。

なお、大会開催における経済効果につきましては、1億8,300万円と算出しており、令和5年度と比べ123.6%となっております。

次に、建設工事についてであります。11月までの発注率は約95%で、工事・業務の発注はおおむね完了しております。

また、新庁舎は令和4年9月から進めてきた建築工事は完了し、11月29日に建物の引渡しを終えたところであります。

12月からは、情報ネットワーク工事、事務機などの什器・備品の搬入及び設置を行ってまいります。

また、市民内覧会は、2月15日と16日の2日間を予定しております。

新庁舎への引っ越し作業は、2月21日から24日までの4日間で行い、25日は開庁式典を行い、新庁舎での業務を開始いたします。

引き続き、安全配慮に努め、開庁に向けた準備を進めてまいります。

以上、行政諸般の動向について申し上げ、今定例会の開会に当たっての御挨拶とさせていただきます。

○平賀貴幸議長 次に日程第2、議案第1号から議案第11号まで、及び報告第1号の合わせて12件を一括して議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

企画総務部長。

○秋葉孝博企画総務部長 ー登壇ー ただいま御上程いただきました議案第1号から議案第3号まで、及び議案第8号並びに報告第1号につきまして、一括して提案理由の御説明を申し上げます。

初めに、議案第1号から議案第3号までの令和6年度網走市各会計補正予算につきまして、御説明申し上げます。

議案資料1ページ、資料1号を御覧願います。

1、歳入歳出予算の補正でございますが、一般会計では2,787万9,000円を追加、国民健康保険特別会計では52万7,000円を追加、後期高齢者医療特別会計では1,424万2,000円を減額しようとするものでございます。

款項の区分及び金額につきましては、各会計議案

の第1表に記載のとおりでございます。

2、繰越明許費の補正でございますが、年度内に事業執行が困難な事業につきまして、翌年度に繰り越して使用できる予算額を新たに定めるもので、その繰越額を一般会計の庁用車両購入費で1,820万円とするものでございます。

追加の内容は、一般会計議案第2表に記載のとおりでございます。

3、地方債の補正でございますが、一般会計で総務管理事業債の限度額変更といたしまして、限度額860万円を追加しようとするものでございます。

変更の内容は、一般会計議案第3表に記載のとおりでございます。

次に、補正予算の内容でございますが、別冊でお配りしております事項別明細書5ページを御覧願います。

なお、歳出補正額の財源内訳欄には特定財源の内訳を記載しておりますので、説明は歳出のみとさせていただきますことで御了承いただきたいと存じます。

初めに、総務費の一般管理費では、庁用車両の購入費として1,820万円の追加、同じく財政調整基金費では、基金への積立金として640万円の追加でございます。

民生費の社会福祉総務費、国民健康保険特別会計繰出金では、交付金の追加に伴い19万円の減額、同じく暖房用燃料等の購入費助成に係る経費として4,046万3,000円の追加。

高齢者福祉費、後期高齢者医療の負担金及び繰出金では給付費の確定などに伴い、負担金では4,444万9,000円の減額、繰出金では1,527万5,000円の減額でございます。

農林水産業費の農業振興費では、申請件数の増加に伴い、農業サポート事業補助金380万円の追加でございます。

次に、7ページを御覧願います。

土木費の建築総務費では、申請件数の増加に伴い、住環境改善補助金400万円の追加及び道補助金の追加に伴う財源補正でございます。

消防費では、消防本部庁舎の基本設計などに伴い、負担金903万円の追加でございます。

教育費の文化財保護費では、博物館網走監獄の耐震対策への補助金として590万円の追加でございます。

次に、8ページを御覧願います。

この表は地方債の現在高見込額に関する調書でござ

います。

今回の補正に係る一般財源所要額につきましては、地方交付税で50万9,000円を減額するものでございます。

次に、13ページを御覧願います。

国民健康保険特別会計でございますが、総務費では国庫補助金の追加に伴う財源補正、諸支出金では過年度交付金の返還金として52万7,000円の追加でございます。

次に、19ページを御覧願います。

後期高齢者医療特別会計でございますが、総務費では国庫補助金の追加に伴う財源補正、広域連合納付金では給付費の確定に伴い1,424万2,000円の減額でございます。

以上が、令和6年度網走市各会計補正予算の内容でございます。

次に、議案第8号網走市宿泊税条例制定について、御説明申し上げます。

議案資料26ページ、資料6号を御覧願います。

1、趣旨でございますが、持続的な観光振興を図るため、新たな財源確保を目的に、宿泊税に関し必要な事項を条例で定めるものでございます。

2、内容でございますが、第1条では課税の根拠について、第2条では用語の定義について、第3条から第19条までは事務手続について、第20条では宿泊税の用途について、第21条では違反行為の罰則について、第22条では規則への委任について、それぞれ定めようとするものでございます。

3、施行期日等は記載のとおりでございます。

次に、報告第1号令和6年度網走市一般会計補正予算に係る専決処分の報告について、御説明申し上げます。

議案の報告第1号及び議案資料34ページ、資料10号を御覧願います。

補正予算の内容でございますが、歳入歳出予算の補正で、衆議院議員選挙費として2,691万5,000円を追加したもので、予算の款項の区分及び金額につきましては、第1表に記載のとおりでございます。

本件は、緊急を要することから、地方自治法第179条第1項の規定により、令和6年10月1日付で専決処分をさせていただきましたので、ここに御報告を申し上げ、御承認をお願いするものでございます。

以上、議案第1号から議案第3号まで、及び議案第8号並びに報告第1号につきまして一括して提案

理由の御説明を申し上げましたが、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○平賀貴幸議長 市民環境部長。

○田邊雄三市民環境部長 ー登壇ー ただいま御上程いただきました、議案第4号及び議案第7号につきましては、一括して提案理由の御説明を申し上げます。

初めに、議案第4号網走市附属機関条例及び報酬職員給与条例の一部を改正する条例制定につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

議案資料16ページ、資料2号を御覧願います。

改正の趣旨であります、網走市空家等対策協議会を附属機関とするため、関係2条例の所要の改正を行うものでございます。

改正条例及び内容であります、第1条の網走市附属機関条例の一部を改正する条例では、別表に網走市空家等対策協議会を規定しようとするものでございます。

規定する項目につきましては、議案資料に記載のとおりでございます。

第2条の報酬職員給与条例の一部を改正する条例では、網走市空家等対策協議会委員の報酬額は、1会議当たり会長6,500円、委員6,000円と規定するものでございます。

施行期日につきましては、公布の日から施行しようとするものでございます。

次に、議案第7号網走市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例制定につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

議案資料24ページ、資料5号を御覧願います。

改正の趣旨であります、市の各種医療費助成事務での資格確認において、申請者の負担軽減を図るため、受給者の健康保険情報とのシステム連携ができるよう、当該条例の所要の改正を行うものでございます。

改正の内容であります、条例別表に規定する医療保険給付関係情報に健康保険法各法を追加するものでございます。

施行期日につきましては、公布の日から施行しようとするものでございます。

以上、議案第4号及び議案第7号につきまして提案理由の御説明を申し上げましたが、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○平賀貴幸議長 健康福祉部長。

○結城慎二健康福祉部長 ー登壇ー ただいま御上程いただきました、議案第5号、議案第6号、議案第9号及び議案第10号につきまして、一括して提案理由の御説明を申し上げます。

初めに、議案第5号網走市保健センター条例の一部を改正する条例制定につきまして、御説明申し上げます。

議案資料19ページ、資料3号を御覧願います。

趣旨であります、網走市保健センターは現在、その位置を網走市北3条西4丁目1番地としておりますが、健康推進課及び子育て支援課の一部が執務場所を市庁舎に移転することから、新庁舎2階南側の健康推進課、子育て世代包括支援センター「ユカリエ」、健診ホール、授乳室、相談室の一带を総称して「網走市保健センター」とするため、当該条例について所要の改正を行うものであります。

内容であります、1点目といたしまして、網走市保健センターの位置を新庁舎の所在地に変更し、2点目といたしまして、センターが行う事業について、現状に即し整理を行い、3点目といたしまして、センターが単独施設から市庁舎の一部となることによる関係条文の整備を行うものであります。

施行期日につきましては、規則で定める日から施行しようとするものであります。

次に、議案第6号網走市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定につきまして、御説明を申し上げます。

議案資料21ページ、資料4号を御覧願います。

趣旨であります、国の家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準が改正されたことから、市が定める小規模保育事業所及び事業所内保育事業所における保育士等の配置基準を変更するため、当該条例の所要の改正を行うものであります。

内容であります、保育士等の配置基準を満3歳の児童については、おおむね15人につき1人とし、満4歳以上の児童については、おおむね25人につき1人とするにつきまして、改正を行うものであります。

施行期日であります、公布の日から施行しようとするものであり、経過措置として保育士及び保育従事者の配置状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、本改正は適用せず、従前の規定を適用することを定めるものであります。

次に、議案第9号網走市外3町介護認定審査会共同設置規約の変更につきまして、御説明申し上げます。

議案資料28ページ、資料7号を御覧願います。

趣旨であります、市庁舎の移転に伴い、共同設置規約につきまして所要の改正を行うものであります。

内容であります、介護認定審査会の執務場所を新庁舎の所在地に変更し、併せて現状に即し一部文言整理を行うものであります。

施行期日であります、令和7年2月25日から施行しようとするものであります。

次に、議案第10号網走市外3町障害支援区分認定審査会共同設置規約の変更につきまして、御説明申し上げます。

議案資料29ページ、資料8号を御覧願います。

趣旨であります、市庁舎の移転に伴い、共同設置規約につきまして所要の改正を行うものであります。

内容であります、障害支援区分認定審査会の執務場所を新庁舎の所在地に変更し、併せて現状に即し一部文言整理を行うものであります。

施行期日であります、令和7年2月25日から施行しようとするものであります。

以上、議案第5号、議案第6号、議案第9号及び議案第10号につきまして御説明を申し上げましたが、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○平賀貴幸議長 水道部長。

○柏木弦水道部長 ―登壇― ただいま御上程いただきました議案第11号公の施設の区域外設置及び利用に関する協議につきまして、提案理由の御説明をいたします。

議案資料30ページ、資料9号を併せて御覧願います。

地方自治法第244条の3第1項及び第2項の規定により、大空町の公の施設を網走市の区域内に設置すること、及び網走市の公の施設を大空町の住民の利用に供することについて、大空町と協議するため、同条第3項の規定により、議会の議決を求めるものです。

なお、大空町が設置する公の施設、大空町が利用する公の施設、設置及び利用の目的、原水供給の概要、経費の負担、今後のスケジュールにつきましては、議案資料に記載のとおりでございます。

以上、議案第11号につきまして提案理由の御説明を申し上げましたが、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○平賀貴幸議長 以上で、議案の提案理由の説明を終わります。

なお、ただいま上程されました案件につきましては、議会運営委員会の決定に基づき、後日各会派1名による大綱質疑を行い、大綱質疑終了後は所管の常任委員会に付託し、細部審査を行うこととなります。

○平賀貴幸議長 以上で、本日の議事日程は全て終了いたしました。

開会当初に決定されました審議日程に従いまして、再開は5日、午前10時としますから参集願います。

本日はこれにて散会いたします。

御苦労さまでした。

午前10時35分散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

網走市議会議長 平 賀 貴 幸

署名議員 永 本 浩 子

署名議員 山 田 庫 司 郎

令和6年第4回定例会
網走市議会会議録第2日
令和6年12月5日（木曜日）

○議事日程第2号

令和6年12月5日午前10時00分開議
日程第1 議案第1号～第11号
報告第1号

井戸達也
小田部 照
栗田政男
里見哲也
澤谷淳子
立崎 聡一
永本浩子
平賀貴幸
深津晴江
古田純也
古都宣裕
松浦敏司
村椿敏章
山田庫司郎

○本日の会議に付した事件

議案第1号 令和6年度網走市一般会計補正予算
（各委員会付託）
議案第2号 令和6年度網走市国民健康保険特別会
計補正予算（文教民生委員会付託）
議案第3号 令和6年度網走後期高齢者医療特別会
計補正予算（同）
議案第4号 網走市附属機関条例及び報酬職員給
与条例の一部を改正する条例制定に
ついて（同）
議案第5号 網走市保健センター条例の一部を改
正する条例制定について（同）
議案第6号 網走市家庭的保育事業等の設備及び
運営に関する基準を定める条例の一
部を改正する条例制定について（同）
議案第7号 網走市行政手続における特定の個人
を識別するための番号の利用等に関
する法律に基づく個人番号の利用及
び特定個人情報の提供に関する条例
の一部を改正する条例制定について
（同）
議案第8号 網走市宿泊税条例制定について（総
務経済委員会付託）
議案第9号 網走市外3町介護認定審査会共同設
置規約の変更について（文教民生委
員会付託）
議案第10号 網走市外3町障害支援区分認定審査
会共同設置規約の変更について（同）
議案第11号 公の施設の区域外設置及び利用に関
する協議について（総務経済委員会
付託）
報告第1号 令和6年度網走市一般会計補正予算
に係る専決処分の報告について（同）

○欠席議員（1名）

金兵智則

○説明のため出席した者

市長	水谷洋一
副市長	後藤利博
企画総務部長	秋葉孝博
企画総務部参事監	小松広典
市民環境部長	田邊雄三
健康福祉部長	結城慎二
健康福祉部参事監	永森浩子
農林水産部長	佐藤岳郎
観光商工部長	伊倉直樹
建設港湾部長	立花学
水道部長	柏木弦
新庁舎開設準備室長	武田浩一
企画調整課長	佐々木司
総務防災課長	日野智康
財政課長	小西正敏

.....
教 育 長 岩永雅浩
学校教育部長 北村幸彦
社会教育部長 吉村学

○出席議員（15名）

石垣直樹

○事務局職員

事務局 長 岩尾弘敏

次 長 石 井 公 晶
総務議事係長 和 田 亮
総 務 議 事 係 早 渕 由 樹
係 山 口 諒

御苦労さまでした。

午前10時02分散会

午前10時00分開議

○平賀貴幸議長 おはようございます。

本日の出席議員は15名で、定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

○平賀貴幸議長 本日の会議には、次の議員から欠席の届出がありましたので報告いたします。

欠席、金兵智則議員。

○平賀貴幸議長 本日の会議録署名議員として、石垣直樹議員、古田純也議員の両議員を指名いたします。

○平賀貴幸議長 議事に入る前に、資料の訂正について報告いたします。

さきに配付しました一般質問の順序及び要旨一覧について、お手元に配付の正誤表のとおり訂正いたしましたので御承知おき願います。

○平賀貴幸議長 本日の議事日程は、お手元に配付した第2号のとおりであります。

日程に従い、直ちに議事に入ります。

○平賀貴幸議長 日程第1、既に一括上程中の議案第1号から議案第11号まで、及び報告第1号の合わせて12件を議題とし、大綱質疑を行うわけですが、通告がありませんので、お手元に配付しております議案等付託区分表のとおり、所管の常任委員会に付託の上、会期中に審査することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認め、そのように決定いたしました。

○平賀貴幸議長 以上で、本日の議事日程は全て終了いたしました。

今議会の審議日程に従いまして、各常任委員会において議案等を審査するため、これより本会議は休会とし、再開は12月10日、午前10時としますから参集願います。

本日は、これにて散会いたします。

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

網走市議会議長 平 賀 貴 幸

署名議員 石 垣 直 樹

署名議員 古 田 純 也

令和6年第4回定例会
網走市議会会議録第3日
令和6年12月10日（火曜日）

○議事日程第3号

令和6年12月10日午前10時00分開議

日程第1 一般質問

○本日の会議に付した事件

一般質問（里見議員、深津議員、澤谷議員、
古田議員、永本議員、古都議員、
金兵議員）

○出席議員（16名）

石垣直樹
井戸達也
小田部照
金兵智則
栗田政男
里見哲也
澤谷淳子
立崎聡一
永本浩子
平賀貴幸
深津晴江
古田純也
古都宣裕
松浦敏司
村椿敏章
山田庫司郎

○欠席議員（0名）

○説明のため出席をした者

市長 水谷洋一
副市長 後藤利博
企画総務部長 秋葉孝博
企画総務部参事監 小松広典
市民環境部長 田邊雄三
健康福祉部長 結城慎二
健康福祉部参事監 永森浩子
農林水産部長 佐藤岳郎
観光商工部長 伊倉直樹
建設港湾部長 立花学
水道部長 柏木弦

廃棄物処理広域化推進室長
新庁舎開設準備室長
企画調整課長
情報政策課長
総務防災課長
総務防災課参事
職員課長
財政課長
生活環境課長
生活環境課参事
廃棄物処理広域化推進室参事
廃棄物処理広域化推進室参事
健康推進課長
健康推進課参事
社会福祉課長
介護福祉課長
水産漁港課長
観光課長
商工労働課長
観光商工部参事
観光商工部参事
建築課長

（市民環境部長）
武田浩一
佐々木司
高橋剛
日野智康
阿部昌和
高橋健司
小西正敏
寺口貴広
八百坂則勝
田中正幸
松井直之
本橋洋樹
今野多賀子
清杉利明
小沼寛人
渡部貴聴
井上博登
中村幸平
田端光雄
野口公希
小原功

教育長
学校教育部長
社会教育部長
社会教育課長

岩永雅浩
北村幸彦
吉村学
湯浅崇

○事務局職員

事務局長 岩尾弘敏
次長 石井公晶
総務議事係長 和田亮
総務議事係 早渕由樹
係 山口諒

午前10時00分開議

○平賀貴幸議長 おはようございます。

本日の出席議員は16名で、全議員が出席しております。

ただいまから本日の会議を開きます。

○平賀貴幸議長 本日の会議録署名議員として、金兵智則議員、里見哲也議員の両議員を指名いたします。

○平賀貴幸議長 本日の議事日程は、お手元に配付した第3号のとおりであります。

日程に従い、直ちに議事に入ります。

○平賀貴幸議長 日程第1、一般質問を行います。

前例に従い、通告順に発言を許します。

里見哲也議員。

○里見哲也議員 ー登壇ー おはようございます。希政会の里見です。

今日は一つだけ手短かに質問させていただきます。

魅力あるまちづくりにおける「まちなか・中央商店街かいわい」の活性化支援について伺います。

いよいよ年明け2月に、市役所新庁舎がまちなかに移転・供用開始となります。

まちづくりの位置的なデザインでは、本年3月、都市機能誘導構想の提案で、コンパクトシティの方向性に向けて、行政ゾーンと観光交流ゾーンがエリアとして示されています。そして、その真ん中に位置するのが、中央商店街 a p t . 4（アプトフォー）であります。

さらに、本年8月、網走かわまちづくりで網走川沿いの散策路が完成し、この川沿い、a p t . 4、道の駅などが、その散策ルートに示されていることから、位置的に重要性が高いと考えられます。

また、第2期網走市まち・ひと・しごと創生総合戦略では、「まちなか居住の推進」、あるいは「歩いて暮らせるまちづくり」の取組が示されており、まちなかには市の公営住宅も複数存在することからも、中央商店街かいわいの活性化は、住民にとっても期待されていると考えます。

現在も専門店などでは、ほかのまちからもお客様が訪れる有名店が複数ありますし、飲食業では予約しないと入れない人気の店もあります。また、「あったかよじょう屋台村」やショップ・イン・ショップ、ナシタでのイベントやセミナーなど、人流を呼び込む各種取組がされている一方で、空き店舗も目立つ現状があり、このエリアの活性化は、先日、地元網走桂陽高校生からも請願が提出され、注目されているところであります。

そこでまず、新規開業など事業者への支援として取り組んでいる今年度の起業・事業展開等支援事業

補助金の、ここまでの支援状況について伺います。

○伊倉直樹観光商工部長 新規の出店や開業する事業者への支援につきましては、令和5年度までは、商店街空き店舗・空き地活用事業や、起業化支援事業において実施してきており、今年度は、事業者の取組を促進することを目的といたしまして、物件賃借料補助の期間延長や対象区域の見直しなど、支援内容を拡充し、新たに起業・事業展開等支援事業補助金として実施をしております。

今年度の事業実績につきましては、現時点で相談件数が20件、うち10件が申請済みという状況でございます。このうち市街地区南東南西の、いわゆるまちなかにおける出店については5件という状況となっております。

○里見哲也議員 昨年と比べると件数、あるいはもっと前と比べると、今年度は多い状況なのか。時期がまだ11月末ぐらいとかで中途ですけれども、その状況をお知らせください。

○伊倉直樹観光商工部長 まず、相談件数につきましては、今年度より事業の統合を図った効果もあって、非常に問合せが多いというような状況でございます。

また、この事業についての申請の許可件数についても、従前と比べると、この時点においては比較的多い状況となっております。

○里見哲也議員 活性化はまちなかばかりではないですけれども、件数が多いのはすごくいいことかなと思いますし、現に、4条、a p t . 4に面したところではない、ちょっと1条外れたようなところの出店もありますから、きっと効果があったのだらうなというふうには思うのですね。一般的に民間の事業者が新たに出店や移転をするためには、資金面で相当のリスクが内在しますので、大変効果があるのだらうなと思います。

そこで次に、集客力のある店舗の動きについて伺います。

当市においては、現在郊外地区、まちなかではないところを主に、大手資本による出店や移転、結構大きな移転とかが見受けられますけれども、このまちなかにおいて、かつてのラルズさんのような集客力のある店舗のまちなか出店の動きや、今後の見通しなど、何か情報があれば、把握している範囲でお知らせください。

○伊倉直樹観光商工部長 集客力のある商業施設や店舗などの出店は、地域ににぎわいをもたらし、新

たな人の流れが生まれる可能性があると考えておりますが、今のところ、大型店舗等の進出の情報はありません。

地域にお住まいの方に限らず、近隣市町村からの来訪者の増加、交流人口増加の観点からも、商業のみならず人が集まる取組は必要なことから、引き続き、分野を限定せず、情報収集や出店動向の把握に努めたいと考えてございます。

○里見哲也議員 冒頭申し上げました、エリアの魅力向上、これが今おっしゃったように、人の流れをつくり、魅力あるまちづくりにつながると考えます。そして、市役所移転により、人の流れも変わっていくことが予想される中ですから、人が集まるにぎわいの商業地域への支援については、ますます将来に向けてさらなる充実も期待いたしますが、いかがでしょうか。

○伊倉直樹観光商工部長 まちなか・中央商店街かいわいは、網走の歴史的にも、地域住民や観光客が集い、にぎわいが生まれる市の顔、中心的な位置づけであると考えております。

これまで、新庁舎の完成、供用開始に向け、人の流れが変わり、新たな需要が生まれることが期待される中、コロナ禍を経て、商業地域、いわゆるまちなかにも、起業・事業展開等支援事業補助金を活用した新規の開業や出店などの動きも出てきております。加えまして、まちなかを会場とする各種のイベントも、様々な団体が主体となり開催されておりますように、にぎわいを生む取組も行われております。

新庁舎移転後、まちなかにおける人々の動きがどのようになっていくのか、どのような需要、ニーズが生まれてくるのかを注視しながら、起業・事業展開等支援事業補助金の支援内容の見直しとともに、将来的な商業地域への支援の在り方やにぎわいづくりに取り組んでまいります。

○平賀貴幸議長 里見議員。

○里見哲也議員 ありがとうございます。

今お話のあった、市の顔ですとか中心的な役割ということの中で、市の補助制度も活用しながら、ぜひ新たな出店をしたいなというような人が増えていくことを期待し、市のほうの支援も期待して、私の質問を終わります。

○平賀貴幸議長 ここで、理事者入替えのため暫時休憩いたします。

午前10時10分休憩

午前10時11分再開

○平賀貴幸議長 休憩前に引き続き、再開いたします。

一般質問を続行いたします。

深津晴江議員。

○深津晴江議員 ー登壇ー 民主市民ネット、深津晴江でございます。

網走市が幸せに暮らせる持続可能なまちになることを願い、この歴史ある網走市議会議場における最後の一般質問を心を込めて行わせていただきます。

初めに、「つながる」まちづくりについてです。

近年、年代問わず、市内で一人暮らしをされている方が多いと感じています。単身世帯とは、一人で1戸を構えて暮らしている人、間借りして一人で暮らしている人、寮・寄宿舎、下宿屋に住んでいる単身者一人一人を示す言葉だと認識しております。また、国勢調査による家族類型の単独世帯と同様と考えているところでございます。

そこで、まず、網走市における年齢別単身世帯数とその推移についてお伺いいたします。

○小松広典企画総務部参事監 網走市における年齢別の単身世帯数についてであります。直近の令和2年国勢調査結果では、10歳から20歳代では2,083世帯、30歳から50歳代では2,399世帯、60歳代では877世帯、70歳代では1,033世帯、80歳以上で869世帯となりました。

また、単身世帯数の推移につきましては、20年前の平成12年国勢調査結果と比較しますと、10歳から20歳代では973世帯、率では31.8%の減、30歳から50歳代では436世帯、22.2%の増、60歳代では305世帯、53.3%の増、70歳代では451世帯、77.5%の増、80歳以上では632世帯、266.7%の増となりました。

○深津晴江議員 やはり高齢者の単身世帯が増えていくという現状があるというふうに認識いたしました。

単身世帯である理由は様々かと考えますが、未婚化、晩婚化が進み、離婚も増えていること、また、高齢期は長期化し、誰とどこで過ごすのかなど含めて家族との関わり方も変化しているものと考えられています。

孤独とは精神的なよりどころとなる人や、心の通じ合う人などがなく寂しいことと定義されています。

また、物理的には大勢の人々に囲まれていても、

自分の心情が周囲の人から理解されていないと感じるならば、それは孤独であると言われていました。また、孤独の感じ方は発達段階の各時期によって異なることが知られています。

内閣府における孤独・孤立の実態調査に関する全国調査では、孤独感が「しばしばある・常にある」との回答が4.8%、「時々ある」が14.8%、「たまにある」が19.7%と報告されています。

今回は、単身世帯に限らず、孤独を感じている市民の現状についてお伺いします。高齢者だけではなく、あらゆる世代の状況を把握されていらっしゃるかもしれませんが、お示しください。

○結城慎二健康福祉部長 孤独を感じている市民の現状についてでございますが、今年7月に市が18歳以上の市民1,500名を対象に、地域福祉に関するアンケート調査を実施しまして、446件の回答を受けております。

このアンケートでは、本年4月に孤独・孤立対策推進法が施行されたことを受け、孤独・孤立に関する設問を設けましたが、その結果、「この1年で自身が社会的に孤立するという課題を抱えた」と回答された方が2.9%、「この1年で市内において、他者が社会的に孤立するということを見たり聞いたりした」と回答された方が4.7%となっております。また、「近所付き合いがほとんどない」と回答した方が11.3%、「ふだんの生活で不安に感じることを相談できる人がいない」と回答した方が7.3%となっております。

○深津晴江議員 やはり一定数孤独と感じていたり、あるいは見聞きたり、あるいは付き合いがないという方が11%以上あるということで、1割以上の方が近所付き合いがない、あるいは相談できる方がいないということも私はすごく心配している状況でございます。

それでは、一般的に孤独が及ぼす影響をどのように認識しているか、お伺いいたします。

○結城慎二健康福祉部長 国が策定しております孤独・孤立対策に関する施策の推進を図るための重点計画では、関係性の貧困と言える孤独・孤立状態は、心身の健康面への深刻な影響や、経済的な困窮などの影響も懸念されており、孤独・孤立は命に関わる問題であるとの認識が必要であるとされております。

この計画では、具体的な健康面への影響として、イギリスの研究結果が示されておりますが、これに

よりますと、孤独は肥満や認知症、高血圧のリスクを高めるなどの健康被害をもたらす。社会的なつながりが弱いと、1日15本の喫煙と同程度の健康への悪影響がある。健康格差に影響を与えるとされております。また、一般的には、社会からの孤立がセルフネグレクトや社会的排除を生み、鬱病などの精神疾患や自殺リスクが高まるとされていると認識しております。

加えて、高齢者では、社会的なつながりを持つことが、フレイル予防にもつながるとされていると認識しております。

○深津晴江議員 孤独が及ぼす影響について、ここは意見を同じくさせていただいたというふうに思っております。

それでは、第3期網走市民健康づくりプランにおいて、網走市民の健康上の課題として、人口減少と少子高齢化が進行、世帯数の減少と1世帯当たり人数の縮小が続き、特に単身世帯の孤独化が懸念されると記述されています。網走市は、孤独化・孤立化などの対策として、認知症カフェあえる、あるいは高齢者ふれあいの家、また2か所の子育て支援センターなど、様々な場や機会をつくっていることは承知しております。しかし、市民の交流の場、あるいは孤独感を軽減する役割は十分に果たしていない現状であるのではないかと考えています。

全国では、成功事例が幾つも存在しています。時々テレビなどでも取材がありまして、報道されている状況もあります。

例えば、栃木県大田原市、一般社団法人えんがおでは、全世代参加型のごちゃ混ぜのまちづくりが進められています。やはりこれからは、ごちゃ混ぜという表現が妥当かどうかは検討が必要かと思いますが、これをキーワードにいろいろなまちづくりでなっているのが、今の現状かなというふうに私は認識しております。

そこでは、年配の方が楽しくおしゃべりする姿、その横にはディスカッションする若者たちや犬や猫がくつろぐ姿、あと、駄菓子屋の棚の前には小学生たち。これは、高齢者が気軽に訪れることができる居場所として、空き店舗を借り受け、商工会議所と立ち上げた施設です。1階には地域サロンとフリースクール、2階には学生向けの勉強スペース、一日中一人で過ごす高齢者の居場所づくりと、勉強場所に困っている学生の双方のニーズに応えることで、自然に多世代交流ができる空間となっています。

この施設は、立ち上げた代表が、高齢者の1週間に1回、電話でもいいから誰かと話がしたいという言葉に強い衝撃を受け、会話がなく独りぼちでいる高齢者の孤立をどうにかしたいと思ったことがきっかけとなりました。

私自身も、私の傾聴力はさておきまして、久しぶりに話ができたとき長時間話し込む中高年の方々に頻繁に出会ったり、あるいは交流の場として地域食堂を強く望む高齢者もいます。実家が遠くて知り合いがいないと悩む子育て中のママさん、あるいは赤ちゃんを見て触れて本当に笑顔になる高齢者など、多く出会います。年齢、性別、障がいの有無、国籍、文化など異なる人々が存在するまちを楽しむためには、自然につながる、つながれる場や機会が必要です。そして、そのような市の孤独感を軽減できる対策となるのではないのでしょうか。網走市の既存の施設や機会を利活用し、できることから始めてはいかがでしょうか。

また、先日、里見議員もおっしゃっていましたが、高校生からフリースペースの設置を求める請願が出されました。日頃から人が集まり、にぎわいのある場所づくり、交流の場を求めたものです。このように、世代を超えたつながる場の創出を市民は求めています。市の展望をお伺いいたします。

○結城慎二健康福祉部長 議員お示しのとおり、当市では、介護予防や子育て支援を中心に、様々な集いの場がございまして、それぞれの年齢属性等の限定はあるものの、交流の場としての役割を果たしているものと考えております。

一方で、孤独・孤立対策では、そうした場にもつながることができない方々にどうアプローチするかが重要になってくると考えております。

受皿として、新しい形の集いの場を設置しても、そこにニーズや魅力がなければ、求める機能は十分に果たせないこととなります。ほか自治体の例がそのまま当市のニーズに合致するものではないと考えておりますが、国の重点計画では、様々な世代が集う場については、孤独・孤立の問題を抱える当事者にとっては、身近な地域における人とのつながりや自身の役割を持つ場となり、気軽に話や相談をしあったり、早期対応につなげたりするなどの場にもなるとともに、地域コミュニティの形成維持にも資するものとされております。

こうしたことから、多様なつながりの場について、既存の仕組みの活用を含め、今後、研究してま

いりたいと考えております。

○深津晴江議員 研究していただけるというお話ですので、大変心強い御意見だなというふうに、御答弁だなというふうに感じております。

確かに場をつくったからといって来るかとなると、本当に来ない人たちをどうするかという問題があるというのは、私も承知しているところなのですが、ただ、やはり気軽に行けるように場がないと誰ともつながれないという状況がありますので、ぜひ、気軽に相談できたり、本当に市役所としてはいろいろな場とか機会はあるのですが、もっとやはりこちらから出向いていったりとか、何かそういうような機会の創出をぜひ今後も、ほかのまちが全て当てはまらないというのは、それは重々承知しておりますが、それを言っていては何も始まらないというふうに考えますので、この網走の市民の力なども活用しながら、ぜひ、そういう場をつくっていただいて、孤立感なくしていく、つながれるまちづくりを進めていただければというふうに思います。ぜひよろしくお願いいたします。

問題の意識は共有できたかと思しますので、本日の大きな成果だなというふうに考えております。

次に行きます。次は外国人技能実習生等についてです。

市内で外国人技能実習生等を見かけることが増えています。今回の質問では、技能実習生は制度的に労働者ではありませんので、市内に在住している労働者も含めて外国人技能実習生等と表現いたします。

働き手の人材不足は網走市において大きな問題となっている中、外国人は貴重な労働力となっています。市は今春から市営住宅の目的外使用を可能とし、外国人技能実習生等が居住できるように環境を整えました。これは、働き手不足の網走市にとっては歓迎すべき施策であります。

一方で、市内の外国人技能実習生等に関する情報が共有できていない部分があると、市民からの訴えが聞こえてきています。

今後、外国人技能実習生等が増えることは予測され、市民の安易な外国人への偏見を生まないようにすることが求められています。安易な偏見は差別へとつながり、我が網走市にとって貴重な存在である外国人技能実習生等と市民との間にあつれきを生んでしまう可能性が危惧されています。

そこで今回の質問は、外国人技能実習生等と市民

とが気持ちよく共存するために、市役所に求められていること、雇用主に求められていること、地域住民に求められていることについて質問いたします。

通告書では質問をまとめて記述いたしました、内容等に変更はございません。御答弁されやすいよう、一つ一つ丁寧に質問をさせていただきます。

まず、現在、市内に外国人技能実習生等の外国人は何人いるのでしょうか。国籍、性別、家族の有無などについて、その推移も併せてお伺いいたします。

○佐藤岳郎農林水産部長 まず、お尋ねのありました、これは外国人技能実習生に限っての人数になりますけれども、令和6年11月30日現在において、外国人技能実習生の人数については273名となっております。国籍は中国、ベトナム、インドネシア、フィリピン、ミャンマー、ネパールの6か国となっております。性別は男性が47名、それから女性が226名となっております。

外国人技能実習生、それから特定技能1号の方については、家族の帯同というのは認められておりませんので、家族の構成は把握をしておりません。

また、推移についてでございますが、市のほうで詳細を把握していない特定技能、それからその他の外国人については増加傾向ということで確認はしておりますけれども、技能実習生については、受入れ可能な人数というのが定められておりますので、基本的に大きな変化はなくて、調査をしております2019年8月末時点で217名おりましたけれども、その後のコロナ禍において、出入国規制の影響等がありまして、一時的に減少しておりますけれども、現在は回復しているという状況になってございます。

○深津晴江議員 人数と推移については理解いたしました。

それでは、その方々の職業、職種等をお伺いいたします。

○佐藤岳郎農林水産部長 外国人技能実習生の職種についてですけれども、市のほうで詳細について確認することはできないのですけれども、事業の関係で、勤務先等からの聞き取りによりまして把握している内容によりますと、養鶏、それから食鳥処理加工業、鳥の加工ですね。それから、水産加工業、それから牛豚の食肉加工業、その他食品製造業、それから宿泊業、それから自動車整備、介護、医療となっております。

○深津晴江議員 本当に様々な分野で、外国人の方

が技能実習生として活躍してくださっているということがよくわかりました。

それでは、その外国人技能実習生等の状況を把握されている部署はどちらでしょうか。

○佐藤岳郎農林水産部長 外国人技能実習生の状況の把握についてでございますけれども、技能実習生については1999年から市内の水産加工業者が中心となった監理団体が設立されておまして、受入れを行っていたことと、あと外国人技能実習生の受入れの支援事業、それから支援の補助金などを水産漁港課のほうで実施しているということで、当市では水産漁港課のほうで聞き取りを行って、必要な情報の把握を行っているという状況になっております。

○深津晴江議員 すみません、確認なのですが、経緯については理解いたしました。例えば介護とか医療とか、そういう特定技能実習生についても、水産漁港課のほうで把握されているというふうに理解してよろしいでしょうか。

○佐藤岳郎農林水産部長 支援事業の窓口が水産漁港課になっているものですから、介護等で働く方々の把握も行っているところでございます。

○深津晴江議員 わかりました。

それでは、様々なところで、分野で働いてくださっているのですが、市は本年度から市営住宅の目的外使用を可能としました。外国人就労者の入居を条件付で可能としました。現在、外国人技能実習生等が入居している市営住宅はどこでしょうか。そして、居住している外国人の人数、国籍、性別を教えてください。

○立花学建設港湾部長 外国人技能実習生等が入居している市営住宅につきましては、大曲1丁目団地、台町団地でございます。11月末現在の居住している外国人技能実習生等の人数、国籍、性別でございますが、人数は40名、国籍ではインドネシア、ベトナム、中国となっております。性別では男性が19名、女性が21名となっております。

○深津晴江議員 状況についてはわかりました。

それでは、改めてなのですが、市営住宅に居住できる外国人技能実習生等の入居対象条件を確認させていただきます。

○立花学建設港湾部長 入居対象条件ですが、入居対象者は、市内事業者で雇用する在留登録のある外国人就労者で、網走市に住民登録をする方としてございます。

また、住宅契約者となる企業への入居対象条件で

すけれども、町内会等へ加入し、町内会等の活動には入居者も含め積極的に参加をすること、隣人等とのトラブルを未然に防ぐなどの指導を行うことを条件としてございます。

○深津晴江議員 ありがとうございます。

今お話しされたところなのですが、厳守事項等で、町内会等活動には入居者も含めて積極的に参加してもらうことというところを盛り込んだ理由について教えてください。

○立花学建設港湾部長 町内会活動への参加を盛り込んだ理由につきましては、これまでも市営住宅の入居者には、町内会あるいは自治会に加入をしていただくこととしてございます。外国人技能実習生等の入居におきましても、同様の条件としたものでございます。また、地域住民とのコミュニケーションを図ることも重要と考えているところでございます。

入居された団地からは、日常の挨拶のほか、町内会で実施した住宅周りの草刈りに外国人入居者も参加し協力をしていただくなど、コミュニケーションを図ろうとする場面も増えているとお聞きしているところでございます。

○深津晴江議員 今、部長の御答弁にありました、地域住民とのコミュニケーション、私も本当に大変重要かと考えているところです。

それでは、地域住民への、市営住宅に入るところで、周知の現状ですとか、実施主体、方法、内容等についてお伺いいたします。

○佐藤岳郎農林水産部長 地域住民への周知の状況についてでございますが、外国人技能実習生及び特定技能外国人の住居につきましては、基本的に受入企業が用意することとなっておりますので、近隣住民への周知等について、市のほうでは把握をしておりますが、今、御質問もいただきましたけれども、市営住宅の入居の際には、住宅の管理者である市のほうから、当該地区の町内会長のほうへも説明が行われているというふうに確認しております。

○深津晴江議員 町内会長さんへの説明がされているという御答弁をいただきましたが、それで市としては地域住民に知らせているよというふうに判断するのは、大変申し訳ないのですが、いささかされていない、地域住民への周知としては不足しているのではないのかなというふうに考えます。

人間は生活していると、決してそのところだけにいるわけではなく、やはりいろいろ道路を挟んだ

隣の町内会のお店に買物に行ったりとか、あるいは散歩したりとか、いろいろ動いていきます。そうなってくると、その町内会、住宅がある、そこだけに言えばいいというだけでは、私は不足しているというふうに考えます。それについてはいかがでしょうか。

○佐藤岳郎農林水産部長 今、御説明させていただきましたのは、外国人技能実習生、それから特定技能外国人の関係についてですけれども、様々周知というのは企業側のほうでされている可能性もあります。それは、事業をやっている私どもで把握をしていないということでの御説明でございまして、そこは、そういったものも把握をするという立場にないものですから、そういった答弁をさせていただいたものでございます。

○立花学建設港湾部長 今回、市営住宅への入居に係る説明につきましては、町内会連合会であるとか、民生委員の方、それから西地区におきましては協議会には御説明をさせていただいておりまして、入居について、市の取組として御説明をさせていただいているところでございます。

○深津晴江議員 その説明はいつなさったか、教えていただいてもよろしいでしょうか。

○立花学建設港湾部長 町内会連合会の理事会につきましては10月16日、西地区の地域活動推進協議会につきましては10月24日、民生委員の役員会につきましては11月13日に行っているところでございます。

○深津晴江議員 10月に様々な機会を使って、住民の方に説明されたということについてはわかりました。

ただ、もう一度確認させてください。住居、市営住宅に住まわれたのはいつからになりますか。

○立花学建設港湾部長 入居につきましては、4月から入居しております。

○深津晴江議員 4月から制度を変えて入居を速やかにしていただいたというところで、地域住民への説明が事業者が主体であるというふうに、市役所側は考えているということは理解いたしました。セッかく説明する機会を設けるのでしたら、もっと市民が不安にならないように、早くできなかったのかなというふうに思います。

それで、次に行きますが、外国人技能実習生との地域住民、市民ですが、その関係構築に向けた取組の現状と、担当部署についてお伺いいたします。

○佐藤岳郎農林水産部長 外国人技能実習生と地域住民の関係構築に向けた取組の状況ということでございますが、現在、担当部署というのはありませんけれども、今年度から社会教育事業の一つとして、技能実習生を含む市内の外国人の方が地域を学んだり交流する機会として、多文化共生に取り組んでいるところでございます。

○深津晴江議員 わかりました。

地域住民との交流を図っているということなのですが、その点について、もう少し地域住民との交流というところをどのようにされているのかということについて、お聞かせください。

○吉村学社会教育部長 教育委員会では、子供たちが幼少期から外国語や異文化に触れる機会は、国際化に適応できる人材の育成として大切なものと従前から考えておりますので、英会話指導員を配置するなどして、子供たちへの国際理解のための体験事業に取り組んでいるところでございます。

令和6年度からは、市内の在住外国人の方が、網走の魅力や文化を学ぶ機会として、また市民とも交流する機会として、多文化共生推進事業の取組を新たに開始しました。具体的な取組なのですが、5月にエコセンターで開催したインターナショナルフェスタ in 網走では、市内文化団体、サークルの市民ボランティアにより、在住外国人の方が書道や茶道、そば打ちなどといった日本の文化を体験したほか、JICA国際協力機構の協力をいただきまして、市民向けに外国の衣装や文化を学ぶコーナーやパネル展を開催いたしまして、異文化について学習してもらう機会としました。会場には多くの市民、外国人が異文化体験、互いに交流を行うなど、外国人の方と市民が手ぶり身ぶりも交えて様々なコミュニケーションを取りながら、互いの異文化を感じていただく機会となったものと考えております。

また、来年1月にも、在住外国人の方を対象といたしまして、冬の網走を体験できる取組を企画しているところでございます。

○深津晴江議員 そのようにフェスタを通じたり、あるいは冬のこれから体験していただくという企画は大変いいと思いますので、ぜひ友好になるようにしていただければというふうに考えます。

それでは、地域住民と外国人が交流する上で、外国人を雇用している側の企業が果たす役割は、先ほども御答弁いただきましたが、どのようなことが考えられるか教えてください。

○佐藤岳郎農林水産部長 地域住民と外国人が交流する上で、雇用側が果たす役割についてということでございますけれども、一次受入機関であります監理団体や雇用する企業は多岐に及んでおり、また状況も様々であるということから一概には言えませんけれども、現状、人材は多くの業種で慢性的に不足しておりまして、今後、新たに導入される育成就労では転職等も可能になるということでもありますので、外国人人材を確保することがさらに困難になることが予想されております。そのため雇用側においても、外国人が住みやすく働きやすい環境を整えることが将来的、そして長期的な人材確保にとって重要であるというふうに考えております。

○深津晴江議員 わかりました。

それでは、現在、外国人技能実習生等、また、地域住民がそれぞれ抱える課題はありますでしょうか。どのように認識しているか、お伺いいたします。

○佐藤岳郎農林水産部長 現在、外国人技能実習生等と地域住民が抱える課題についてですが、今年から新たに入居している市営住宅が位置する地域において、一部住民から戸惑いの声もあると聞いておりますけれども、市としては全体的に大きな課題があるというふうには認識しておりません。

○深津晴江議員 御答弁いただいた言葉で恐縮ですが、大きなことが起こったら困るなというふうに考えているところです。それを起きないようにしていただければというところです。

網走市に在住する外国人技能実習生等と市民が抱える様々な課題を軽減させるための一つとして、まずお互いを知ることが重要だと考えます。お互いの存在を知っていくということが大事かと思います。相互理解ができ、良好な関係を築ける場や機会の創出が必要だと考えますが、見解をお伺いいたします。

○佐藤岳郎農林水産部長 関係性を築く場の創出についてということでございますが、現時点で先ほど答弁させていただきましたが、網走市に在住する外国人技能実習生と市民の間に大きなトラブルは生じていないというふうに認識しておりますけれども、市民と外国人が円滑に生活するためには、相互理解による良好な関係を築くことが重要であるというふうに考えております。

一方で、技能実習生など外国人は国籍も非常に多岐にわたっておりまして、文化や趣味、考え方の変

化、それから近年はインターネット社会の進展ということもありまして、SNSを活用した交流の場、機会ということも出てきておりまして、多様化しているというふうに認識しておりますので、市民、外国人、双方ともが望むものも複雑化しているというふうに認識をしております。

市としても、今後も監理団体や受入企業の意向を聞き、対応していきたいというふうに考えております。

○深津晴江議員 わかりました。

それでは、今までのいろいろな質問を通じまして、結果的には対応する窓口が一本化されていない現状があるかなというふうに考えます。今後、増えるであろう外国人技能実習生等と、その家族に対する地域住民とのスムーズな交流を進めるためには、当面は市役所が、監理団体さんがあると理解いたしました、やはり中心的な役割を担うべきだと考えます。市役所に外国人技能実習生等に関する相談や対応する窓口を開設すべきだと思いますが、水谷市長の見解をお聞かせください。

○水谷洋一市長 ー登壇ー お尋ねがございましたのでお答えをしたいと思います、御質問が今ありました。ちょっとメモをしていましたけれども、今後増えるであろう外国人技能実習生とその家族に対する地域住民とのスムーズな交流と、網走市はその中心的な役割を担うべきだと、このように御質問をされて見解というお話でありましたが、答弁にちょっと窮しております、先ほど佐藤農林水産部長のほうから、家族については帯同は認められていないというお話を答弁させていただいたわけでございます。深津議員から、今後増えるであろう技能実習生とその家族というお話でございましたけれども、家族が増えるというのは、帯同が認められていませんので、在留許可が下りていない人たちが増えるということをお話でされておられるのか、それとも家族が増えるという意味合いというのを、外国人実習生についてどのように把握できるのか、ちょっと答えに窮しておりますので、ちょっとどうお答えを。もしよろしければ御質問の御趣旨を教えてください、今まで佐藤農林水産部長が答弁した内容に沿った答弁ができるのかなという感じがしておりますので、ちょっと御教授をいただければと思います。すみません。

○深津晴江議員 申し訳ありませんが、市長さんの見解をお聞かせいただきたいのは窓口の一本化、

今、様々なところで関わっていらっしやって、今は水産でということなのですが、住宅に関しては建築だったりとかしている、その窓口を一本化しませんかというところのお考えをお伺いできればというふうに思っております。

○水谷洋一市長 ー登壇ー 窓口を一本化についてもありますけれども、家族に対する窓口の一本化ということに、増えるから、外国人実習生とその家族に対する窓口の一本化という話でありますけれども、その御質問の御趣旨というのが、外国人実習生というものは、在留許可が得られない人たちが今後増える可能性がある、窓口をつくってきちんと地元で対応してくださいという御趣旨であれば、意味合いがちょっと違ってくるのかなという感じがしておりますので、やはり御質問のポイントというのは、やはり今回は、外国人実習生については答弁をしていたとおりでございますけれども、家族については初めて今までの議論の中で出てきたワードでもございまして、そこで佐藤農林水産部長のほうも帯同は認められていないという答弁をさせていただいた上で、なお一層私に問いかけをされたわけでございます、家族も含めた窓口をつくるというのは、どう答えていいのかちょっとありますが、そのところをもう少しお知らせをいただければと思います。すみません。よろしくお願いいたします。

○平賀貴幸議長 暫時休憩します。

ちょっと確認をしたほうがよさそうですので。

午前10時56分休憩

午前11時10分再開

○平賀貴幸議長 休憩前に引き続き、再開いたします。

一般質問を続行いたします。

○深津晴江議員 それでは、当面は市役所がその中心的な役割を担うべきだと考えます。市役所に外国人技能実習生等に関する相談や対応する窓口を開設すべきだと考えますが、網走市長の見解をお伺いたします。

○水谷洋一市長 ー登壇ー 先ほどからやり取りをさせていただいている技能実習生等ということに限っての相談窓口というようなお話と承りました。

現在、外国人技能実習生については、監理団体を通じて受入先企業等に入っておりますけれども、技能実習生の相談体制につきましては、監理団体の役割が一つとなっておりますので、主にそこが窓口として対応されているところだと、このように思っ

おります。

先ほどから佐藤農林水産部長のほうからも御答弁をさせていただきましたが、相談内容に応じて、市は部署が対応しておりまして、現在のところ大きな課題は発生しておりませんが、市といたしましては、引き続き受入先企業と連携しながら外国人労働者の課題把握を行い、課題が発生した場合には関係部署と情報共有をして、今後とも対応してまいりたいと、このように考えております。

○深津晴江議員 貴重な存在ですので、実習に来てくださっている方、あるいは市民も戸惑わないように情報共有しながら、ぜひ進めていただければというふうに考えております。

それでは、最後の質問に移ります。防災対策についてです。

石破総理の肝煎り政策が防災庁の新設です。天災が頻発する中、平時の防災から災害後の復旧復興までを一元的に指揮する組織にするというものです。本年11月1日に令和8年度中の設置を目指し、防災庁設置準備室が発足いたしました。発足室において、石破総理は、十分な数の災害対応のエキスパートをそろえた本気の事前防災のための組織が必要であると訓示しております。

災害が発生しましたら、様々な関係機関、団体が一致団結して、被災者の支援に取り組む必要があり、防災庁には行政各部、さらには民間の団体とも緊密に連携しながら、政府の災害対応をリードする司令塔としての役割も期待されています。

このような政府の動きに注目しているところではありますが、網走市において、想定外を縮小させる取組は重要だと考えております。

専門的スキルを持った資格の一つとして防災士があります。防災士とは、自助・共助・協働を原則として、社会の様々な場で防災力を高める活動が期待され、そのための十分な意識と一定の知識・技能を習得したことを、日本防災士機構が認証した人です。

令和6年10月末時点で、全国で累計29万8,682名が認証登録されています。

災害の多発により、地域の自主防災組織や学校、福祉施設、事業所等で、防災士の配置・活用の動きが広がっています。網走市における防災士の人数、年齢、性別、活動状況の現状と、網走市職員の防災士の現状についてお伺いいたします。

○秋葉孝博企画総務部長 防災士の認証及び登録に

関しましては、市への届出の必要がないため、市内の防災士の認証者数は把握しておりませんが、市内の防災士認証者が、地域での避難訓練のコーディネーターや地域の防災マニュアルの作成、科学フェスティバルでの災害時に役立つ体験ブースの出展など、地域防災力の向上に御協力をいただいているところでございます。

市職員では、防災知識の向上のため、平成25年度から、総務防災課職員を対象に資格取得を進めており、現在、庁内に防災士は6名、年齢別では40歳代1名、50歳代5名、性別は全員男性となっております。

○深津晴江議員 市職員でも防災士さんが6名いらっしゃるということは、大変心強い状況だなというふうに考えております。

女性の方はいないということですが、網走市地域防災計画の中に、「被災時において、男女のニーズの違い等、性差を考慮した男女双方の視点に十分配慮するよう努める」と書かれています。また、自主防災組織の育成等に関する計画にも、「女性の参画の促進に努め、性差による細かな視点から自主防災の在り方を検討できる体制とする」とあります。

避難所には、女性職員を配置する計画があることは承知しております。しかし、女性だということだけではなく、専門的に防災・減災を学んだ女性の活動は重要だと考えています。網走市職員の防災士、特に女性の防災士の育成計画についてお伺いいたします。

○秋葉孝博企画総務部長 これまで防災対策に当たり、一定の知識や技能を身につけることが必要と考え、総務防災課職員を対象に、防災士の認証取得に取り組んできたところでございます。

議員お話のとおり、防災対策における女性の視点や活躍は重要でありますので、女性職員の防災士の認証取得に向けて取り組んでまいります。

○深津晴江議員 大変ありがたいお言葉だったと思います。ぜひ、職員の方、しっかり防災・減災を学んで活躍していただければというふうに思いますので、よろしくお伺いいたします。

次の視点に移ります。

災害サイクルとありますが、今回は発災から慢性期に対応する支援者が抱える課題の認識についてお伺いいたします。

○秋葉孝博企画総務部長 主に災害医療で使われる災害サイクルでは、災害の発生から復興を終えるま

で時間的な経過を捉え、五つのフェーズに分けて、それぞれ課題が整理されています。

防災全般になりますが、発生期には初期対応の混乱、情報収集の困難、被災地へのアクセス制限、急性期には物資の不足、衛生環境の悪化、心理的な問題への対応、慢性期には支援の継続性、コミュニティの再生、経済的自立などの課題が挙げられています。

こうした中、市職員をはじめ消防、警察、自衛隊、医療、介護、インフラ、ボランティアなど、被災者を支援する側でも、災害が長期化する中、心身ともに疲労の蓄積、使命感と現実との葛藤、罪悪感、惨事ストレスに加えて、特に地元の支援者では、自分自身や家族が被災者でありながら公務の優先など使命感のため、自分自身の心身の不調を自覚しにくいといった、こうした課題が挙げられています。

○深津晴江議員 わかりました。共通認識できたかなというふうに考えております。

網走市災害時業務継続計画におきまして、「職員の応援体制について、自庁職員のみで災害復旧に関する事務を処理することには限界があることを考慮し、北海道及び市町村相互の職員派遣に関する応援協定に基づき、道内自治体職員の派遣要請について検討する」と記載があります。

また、職員の健康管理、現状と課題については、災害時、非常時優先業務を継続していくためには、従事する職員の健康管理にも留意する必要がある。特に災害対応は長期にわたることから、適度に休憩しなければ疲労が蓄積し、体調を崩すこととなると。先ほど部長が御答弁いただいた課題を共通認識できたというふうに考えております。

例えば、東日本大震災を体験した看護職員の災害時の苦労と退職意向に関する調査においても、やはり強いストレスを受け、退職意向を高めたということも報告されています。

また、消防職員のストレスも分析した結果によりますと、しばらくたってからストレス反応を示して、遅発性ストレスが多く見られることも明らかになっております。

この理由としては、管理職は災害や事故の終息後に達成感の不足や、先ほど部長が御答弁いただいたとおり、支援者、対応している方々も大変なストレス状況にあるというふうになっています。

今年行われました防災フェアにおいて、日本赤十

字北海道看護大学の根本教授の言葉が、私は胸に刺さりました。それはどういうことかと申しますと、発生確率が高いと予測されている千島海溝沿い地震が根釧地区で起きた場合、網走も無傷ではいけないというものでした。

また、講演後に、「元旦に発生した能登地震、2週間後に被災地に入ったが、保健師等がとても疲れ切っていた。今までも災害地では多くの退職者を出している」とお話を伺いました。

災害が少ないというふうに言われている網走ですが、現在も備蓄など進められていることは承知しております。さらに、できる限りの備えをして、防災・減災に努めていく必要を強く感じています。その一つが、市民を守ると同時に、市職員及び市管理職の心身の健康を保つための体制づくりです。災害時の支援者支援対策についてお伺いいたします。

○秋葉孝博企画総務部長 災害に対応する支援者の健康管理、精神的な支援は非常に重要なものと認識しております。

災害発生の直後など緊急性の高い状況では、職員に対し一時的に負荷がかかることが想定されますが、基本的には疲労の蓄積を防ぐため、交代要員を充て、休憩・食事・睡眠時間を確保し、健康管理に努めることが必要だと考えております。今、議員のお話もありましたが、大規模災害など市職員だけでは対応できない場合には、自衛隊への災害派遣要請や市町村相互の応援等に関する協定に基づく北海道への職員派遣要請により、人員の確保に努めたいと考えております。

また、職員の健康管理につきましては、現在、職員の健康相談を担っている産業医及び職員課保健師に御協力をいただきながら、心身の健康確保に努めてまいります。

○深津晴江議員 支援者支援というところで計画にもありますし、今、部長が御答弁いただいたとおり、協定を結んでいるところに応援を求めるということなのですが、私は、そこは物資などももちろんですし、最初の急性期はやはり人命救助というところが第一になってくるかと思うのですが、それが終わった72時間ぐらいには、やはり職員の応援体制を速やかにちゅうちょなくつくっていただけることを期待いたしまして、私の質問を終わりたいと思います。

○平賀貴幸議長 ここで、理事者入替えのため暫時休憩いたします。

午前11時24分休憩

午前11時26分再開

○平賀貴幸議長 休憩前に引き続き、再開いたします。

一般質問を続行いたします。

澤谷淳子議員。

○澤谷淳子議員 ー登壇ー 公明クラブの澤谷でございます。通告のとおり、1点だけ質問させていただきます。

当市も高齢者が増えるとともに、加齢性難聴の方も増えます。そのような聞こえの不安がある方に、軟骨伝導イヤホンという集音器付きのイヤホンがあるのを御存じでしょうか。これをつけると、大変よく聞こえるそうで、耳穴を塞がないので、さっと除菌ペーパーなどで拭くだけで、使い回しもよく、今、市役所や銀行の窓口カウンターに設置するところが増えていきます。20年も前から、一人の大学の先生が開発されていたようなのですが、製品化は昨年くらいからのようです。

当市の認識をお伺いいたします。

○結城慎二健康福祉部長 軟骨伝導イヤホンの認識についてでございますが、一般に音を聞く方法には、気導音と骨導音の二つがございます。議員お示しの軟骨伝導イヤホンにつきましては、このうちの骨導音を使用するもので、耳の軟骨を使用して音を脳に伝達するもので、イヤホンは耳に入らず耳に乗せるものであります。また、イヤホンを耳に入れることがないため、汚れにくく、全国の公共機関などにおいても導入は進んでおりますが、このイヤホンは、感音性難聴、いわゆる加齢性難聴の方には十分に効果が感じられない場合があるものと認識しております。

○澤谷淳子議員 加齢性の難聴にはちょっと効果がまだわからない部分もあるということですか。

一応、現在の市民課のカウンターは、書かない窓口になっており、会話の機会は多いと思います。職員の方はマイクでお話ししてくれていると思いますが、来庁者の方もマイクでお話するのですけれども、聞こえに不安のある方は、マイクの声であっても聞き取りづらいこともあり、来庁者も職員さんも、つい大きな声で互いに話すということはないでしょうか。もしそうなると、周りの方に聞こえてしまうのも嫌だと思います。

今、老眼鏡の設置はあるかわかりませんが、加齢による目が見づらい方には老眼鏡と同じよ

うに、耳が聞こえづらい方には軟骨伝導イヤホンを、ぜひ新庁舎へ引っ越しのタイミングでもよいので、新庁舎のカウンターはマイクがないと聞いておりますので、ぜひカウンターに設置していただけないでしょうか。

一応、加齢性難聴の方に向けて、この学長さんは開発したというふうにお聞きしておりましたので、いかがでしょうか。

○結城慎二健康福祉部長 先ほども御答弁申し上げましたとおり、全国の公共機関で導入が進んでいることは承知しております。しかしながら、先ほども申し上げました、一部の調査結果ということにはなるかもしれませんが、いわゆる加齢性難聴の方には十分な効果を感じられない場合もあるとされていることから、現時点で窓口への設置は考えておりませんが、既に先行して導入している自治体もございますので、そこでの活用の実態等について調査をさせていただきたいと思います。

○澤谷淳子議員 それでは、それに関連しまして、一般社団法人日本補聴器工業会の昨年度の調査によりますと、日本の難聴者は人口の10%、約1,300万人に上りますが、補聴器所有率はわずか15.2%しかないそうです。その理由は、まず医療機器の補聴器は非常に高額であることや、ハウリング、ピーピー音ですね、それで耳穴にずっとそれを装着は疲れるなどです。しかし、聞こえづらさを放っておくと、認知症発症の一因にもなるようです。

幸い、当市は令和5年度から、軽度・中等度難聴者補聴器購入費の助成を行っていて、加齢性難聴にも対応していました。国が定めた補聴器購入の基準額と見積額の、いずれか低い額の3分の2、5万円を上限とするということになっております。この国の基準額とは、今、軟骨伝導イヤホン購入費は含まれるのでしょうか。また、現在の助成の実績をお伺いいたします。

○結城慎二健康福祉部長 当市の軽度・中等度難聴者補聴器購入助成事業では、補装具の補聴器基準に合致した補聴器を対象機種としておりますので、軟骨伝導イヤホンは、障害者総合支援法に基づく補装具の補聴器基準において、規格定義がなされておられませんので、補助対象とはなっておりません。なお、令和6年11月末の軽度・中等度難聴者補聴器購入助成事業の実績になりますが、21件の助成を行っております。

○澤谷淳子議員 実績が21件ということで、ちなみ

に補聴器助成の年間予算に対して、利用者は予定どおりというか、想定内のとおり利用しているというふうにお考えですか。

○結城慎二健康福祉部長 昨年の実績でいうと34件で、今年が21件ですから、ほぼ想定内の助成件数となっております。

○澤谷淳子議員 それですと、先ほど深津議員の質問にも、単身の高齢者も既に2,800人ぐらいいたということで、ほかにも高齢の方が増えていると思うのですが、その中で34件と21件の実績なののですが、これは補聴器の購入に至らない方もいるのではないかと思いますのですが、理由として考えられるとしたら、どのようなことをお考えでしょうか。

○結城慎二健康福祉部長 補聴器の購入に至らないというのは、身体的な状況もあろうかと思えますし、具体的な件数はわかりませんが、先ほど議員もお示しありましたが、補聴器は高額になる場合がございますので、その金銭的な課題もあろうかとは思っております。

○澤谷淳子議員 やはりそこは大きいかなと思っておりました。

それで、軟骨伝導イヤホンは安価とはいえ、その存在を知らない人も多いので、普及がまだこれからかなとも思われます。しかし、昨年あたりから各自治体が率先して市民課や高齢福祉の窓口を導入して、お試しで使用してみてくださいと、お試し聴の啓蒙活動というのでしょうか、そういうこともしているようです。

当市の難聴の補助事業は大変すばらしいので、購入費を助成の対象に加えていただくことで、気軽に生活に取り入れて使用できるようになればいいなと思いましたが、この対象にはならないということで、ほかの自治体でやっているように、来庁者は自由に試し聞きできるようなことをやっていただけないでしょうか。一番最初、導入第1号の狛江市は市民課と福祉の相談窓口にも両方置いたりとか、北海道の苫小牧市、石狩市、紋別市など、やはり市民課の窓口というよりは福祉の窓口において、ぜひ皆さん試してくださいということをやっているようです。そしてまた、網走の難聴の補助事業というのは、北海道は174市町村あるうち22が取り入れていて、非常に優れた難聴補助だったのですけれども、この補助はできなくても、軟骨伝導イヤホンをちょっと皆さんに知らせるという役割までお願いするのはちょっとあれなのですけれども、ちょっと試して

聞いてみてもらおうと、意外に軽度な方というか、初期の難聴の方には加齢性難聴でもいいのではないかなというふうに思うのですけれども、いかがでしょうか。

○結城慎二健康福祉部長 窓口設置についての考えは、先ほど申し上げたとおりです。

試し聞きというお話もありましたが、私ども、先ほど来申し上げている助成制度を創設したときに、実は集音器と補聴器両方に対する助成も検討させていただきました。ただ、そのときに専門医の御助言も頂いたのですけれども、やはり御本人の聞こえの具合に合ったフィッティングをした上で補助具をつけないと効果が出ない場合があるという御助言も頂きましたので、補助対象から集音器を除いて補聴器としたという経過がございます。そうしたことを考えるのであれば、先ほど申し上げました軟骨伝導イヤホンにつきましては、いわゆる集音器のように、汎用性はあるのですけれども個人の聞こえにフィットしないという課題もあるというふうに思っております。ですので、今の段階では大変申し訳ないのですが、窓口の設置についても先ほど来申し上げたとおりですし、助成の対象についてはできない、考えることができないというふうに思っております。

○澤谷淳子議員 そのような事情は大変よくわかりました。

ただ、今後、ほかの市町、自治体も増えていったときには、また検討をどうぞよろしく願いいたします。

私の質問は以上です。

○平賀貴幸議長 ここで、理事者入替えのため暫時休憩いたします。

午前11時38分休憩

午前11時38分再開

○平賀貴幸議長 休憩前に引き続き、再開いたします。

一般質問を続行いたします。

古田純也議員。

○古田純也議員 ー登壇ー 研政会の古田でございます。通告に従い、質問させていただきます。

空き家対策について。

少子高齢化や人口減少が進む中で、使われなくなった住宅が増え、空き家が市内でも増加していると思います。空き家は、地域の景観を損ねるだけでなく、老朽化により倒壊や火災のリスクも高まり、また、不法侵入やごみの不法投棄といった問題も引

き起こすために、周辺の安全や衛生にも影響を与えることもあります。

現在、網走市で把握している空き家の件数は、どのくらいあるのかお伺いします。

まずは、特定空家、倒壊の危険性などがあるため、行政が撤去可能と指定できる特定空家の件数についてお伺いします。

○田邊雄三市民環境部長 市内の特定空家の件数でございますけれども、特定空き家は14件となっております。

○古田純也議員 それでは、所有者や管理者が適切な管理を行っていないために行政が指導・改善を促すことができる管理不全空家の件数はどのくらいあるのでしょうか。

○田邊雄三市民環境部長 管理不全空家につきましては、45件となっております。

○古田純也議員 実際には、空き家の件数というのは、これまでの推移ですね、増加傾向だと私も認識はしているのですが、今後どのような推移なのか見立てをお伺いいたします。

○田邊雄三市民環境部長 空き家の推移についてですが、国が5年ごとに住宅・土地統計調査を実施しておりますが、網走市は平成25年、住宅総数1万8,830戸のうち空き家が2,290戸、割合にして12.2%、平成30年、1万9,030戸のうち空き家が2,500戸で13.1%、令和5年度、1万9,140戸のうち空き家が3,260戸で17.0%となっております。空き家比率は上昇してきており、人口減少、単身高齢者の施設入所などによる空き家が増える要因が高いと考えられる状況にあると考えております。

○古田純也議員 やはり増加傾向というのを確認させていただいたのですが、地域の空き家の情報を登録して、移住希望者や、地域に住みたい人に紹介する仕組み、いわゆる空き家バンクがあります。大変この空き家バンクは、積極的に利活用して、空き家の増加状況を少しでも食い止めるために期待されている事業ではありますが、いわゆる空き家バンクの取組、そして活用状況についてお伺いいたします。

○立花学建設港湾部長 空き家バンクの活用の状況についてでありますけれども、平成28年度から取り組んでおりまして、現在までに市への問合せは115件ございました。登録に至った件数につきましては60件、そのうち45件が売買契約が成立しているという状況でございます。

○古田純也議員 60件のうち45件が売却されている

と。大変、空き家バンクに登録すると効果があるということで認識させていただきました。

実際、空き家を放置しないための対策、空き家バンク以外の対策として、市では何か取り組まれていることがありましたらお伺いいたします。

○立花学建設港湾部長 空き家を放置しない対策についてでございますけれども、放置しない対策といえますか、取り組んでいる取組としてでございますが、固定資産税の納付書の送付に併せまして、空き家の適正管理のお願いと空き家バンク制度の取組について、納付書に印字をして周知を図っているところでございます。

また、司法書士、宅地建物取引士、それから建築士を相談員とする年一回の空き家相談会と空き家等解体事業補助金制度を平成30年度から実施しているところでございます。

○古田純也議員 空き家の解体補助金制度というのはしっかりあることは理解しておりますが、解体ではなくて、今度、リノベーションの転用について、今ある空き家を、例えば新たなオフィス、またカフェ、シェアハウスなどに活用し、新たな価値を生む試み、リノベーション転用について、これも先ほどの解体補助金ではありませんが、住環境整備のような補助金制度というのは、現在はないとは思っているのですけれども、今後それについてのお考えはあるのかどうか、お伺いいたします。

○伊倉直樹観光商工部長 空き家の転用、事業活用の補助メニューといたしましては、起業・事業展開等支援事業補助金により現在支援をしております。

住宅としての利用が目的となるリノベーションは該当しませんが、空き家・空き物件を活用しての飲食業の開業や民泊・ゲストハウス事業の展開につきましては、改修費や物件賃借料の支援をこれまでも行ってきておりまして、今年度の実績といたしましては、現時点で相談件数は20件、そのうち飲食関連で5件、民泊・ゲストハウス事業の展開での1件を含む10件が申請済みという状況となっております。

今年度より事業者の取組を促進することを目的といたしまして、物件賃借料補助の期間延長や対象区域の見直しを行っておりますので、引き続き、様々な機会を通じて事業の周知を図り、積極的な取組がなされるよう努めてまいります。

○古田純也議員 かなり空き家をうまく活用された、補助金を活用された動きがあるというふうに認

識しました。

実際、今後、自分の自己物件を活用して資産形成をしたいと試みる市民も増えてくると思いますので、ぜひ補助の対策について、しっかり今後も行っていたきたいと思います。

実際に、空き家は早めに売却や貸出しを検討するように、不動産業者との関係性もやはりしっかり連携を取っていただくのが一番だと思います。不動産業者への情報開示、いわゆる空き家所有者の所在などの情報提供、こういうのは現状どのようになっているのか。なかなか教えていただけないという話の一端を不動産業者のほうからも聞いたこともあるのですが、実際どのような状況になっているのかお伺いいたします。

○立花学建設港湾部長 不動産業者への情報開示の現状についてでございますけれども、市が把握している空き家所有者の情報につきましては個人情報となります。国土交通省のほうで、空き家所有者情報の外部提供等に関するガイドラインが示されておりまして、その中では、開示につきましては本人の同意を得なければならないということになっておりまして、情報開示については行っていない状況でございます。

○古田純也議員 なかなか厳しい状況もある個人の情報を、なかなかお示しできないというのは難しいところだと思いますけれども、うまく空き家を活用して資産を形成したり、または景観をよくするためにも、安心・安全なまちづくりにも、空き家が今後増えないような形でしっかり取り組んでいただきたいと思います。

私からは以上です。

○平賀貴幸議長 一般質問の途中ですが、ここで昼食のため休憩いたします。

再開は午後1時といたします。

午前11時51分休憩

午後1時00分再開

○立崎聡一副議長 休憩前に引き続き、再開いたします。

ここで、議長を交代いたします。

一般質問を続行いたします。

永本浩子議員。

○永本浩子議員 ー登壇ー 公明クラブの永本でございます。私はさきに通告させていただきました、3項目について質問させていただきます。

それではまず、1項目めのRSウイルスワクチン

の助成についてお伺いいたします。

RSウイルス感染症については、昨年12月の一般質問で、高齢者の肺炎予防について質問させていただいたときに取り上げさせていただきました。

インフルエンザに比べると重症化リスクは同等、もしくはそれ以上とされており、特に肺炎を引き起こすリスクはインフルエンザよりもRSウイルスのほうが高いとされているにもかかわらず、RSウイルス感染症について知っている人は非常に少ない現状だったため、高齢者の肺炎予防の一環としてRSウイルス感染症の周知と感染予防への注意喚起をお願いしたところです。

その結果、市のホームページに載せていただき、最近ではテレビでも、さだまささんのCMが流れるようになり、以前に比べると周知は進んできたのではないかと考えております。

私が確認しているのはホームページへの掲載ですが、ほかにも周知はされているのでしょうか。また、RSウイルス感染症に対する問合せなどは入っているのでしょうか。周知度に対して市としてはどのような認識をお持ちなのか、お伺いいたします。

○永森浩子健康福祉部参事監 RSウイルス感染症の周知についてですが、一部、民間企業が行った調査によると、RSウイルス感染症という疾患名を6割の方が認知している一方で、疾患について、ある程度知っている人は2割未満であり、インフルエンザや新型コロナウイルスと比べると認知度は低い状況にあるとのことでした。

市としましては、本年5月に市ホームページに肺炎予防についてのページを追加し、その中でRSウイルス感染症についても紹介し、感染予防について周知するとともに、予防接種については医師に御相談いただくよう案内しています。

現在のところ、ホームページ以外には周知は行っておりません。また、RSウイルス感染症に関する市民からの問合せはこれまでございません。

○永本浩子議員 まずは、ホームページに掲載していただいたということで感謝しております。

ドクターのほうには何件か、多分テレビでCMが入るようになったせいだと思いますけれども、RSウイルスというのは何なのでしょう。かみたいな問合せは入っていたようですが、市のほうには入っていないということで、テレビでCMが流されたことで、RSウイルス感染症という疾患名はかなり知ら

れてきているけれども、現実この疾患の中身については、まだまだ知られていないというのが実態であるということだと思います。多分、その大きな要因はRSウイルスというのは日本名で言うと、呼吸器合胞体ウイルスとなるのですけれども、この日本名だと何となく肺とか呼吸器に影響を及ぼすウイルスかなとイメージが湧きますが、RSウイルスと言われると何のことやらとなるのだと思います。

また、高齢の方はなかなか市のホームページを見る機会も少ないと思いますので、できれば高齢者対象の健康教室や老人会などで、日本名も紹介しながら周知を図っていただけると理解が進むと思いますけれども、この点はいかがでしょうか。

○永森浩子健康福祉部参事監 周知についてであります。議員よりお示しいただいた方法も含め、高齢者に対する周知方法を検討してまいります。

○永本浩子議員 ぜひ検討して実施していただければと思います。

次に、RSウイルスには毎年60歳以上の約70万人が感染して急性呼吸器感染症を発症し、そのうち約6万3,000人が入院、約4,500人が亡くなっております。

インフルエンザに比べると、潜伏期間も罹患期間も長いので回復に時間がかかり、入院期間も長引きます。入院した人の47.4%、約半分が肺炎になっており、これはインフルエンザで入院した人の約2倍という数字になっております。特にCOPD（慢性気管支炎や肺気腫などの慢性閉塞性肺疾患）や糖尿病、鬱血性心不全などの基礎疾患を持っている方の入院比率は高く、重症化しやすいというデータも出ております。また、退院後も在宅医療や再入院、介護施設への入所など、より高度なケアが必要となり、医療・介護のニーズも増え、仕事の生産性低下による経済的負担にもつながることから、60歳以上のRSウイルス感染症による年間疾病総負担額は944億円との試算も出ております。

来年はいよいよ2025年、団塊の世代の皆様が全員75歳以上の後期高齢者になり、当市も本格的な超高齢社会を迎えます。医師や介護人材の不足など多くの課題を抱える中で、RSウイルス感染症の医療・介護への影響について、市としてはどのように捉えているのか、見解をお伺いいたします。

○永森浩子健康福祉部参事監 RSウイルス感染による医療・介護への影響についてであります。成人のRSウイルス感染症は、令和6年3月14日開催

の第24回厚生科学審議会（予防接種・ワクチン分科会 予防接種基本方針部会 ワクチン評価に関する小委員会）において、65歳以上の高齢者約1,000人を対象に1年間観察した研究では、2.4%がRSウイルス感染症を発症し、そのうち4.2%が入院したという知見や、全国4病院の65歳以上の肺炎患者2,037人における原因微生物を調べたところ、RSウイルスは全肺炎の3.8%から5%という知見が示され、加えて重症化に関する知見は乏しいとの見解が示されております。

一方で、東京大学大学院が過去に行った調査では、高齢者が肺炎により入院治療を行った場合、その期間が長期化する傾向にあり、35歳から64歳の平均在院日数と比較して、75歳以上では約2倍になるというデータも示されております。

一般論として、肺炎にかかわらず様々な疾患により入院等療養期間が長期にわたることにより、医療費負担の増加や身体機能の低下等による要介護状態への移行、認知機能の低下なども懸念されるものと考えております。

○永本浩子議員 先ほど申し上げました毎年70万人が感染しているという数字は、60歳以上の1.62%が発症するというデータを基に算出されたものですが、今、御答弁がありましたデータですと、65歳以上だと2.4%が発症するということですので、やはり高齢になるほど発症率は高くなるのだということだと思います。

しかも、アメリカで行われた基礎疾患を持たない人と持つ人のRSウイルス感染症の入院比率では、COPDで3.2から13.4倍、糖尿病で2.4から11.4倍、冠動脈疾患では3.7から7.0倍、鬱血性心不全では4.0から33.2倍、入院率が上がるというデータが出ております。

今後、高齢者の人数自体が増えることによって、発症者数も増え、入院する人も入院期間も増え、介護度が上がる人も増えるということになるかと思えます。そうすると、医療資源の不足、医療費の負担、介護施設・介護人材の不足といった課題を抱える当市にとっても、大きな問題になってくるのではないかと心配するところです。

また、重症化に対する知見は乏しいとのことですが、日本人を含む国際第Ⅲ相試験では、重度下気道疾患、肺炎に当たるわけですが、それに対する有効性は1シーズン終了後で94.1%というRSウイルスワクチンでは高い数値が出ておまして、肺

炎死を防ぐという意味では大変有効なのではないかと思われていますが、いかがでしょうか。

○永森浩子健康福祉部参事監 RSウイルスワクチンについては、承認されてから間もないものであり、その知見データが少ない中で、議員お示しのとおり、様々なデータがあることは承知しておりますが、市としましては、国が発する各種情報等により有効性について判断したいと考えております。

○永本浩子議員 前回の質問でも言わせていただきましたが、RSウイルス感染症は有効な治療薬がない中で、昨年9月にワクチンが開発・承認されたものでございます。

RSウイルス感染症に対抗する唯一の予防法として大変価値のあるものと私は考えるところですが、市内でも基幹病院を含む三つの医療機関で採用され、既に接種も始まっていると聞いておりますが、どのような状況なのかお伺いいたします。

○永森浩子健康福祉部参事監 市内医療機関での接種状況についてであります。市で把握しました市内医療機関の状況では、本年夏頃から接種を導入しており、自己負担額は2万6,000円前後で、現在のところ接種をされた方はいらっしゃいますが、まだ極めて少ない状況と伺っております。

○永本浩子議員 この2万6,000円というお金が本当に、自分も受けるかと聞かれたらなかなか決断ができないかなという、2万6,000円前後、病院によっては2万8,000円というところもあるようですけれども、やはり高すぎてちゅうちょするというのが現状だと思います。市内ドクターも基礎疾患をお持ちの高齢患者さんには、この時期になるとワクチンの接種を進めてはいるけれども、この金額を聞くと皆さん考えてしまうというお話も入ってきております。しかし、それでも接種した方は少ないけれども、現状いるということが確認できました。

私のほうでは、接種を導入している医療機関は三つと聞いておりますけれども、その点は間違いなかったでしょうか。

○永森浩子健康福祉部参事監 市としても、同様の認識でございます。

○永本浩子議員 市内で三つ、一応接種を前提として導入を実際に行っていたところが出てきているということは、一つ大きなことかと思えます。

RSウイルスワクチンは2年に1回の接種ではありますけれども、1回、先ほどは2万6,000円前後ということでしたが、2万5,000円から2万8,000円

と非常に高額です。そのため、後志管内の神恵内村と留萌管内の小平町が、本年4月から全国で初めて60歳以上の住民を対象に接種費用の助成を開始いたしました。また、近隣自治体でも斜里、清里、訓子府、標津町などの医療機関から行政に助成の要望が出されているようでございます。

道内でも助成を検討している自治体や、来年度からの助成開始を予定している自治体も増えていると聞いております。網走市内の医療機関からも基礎疾患を持つ高齢者など、接種を勧めたい患者さんはいるが、高額なので助成があると助かりますというお声を頂いております。

当市におきましても、帯状疱疹ワクチンと同様に、RSウイルスワクチンへの半額助成をぜひ検討していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○永森浩子健康福祉部参事監 RSウイルスワクチンへの助成についてであります。現在、RSウイルスワクチンを販売している2社の添付文書には、本剤の効果の持続性に関するデータは得られていないとの記載があります。また、RSウイルス感染症の重症化に関する知見は乏しいことや、定期接種化に向け、疾病負荷などについて国が調査・検討を進めていることから、市といたしましては、現在のところ助成を行う考えはありませんが、今後の国の動きや他自治体の状況を調査しながら研究してまいりたいと考えております。

○永本浩子議員 去年承認になったばかりです。で、まだまだ知見は少ないのかもしれませんが、今、答弁にありました添付文書に記載の持続性に関するデータは得られていないということに関して、製薬会社に問合せしたところ、現在5年間のデータを収集中のためそのような表現になっていますが、1シーズン終了時点での有効性は82.6%、2シーズン終了時点では67.2%の有効性が認められているので、2年に1回接種してもらえば十分効果はあるというポイントでございました。

健康寿命をいかに延ばせるかということが大事な政策テーマになってきているこのときに、予防できるものはしたほうが、本人にとっても自治体にとってもいいことではないかなと私は考えております。

道内でも助成を検討している自治体も増えてきているようでございます。また、令和7年度から助成を開始する自治体もあるというふうに聞いておりますので、ぜひ、動向を注視していただきながら、当

市としても助成をぜひ検討していただきたいと思っています。

それでは、次に２項目めの認知症の行方不明者対策について伺います。

先月、11月２日ですけれども、市内在住の高齢の男性が行方不明になり、私のところにも拡散依頼が来たので、フェイスブックで拡散いたしましたが、その後、冷え込みも厳しくなり雪も降ったりして、多くの方が心配していたことと思います。何よりも御家族の心情を思うと、胸が締めつけられる思いでございます。

この方が認知症だったかどうかは定かではありませんが、認知症やその疑いがあり、徘徊などで行方不明になったとして、去年、届出があったのは全国で１万9,039人、前年より330人多く、統計を取り始めた2012年以降最も多くなり、10年前の1.8倍にまで増えているとのことでございます。また、届出のあった１万9,039人のうち95%の１万8,175人は無事見つかり、残る250人はいまだに発見されておられません。

網走市内では行方不明になった方は、これまでどれくらいいらっしゃるのでしょうか。その推移と状況をお伺いいたします。

○結城慎二健康福祉部長 行方不明者につきましては警察署がその対応を行っておりまして、市はその全体数を把握できておりませんが、網走警察署から網走市そうさく助け合いネットワークへ協力を求められた過去５年の件数は、平成31年度１件、令和２年度２件、令和３年度１件、令和４年度４件、令和５年度で４件となっております。

○永本浩子議員 そうしますと、平成31年度から令和５年度までで合計12件ということですが、令和６年度の現時点での件数はどうなっているのでしょうか。

○結城慎二健康福祉部長 令和６年度につきましては、助け合いネットワークに対し協力を求められた件数は、11月末現在で２件となっております。

○永本浩子議員 そうしますと、平成31年からだと14件、10人の方が行方不明になっているということになるかと思います。そのうち無事に見つかった方、残念ながら亡くなって見つかった方、いまだに行方不明の方は何人ずついらっしゃるのでしょうか。

○結城慎二健康福祉部長 令和元年度からの数字に

なりますが、令和元年度からでございますと、令和５年度に１件、残念ながら死亡発見が１件ございました。残る件数につきましては、先ほど御指摘がありました１件、現在まだ残念ながら不明中の方が１件、そのほかは無事発見されているという状況でございます。

○永本浩子議員 やはり全国的な数字とほぼ同じぐらいの割合なのかなと思いますけれども、亡くなられた方は本当に残念な結果で、早くもう一人の方も見つかりいただければと心から願っております。

今回、私もこの搜索の拡散をしたことから、改めて調べてみたところ、国は認知症行方不明者への対策として、警察や行政に加えて地域の店舗やタクシー会社、地域住民などが搜索に協力するＳＯＳネットワークの整備を呼びかけており、NHKが全国の自治体に行ったアンケートでは、全国の市町村の84.5%に当たる1,472の自治体で整備されていることがわかっております。

網走でもこうした行方不明者を捜すための今答弁にありました、網走市そうさく助け合いネットワークがあるということですが、このそうさく助け合いネットワークの仕組みと登録状況、これまでの活用状況とその効果、また、これまでの活用状況を踏まえた上での課題について、どのように認識しておられるのか、お伺いいたします。

○結城慎二健康福祉部長 そうさく助け合いネットワークについてでございますが、行方不明者の事前登録の有無にかかわらず、網走警察署からの協力依頼に基づいて、その情報をそうさく助け合いネットワークの登録者にメールを送信するとともに、バス・タクシー事業者など協力機関へはファクスにて周知を図っているところでございます。

事前登録がある場合には、市が登録者から提出のあった写真や御本人の特徴などの情報を、警察に対しまして事前に提供することが可能となりまして、警察における初動活動に有効となると考えております。

令和６年11月現在の登録状況につきましては、認知症などの登録者が46名、そうさく助け合いネットワークに御登録をいただいている方が760人、バス・タクシー事業者など協力機関59機関となっております。

このネットワークの活用に当たって、警察との連携やネットワーク登録者及び協力機関への速やかな情報送付は実施できていると考えておりますが、協

力機関の一部へはファクスによる周知となることから、送付先や時間、曜日によってはタイムラグが生じてしまうということが課題として認識しているところでございます。

○永本浩子議員 そうしますと、平成31年からの14件、全て行方不明になると、まず警察のほうからこちらに連絡が来るということですが、事前登録してあると、顔とか特徴とか、そういう情報を即流せるというところで、登録してある人のほうが早く見つかる率が高いということになるかと思えますけれども、この14件の方は全員登録されていたのでしょうか。

○結城慎二健康福祉部長 先ほど申しあげました14件全てが事前に登録をさせていただいていた方ではないというふうに認識をしております。

○永本浩子議員 全員が全員、やはり登録はしていないけれども、そうさくネットワークとしては十分活用されているという答弁でしたけれども、そういった認識でよろしかったのでしょうか。

○結城慎二健康福祉部長 ネットワークの活用は十分に取られているというふうに考えております。

○永本浩子議員 十分に活用されているということで、その中でも課題ということで、網走市としては協力機関への周知にファクスを使うことによるタイムラグということですが、対応策としては何か考えていらっしゃるのでしょうか。

○結城慎二健康福祉部長 先ほど申しあげましたファクスによるタイムラグの課題でございますが、これは実は例えばメールに変えたとしても、受け側の問題がございますので、同様な状況が生じてしまうものと考えております。これは通報を受ける側の体制の問題もがございますので、実は市の一存で何か対策を講じるということができないものと考えております。ですので、今後、ほかの自治体のやり方なども含めて協力機関の皆様とは協議をしていきたいと考えております。

○永本浩子議員 こちら側の都合だけでは言えない問題がいろいろあると思いますので、ぜひこういった機会に、もう一度その辺のところ、よりよい体制がつくれぬか、ぜひ協議していただきたいと思えます。

課題に関してですけれども、NHKのアンケート調査の結果によりますと、ネットワークが稼働する上での課題としては、トップは「事業を知らない住民が多い」が66%でした。次いで「一人暮らしの高

齢者で登録に至らない人が増えている」が47%、「個人情報保護のため情報が共有されない」が30%という結果でした。事業の周知がまず第一の大きな課題ということですが、NHKの番組の中で、行方不明になったお父さんを1年以上探し続けているという当事者も、SOSネットワークを事前に知っていれば、初動の段階でもっとスムーズに搜索できたのではないかとっております。

日課の散歩に出たまま戻らなくなった父を、最初は家族で捜し、警察にも通報して4日間搜索が行われたが見つからず、行方不明になって3日後にネットワークの存在を知り、すぐに登録して市内の介護事業者や地域包括支援センターに顔写真付きの情報を周知してもらったが見つからず、もし事前に事業を知っていれば、行方不明になった直後に捜す人を増やすことができ、スムーズに搜索をお願いできて、父も見つかったかもしれないと思うと、とても残念だと話されておりました。

桜美林大学老年学総合研究所が発表した調査結果によりますと、当日発見生存率は82.5%、翌日発見生存率が63.8%、三、四日目発見では21.4%、5日目以降では生存率ゼロという厳しい数字が出ております。いかに初動段階での搜索が大切かがよくわかります。さらに、認知症行方不明者は認知症の初期の方が多く、家族も周囲もそれほど心配していなかった人が行方不明になるケースが多いということでございます。

周知には御本人への周知と御家族への周知、近隣住民への周知が必要と考えます。

例えば、御本人も学ぶ意欲があり、理解力がある寿大学の受講生に毎年周知と登録を呼びかけたり、高齢者の利用が多いどこバスや病院の待合室や薬局にポスターを掲示してもらうなど、御家族や地域住民にはFMあばしりや市の公式LINE、広報あばしり等で周知と登録を定期的に呼びかけたり、認知症サポーターの皆さんや子供たちにも協力していただくなど、様々な角度から事業の周知に力を入れていっていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○結城慎二健康福祉部長 事業への登録者数につきましては、認知症等の登録人数は、増減はあるものの過去5年大きな変化が見られない状況となっております。

一方、搜索に協力いただけるネットワークの登録者については、令和2年度と比較すると、現在は2

倍以上に増加しております。

市ではこれまで、広報紙あるいは介護保険ガイドブックへの掲載、そして折り込みチラシによる事業周知、また認知症サポーターの講座などにおける周知等も行っていました。議員お示しの手法も参考に、今後一層事業周知を図り、登録者の増加に努めてまいりたいと考えております。

○永本浩子議員 協力者のほうは2倍に増えているけれども、肝腎な登録者が増えていないというのが現状ということで、これからやはり高齢者がかなり増えてくる段階に入っておりますので、登録者数をいかに増やしていけるかということがひとつ大きなポイントになるのではないかと思います。

市内で新たな行方不明者が出たこのときに、周知に力を入れていただくと効果も大きいのではないかと思います。やはり顔写真や特徴などを初動段階で出せると、見つかる確率はアップすると思いますし、迷わず警察に連絡するということが日頃から知っておくだけでも違うと思います。

先ほどの方も、まずはやはり家族で捜し、見つからないから警察に行き、警察で捜しても駄目で、そういう登録制度があったのだということで、3日目でSOSネットワークということで、やはり初動段階でいかに早く手が打てるかということが大事なポイントになるかと思いますので、ぜひこの機会に様々な角度からの周知をお願いしたいと思います。

また、市のホームページにはお知らせメール@あばしりに情報を配信となっておりますけれども、市の公式LINEにも配信していただいて、私もフェイスブックで拡散しましたが、SNSの活用などネットワークの改善も検討が必要なのではないかと思いますけれどもいかがでしょうか。

○結城慎二健康福祉部長 SNSの活用についてでございますが、緊急性の高い情報を広く周知するためには有効な手段であるとは考えますが、拡散の部分で、議員お示しのとおり、有効性の部分もありますが、それとは逆に不特定多数に情報が伝わることになってしまうということもございますので、行方不明者の御家族等の同意を前提として、今後実施する方向で担当課と調整をさせていただきたいと思えます。

○永本浩子議員 やはり個人情報をどう扱うのかというところが、一つポイントにはなるかと思いますけれども、ぜひそういったところも踏まえながら今後検討をしていただければと思います。

ちなみに今回、行方不明になられた方は網走のSOS、このネットワークに登録はされていたのでしょうか。

○結城慎二健康福祉部長 今、搜索中の方のことかと思いますが、その方については登録はされていなかった方でございます。

○永本浩子議員 ぜひ、そこら辺のところの登録者を増やす努力、やはり認知症でも初期の方が多いというのがとても難しいポイントだと思うのです。家族もまさか行方不明になるとも思っていなかった、御本人もそうだと思うのですけれども、なので本当に、自分でいろいろと考えられる元気なときからそういった情報も入れていただいて、登録の方向に動けるようにやっていくことが大事なことになるのではないかと考えております。

また、行方不明者の搜索で課題となっていることの一つが、自治体間の連携ということがあるかと思っています。

私も東京にいた頃、友人が神奈川県に一家で引っ越すことになり、手伝いに行ったところ、おじいちゃんが行方不明になってしまい、手分けして捜しましたが、引っ越した当日だったので、誰も地域の様子がわからず大変な思いをしたことがありました。幸い3日後に無事保護されましたが、ちょうど来たバスに乗ってしまい、かなり遠くまで行ってしまったとのことでした。このように広域に移動してしまうケースでは、個人情報保護のため、自治体を越えた情報共有がされずに対応ができない事例も増えてきているようでございます。

網走市の場合、網走警察署と斜里警察署では連携が取れるようではありますが、自治体間の連携体制はどのようになっているのでしょうか。

○結城慎二健康福祉部長 自治体間における連携体制についてでございますが、行方がわからなかったときの状況によりまして、自家用車やJRなどの公共交通機関の利用が想定される場合につきましては、行方不明者の御家族の同意の下で、網走市からオホーツク総合振興局が事務局である網走地域徘徊見守り認知症SOSネットワークへ情報提供を行っております。これによりまして、全道あるいは都道府県をまたいだ情報伝達が行われることとなります。

○永本浩子議員 車でとかJRとか、そういった公共交通機関を使える可能性がある場合というのは手があるということで、そうではない場合がなかなか

やはり、特にこういう冬場の状況だと自治体を超えてしまう可能性というのは結構網走もあるかと、郊外地域のお住まいの方とかだとあるかと思うので、そういったところが大事な搜索のポイントになってくるかと思うので、ぜひそういったところにも対応できるような体制、市だけの問題ではなくるので、道のほうとの協議というところも進めていただければと思います。

こうした課題に何とか対応しようと全国の自治体では様々な対策を行っております。今後、増えるであろう一人暮らしの高齢者が増えていることから、家族に限らずケアマネジャーを通じて一人暮らしの認知症の人の事前登録を進める自治体や、本人が外出したときに緊急連絡先や戻りたい場所を書いたヘルプカードを持参してもらう取組も増えております。

また、GPS端末を貸し出す事業を行っている自治体も多く、GPS端末をベルトポーチやコインケースなどに入れて位置がわかるようにしたり、何も持たずに外出してしまうこともあるため、専用の靴の中にGPS端末を装着できるように工夫している自治体もあります。

また、7桁の登録番号が書かれた見守りキーホルダーを無料で貸し出し、発見されたときに番号と照合すると人物の確認ができる仕組みになっていたり、QRコードが記載されたシールを活用して服やバッグ、つえなどに貼り付けて、見つけた人がスマホで読み取ると発見された人の情報が表示され、家族にもメールで知らせられるようにしているところもあります。また、このQRコードを爪に貼って使えるようにした「爪Qシール」というのを配布している自治体もあるようです。

網走といたしましては、そうさく助け合いネットワーク以外には行方不明者対策は取られていないと思われます。今回、行方不明になられた方もGPS端末を活用できていたら、早期に発見できていたかもしれません。ぜひ、具体的な対策を講じていただきたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○結城慎二健康福祉部長 ヘルプカードやGPS端末等の活用についてでございますが、その利用につきましては、御本人または御家族の判断によるものと認識をしているところでございます。

ヘルプカードにつきましては、社会福祉課において、支援が必要とされる方で御利用を希望される方に対して無料で配布をしております、市広報等を

通じて周知を行っているところでございます。

また、GPS端末については、介護保険における福祉用具貸与の品目にあることから、要介護認定をお持ちの方は介護給付によるレンタルも可能かと考えますが、市内には取扱事業所がない状況でございます。

今後、市内事業所が取扱いを開始した際などは広く周知を図ってまいります。

○永本浩子議員 今、御答弁にありました、社会福祉課で無料配布されているヘルプカードというのは、認知症の方に対するカードなのでしょうか。

○結城慎二健康福祉部長 社会福祉課で配布しているヘルプカードにつきましては、その対象メインは障がいのある方としておりますが、障害者手帳の有無を問わず、難病の方など周囲の配慮が必要な方を対象としております。現在のところ、認知症の方に配布をしたという事例はございません。

高齢者の方に対しましては、市の老人クラブ連合会が会員を対象としまして、ヘルプカードと同様な中身の安心カードというカードを配布していると承知しております。

○永本浩子議員 そうしますと、社会福祉課で無料配布しているヘルプカード自体は、認知症もしくはそういう疑いのある方の行方不明対策としての具体的なものにはなっていないというのが現状なのではないかと思いますが、そういった認識でよろしいですか。

○結城慎二健康福祉部長 先ほど申し上げましたとおり、お手伝い、支援が必要な方を対象として配布しているのですが、実績としては認知症の方に対する配布はございませんので、御指摘の部分はどのように当たるかなというふうに思います。

○永本浩子議員 せっかくあるヘルプカードですので、こういう行方不明の方の対応にも十分使えるということで、ぜひ活用をという周知もしていただければ、利用される事例というのも増えてくるのではないかと思います。それで先ほども、寿大学とかそういったところで、こういうヘルプカードがあるので、まさか自分になるとは思わないと思うけれども、1枚きちんと書いたものをバッグの中に入れておくだけでも、いざというときには役に立つというようなこととかもしっかり周知をしていただけになると、さらに活用が進むのではないかと思いますがいかがでしょうか。

○結城慎二健康福祉部長 ヘルプカード自体が、そ

もそも行方不明になられた方を対象とするということ想定をは実はしていないもので、例えば町なかで、お店の中で、あるいは公共交通機関の中で、ちょっとしたお手伝いが必要な方に対して、私はこういう理由でお手伝いが必要です。あるいは、何かパニック発作を起こしたときに、私はこういう特徴がありますということを言葉ではなくてカードで伝えることを想定しておりますので、認知症の対策あるいは行方不明の対策というものは少し目的が違っておりましたが、御指摘いただいた内容を含めて活用方法を今後考えていきたいと思います。

○永本浩子議員 ぜひお願いしたいと思います。

全国でも、自分が誰なのか、帰り先がどこなのか言えずに保護されて、施設にずっといらっしゃる方もかなりの数がいるようですし、今回ちょっと身近な例でも北見に引っ越した高齢の御夫婦、網走に来たはいいけれども、自分の帰る先の北見の住所が思い出せなくてちょっと大変な思いをしたりとかということも、身近な例としてもありましたので、こういったところをまたぜひ進めていただければと思います。

また、GPS端末が福祉用具という位置づけだったのは私も今回初めてわかりましたけれども、そうしますと、市内事業者が取り扱わない限り、網走では使えないということになるかと思えますけれども、事業者への要望や、それに代わるものを考えていくべきではないかと思えますけれども、この点はいかがでしょう。

○結城慎二健康福祉部長 事業者の要請につきましては、実はGPSをお貸しするほうだけではなくて、受け側の設備も整備しなければならないという、少々費用がかかるものになります。ですので、ニーズを踏まえての判断ということになりますから、包括支援センターやケアマネ連協などとも少し意見交換をさせていただきながら検討してまいりたいと思います。

○永本浩子議員 ぜひ今後のためにも検討をスタートしていただきたいと思います。

また、本年9月に認知症行方不明者の家族によるNPO法人「いしだたみ」が発足いたしました。行方不明者の搜索の課題をはじめ、長期間行方不明のまま、年金の支給は止められたが、介護保険料の支払いは続けなくてはならず生活の負担が増したとか、警察の搜索が打ち切られた後、捜し方を相談する場がなかったなど、長期にわたる行方不明者の家

族の方が抱える問題を自治体などへ提言として届ける一方で、見つけてあげられない後悔と申し訳なさなどの悩みを打ち明け、家族が孤立しないよう励まし合える場をつくりたいとの思いで発足したとのことでした。

残された家族が様々苦勞し、精神的にも大変な思いをしていることはほとんど知られていませんでしたが、こうした家族を支える会があることを当事者にお知らせすることも大切ではないかと考えます。

また、今後は、比較的長期にわたる行方不明の方やその家族への行政としてのケアやサポートの体制等にも取り組んでいく必要があると思いますが、いかがでしょうか。

○結城慎二健康福祉部長 市としまして、専門のサポート体制の構築は難しいと考えておりますが、これまでも御家族などからの相談については適宜対応しておりますので、今後も同様に取り組んでまいりたいと考えております。

また、必要に応じまして、外部の支援団体に関する情報提供も行つてまいりたいと考えております。

○永本浩子議員 網走としては、いまだに見つかっていない方が今回のお一人という状況ですので、比較的、人数的には少ないところなのかと思えますけれども、今後、高齢社会になってきたときに増えていく可能性もあるかと思えますので、こういう会があることを教えてあげられるだけでもかなり大きなサポートにもなるかと思えます。今後とも行方不明者の御家族に寄り添いながら支えていけるように、適切な対応をぜひお願いしたいと思っております。

続きまして、最後の質問になります。

本年9月29日に開催されましたオホーツク網走マラソンは記念すべき第10回ということもあり、例年よりかなり参加者も増え、ランナーからの評価も高く、大成功だったと思っております。準備から運営に至るまで力を尽くしてくださった多くの大会関係者の皆様、ボランティアの皆様に心から感謝申し上げます。

私も網走ちゃんぼんの提供で出動し、皆様と会話する中で、本当に多くの方が全国各地から網走マラソンを楽しみに来てくださったこと、そして、来て本当によかったと言ってくださったことに感動いたしました。

しかしながら、中には網走市内に宿泊できずに近隣自治体に宿泊された方や、宿泊先がなかったため、参加したかったがやむなく参加を諦めた方もい

たというお話もありました。

今回の網走マラソンの市外からの参加者数と市内宿泊施設の不足状況、また、市としてはどのような対策を取られたかお伺いいたします。

○伊倉直樹観光商工部長 本年第10回オホーツク網走マラソンのエントリーは3,045名で、うち市外からのエントリーは2,674名、出走者は2,437名という状況でございました。

大会前日の宿泊については、毎年、網走市内に宿泊することができないランナーがおり、それらの方々は、北見や斜里など周辺市町に宿泊されているものと認識をしてございます。

宿泊の予約が取れないことによりエントリーを断念したとの声もあることから、本年については、エントリー開始段階で北見駅周辺の宿泊施設31部屋分を大会ホームページで御案内をし、併せて北見駅からスタート会場を結ぶシャトルバスを4台手配することにより、網走市内に宿泊ができなくても参加がしやすいよう、環境整備を行ったところでございます。

今大会におきましては、北見からのシャトルバスとJRの利用並びに斜里からのJR利用による、推計にはなりますが、少なくとも250名以上の方が市外宿泊をされて参加したものと考えてございます。

○永本浩子議員 250名というと、かなりの方が北見市をはじめ斜里、清里等の近隣自治体に宿泊されたのだと思います。掌握しているだけで250名ということなので、実際はもっと多いかもしれないということだと思います。

マラソンのとき、また流水観光の時期など観光繁忙期にはどこも市内ホテルは満杯で、宿泊施設が不足しているというのが当市の現実ではないかと思えます。こうした中で、市内には民泊を始める方が増えているようでございます。中には、民泊代行業者を活用して民泊を始めた方もいると聞いております。

民泊運営代行とは、民泊の運営をオーナーが外部の専門業者に委託するサービスですけれども、民泊新法が施行された2016年6月以降登録数が増加しており、宿泊予約の管理や清掃、チェックイン・チェックアウトの手続など、宿泊施設の管理運営に関する様々な業務を行います。

手数料や報酬が発生するため収益面での考慮が必要ですが、日々の管理に係る労力や時間を削減でき、専門業者が提供するサービスによって、施

設の品質の向上やゲスト体験の向上も期待できます。コロナ禍で一時は下火になっていた民泊ですけれども、2022年10月に入国制限が緩和されて以来、インバウンドは確実に増加してきており、民泊も復活の兆しがある中で、網走市内でもそうした動きがあるということは、私は歓迎すべきことだと考えております。

また、本格的な高齢社会を迎え、今後ますます増えるであろう空き家の利活用やお試し移住体験にもつながるかもしれないとも考えるところでございます。

網走市内の民泊の状況と、民泊に対する当市の考え方をお伺いいたします。

○伊倉直樹観光商工部長 市内におきましては、コロナ禍前の平成30年から、住宅宿泊事業法いわゆる民泊新法に基づく民泊届出住宅が存在をし始め、現在12の施設が北海道へ届出していると伺っております。

国内におきましては、大都市圏や観光地を中心に2万7,000を超える民泊の届出、道内においても900を超える届出があり、少人数タイプや大人数タイプ、リーズナブルなもの、高級志向のものと様々な形態があり、特に直近では外国人の利用が4割程度を占めていると伺っております。

議員御案内のとおり、民泊運営代行業者を活用した効率的な運営を行っている民泊オーナーがおり、市内におきましても、このサービスを活用している方がいるとお聞きしております。

北海道全般に言えることですが、観光需要の繁閑差が大きく、特に夏、それと当市では流水観光シーズンも宿泊施設の稼働が好調で、市内に宿泊ができず周辺市町にお泊りいただくケースがある一方で、市内の宿泊施設からは閑散期の対策を望む声があり、季節変動への対応は難しい問題と捉えております。

より高い観光消費を獲得するためには、市内の宿泊利用を増やすことは重要なことであり、また民泊が増えることで多様な観光ニーズに対応することが可能となり、観光地としての魅力向上につながることを期待できると感じております。

引き続き、民泊のみならず宿泊施設が新たに進出していただけるよう、観光地のブラッシュアップを図ってまいりたいと考えております。

○永本浩子議員 現実的に網走市は繁忙期と閑散期の格差が一番の課題というところかと思えますけれ

ども、民泊が増えることによって、繁忙期においては宿泊していただける方が増えるわけですので、市としても本当にありがたい。でも、閑散期になるとそこのお客さんの奪い合いになってしまう可能性もあるというところで、閑散期対策もしっかり進めながら、でも、こういう民泊をやってみようと考えて、実際に動き出してくださる方がいるということは、私としてはとてもいいことだと思っております。

先日もいろいろと相談を受けた方、別の相談だったのですけれども、今度自分でも民泊をやってみたいと思っているという話にもなりまして、やはりそういう機運というのは市内に出てきているのだなというのを肌で感じているところでございます。

民泊の一方で、民泊のように旅館業法とか住宅宿泊事業法の手続きをせずに、イベント開催時にのみ個人の自宅を提供して宿泊サービスができるイベントホームステイという仕組みもあります。

最初は、宿泊施設の不足対策としてのものでしたけれども、その後ガイドラインが改正されて、交流機会の創出を目的としたものも可能になりました。実施要件として、一つは年数回程度のイベント開催時であること、二つ目には宿泊施設の不足が見込まれる、または宿泊体験を通して地域の人々と旅行者の交流を創出する、三つ目には自治体の要請等により自宅を提供するという、3点に該当する必要があります。

コロナ前には全国的にもイベントホームステイに取り組む自治体も多かったようで、宮城県沿岸部で行われるツールド東北では2013年の第1回大会から取組を始め、2013年は32家庭の協力で43部屋の提供があり100人が宿泊、2014年は54家庭86部屋185人、2015年は59家庭99部屋198人が宿泊。この民泊がきっかけとなり毎年泊まりに来るようになり、提供者も自転車に興味を持つようになって、60代後半で宿泊者と一緒に大会に、ツールド東北に出場するようになるなど、多くの交流エピソードが生まれたそうでございます。

また、長野県朝日村では、コロナ明けの昨年から鉢盛山登山マラソンのホームステイを再開しており、観光協会がマラソン参加者を対象にホームステイ希望者を募り、昨年は5軒がホストとなり、ランナーやその家族などが宿泊し、その後の交流などもあり、大変好評で、今年も昨年受け入れた家庭が手を挙げてくれてマラソンホームステイが続いている

とのことでした。

有名な大曲の花火大会でも、本年、イベントホームステイを実施、愛知県では、東三河総局新庄設楽振興事務所が主催して2024年度第1回関係人口創出セミナーとして、イベントホームステイを活用した関係人口づくりが開催され、講師から徳島阿波踊りでの事例紹介や成功のコツなどが紹介され、多くの質問があったそうです。

網走市の場合、観光繁忙期と閑散期の格差が大きいので年間を通しての営業が厳しいため、イベントホームステイのほうがマラソン大会や流水まつり開催時の宿泊施設の不足解消には有効なのではないかと考えます。また、ホストとゲストとの交流から関係人口の創出にもつながります。当市もイベントホームステイに取り組んでみてはいかがかと思いますが、御所見をお伺いいたします。

○伊倉直樹観光商工部長 網走マラソンや流水まつりの開催時期のほか、大きなスポーツ大会の開催時、また、8月のグリーンシーズンや2月の流水観光シーズンには市内の宿泊施設が満室状態となり、網走市内での宿泊を断念されるケースがあると認識しております。それらを解決する一つの手段として、イベントホームステイは一定の効果が得られる可能性があると思われますが、素性のわからない方を宿泊させることへの不安や近隣住民とのトラブル、何か事故が起きたときの責任、補償問題など様々な課題もあると思われます。

その一方で、例えば網走マラソンで、地元のランナーが市外から訪れるランナーをホームステイでもてなしするような取組は交流機会の創出につながるとともにホスピタリティーの面からも大変素晴らしい取組であると考えられますので、まずはこうした取組を行っている先進事例を参考に、一つ一つ課題を検証し、繁忙期の宿泊施設不足をどのようにカバーできるか、引き続き研究してまいりたいと考えてございます

○永本浩子議員 やはりもう既に行っているところは、自治体や観光協会等も間に入って、宿泊を希望される方の条件とかそういったところ、それと手を挙げてくださった受け入れる側とのマッチングを、家族構成とかそういったものも考えながら間に入ってやっているようでしたので、そういったところも先進自治体の取組の仕方をぜひ研究していただきたいと思います。

実際に網走マラソンのランナー同士の交流がした

いという、そういう声も少し実際には伺っているところですので、例えば、まず初めは網走マラソンに参加される方を対象に、受け入れる側も網走マラソンに出走するというか、出られる方同士というそういう取組からスタートしても効果は大きいのではないかと思います。例えば、初年度5家族だったとしても、10年たったら関係交流人口というのは50人に増えるということで、大事な取組につながるかと思います。

また、イベントホームステイの全国を取組を調べていくと、マラソンなどのイベント参加者とその家族を対象とするのではなく、海外の友好交流都市からランナーを招いて市民との交流を目的にホームステイを行っている自治体もありました。

千葉県館山市では、来年1月開催で45回目になる館山若潮マラソンの第33回大会から、アメリカとオーストラリアの二つの姉妹都市からゲストランナーを招き、ホストファミリーを募ってイベントホームステイを行ってきたそうです。

コロナで中断されましたけれども、昨年から再開し、向こうからも招待されるようになっていくということです。「異文化と生の英語に触れる絶好のチャンス！姉妹都市からのゲストと一緒に楽しい思い出を作りませんか？」とのキャッチフレーズでホストファミリーを募集しておりますが、「前にも引き受けてすごくよかったので、また応募しました」というリピーターホストも多く、来年1月開催に向けて、現時点で10件ほどが応募に手を挙げてきているとのことでした。ホストとゲストとの間で、その後も個人旅行で交流が続いているなど、市民レベルでの姉妹都市交流の裾野が広がっております。

当市もかつては姉妹都市のカナダのポートアルバーニ市とホームステイ交流が盛んだった時期があったかと思いますが、今はほとんどなくなってしまいました。様々な理由があるかと思いますが、ポートアルバーニ市や韓国の蔚山などともイベントホームステイで交流できるとよいのではないかと考えますが、いかがでしょうか。

○秋葉孝博企画総務部長 イベントホームステイを活用した交流についてであります。姉妹都市のポートアルバーニ市、友好都市の蔚山広域市南区ともコロナ禍により交流を中断しておりましたが、蔚山とは昨年より交流を再開し、ポートアルバーニ市へは年明け1月には5年ぶりに少年少女訪問団を派遣し、交流を深めることとしております。ポートアル

バーニ市からの交流訪問は、経済情勢の影響から令和元年の訪問を最後に、現時点では来訪のめどが立っておりません。また、ホームステイ先の選定に当たりましては、国際交流への理解に加え、近年では様々なアレルギーへの対応なども必要になっており、派遣・受入れともに苦慮している面もございます。

イベントホームステイは市民と旅行者の交流を通じた地域の活性化に効果が期待できますが、一方で受入体制の構築には課題がありますので、まずは協会を通じて意向を確認してまいります。

○立崎聡一副議長 永本議員。

○永本浩子議員 様々な状況がある中で、交流が再開される方向性もお聞きしましたので、こういった手法もあるということで、ぜひ検討していただければと思います。

以上で、私の質問を終わらせていただきます。

○立崎聡一副議長 ここで、暫時休憩いたします。

再開は2時15分。

午後2時04分休憩

午後2時15分再開

○平賀貴幸議長 議長を交代いたします。

一般質問を続行いたします。

古都宣裕議員。

○古都宣裕議員 一登壇ー 無所属の古都です。通告に従って、質問を開始させていただきます。

昨今、兵庫県において騒がれておりましたが、公益通報制度についてお伺いいたします。

公益通報者保護法が平成16年に策定され、その頃より、網走市においても内部通報の窓口が設置されているものと認識しておりますが、公益通報者保護法という法律はできたものの、内部の不正を発見したとしても通報するというものはなかなか勇気がいる行為であるように思います。

そこでお尋ねしますが、網走市役所における公益通報体制というのはどうなっているのでしょうか。

○秋葉孝博企画総務部長 公益通報者保護法では、労働者、退職後1年以内の退職者、役員が、勤務先の事業者による犯罪など一定の違法行為を勤務先や通報窓口に通報する内部通報と、権限を有する行政機関や報道機関などに通報する外部通報の2種類の通報が定められております。

当市の公益通報の体制についてであります。内部通報では、対象者を市職員、市から業務委託を受託した事業者の役員及び従業員とし、通報窓口は職

員課となります。

通報があった場合には、公益通報委員会を設置し、通報内容に関する事実の調査、その事実の中止、その他是正のために必要な措置を市長に提言することとしております。

なお、委員会は、企画総務部長を委員長とし、総務防災課長、職員課長、職員係長、その他必要と認める者となっております。

外部通報では、対象者を通報する事業者の従業員及び役員並びに取引先の従業員及び役員とし、通報窓口は企画調整課広報聴係となります。

通報があった場合は、通報に係る担当課長を通報等責任者に、企画総務部長が総括通報等責任者となり、通報に関する調査を実施し、法令違反が明らかになった場合は、市長は法令に基づく措置を行うこととしております。

○古都宣裕議員 詳細に答弁いただきましたが、公益通報について調べていると、そこは匿名かどうかは問われないというふうに記載されております。ということは、匿名であろうと通報を受けた場合は、その調査を行い、真実相当性があるかどうかを調査する必要があるというふうに受け止めるのですけれども、網走市において、内部通報での匿名性が守られる体制というのはあるのでしょうか。

○秋葉孝博企画総務部長 内部通報では、調査に当たり、通報内容の具体性、真実性を確認する必要があるため、原則実名で行うこととしておりますが、通報者との連絡方法がある場合や、通報に係る事実を証明する資料などがある場合には、匿名による通報が可能となっております。

また、通報者を保護するため、通報者の特定につながる情報につきましては、公益通報に従事する職員など必要最小限に限定して取り扱うとともに、通報者の探索行為を禁止しております。

加えて、公益通報に従事する職員に対しましては、公益通報者保護法により、刑事罰付きの守秘義務が課せられております。

○古都宣裕議員 ちょっと答弁がずれているのかなと思うのですけれども、現時点で、網走市役所内において、匿名で通報を受け付けられるような体制はあるのでしょうかという質問なのですけれども。

○秋葉孝博企画総務部長 今、答弁させていただいたのですけれども、原則は実名なのですが、そうした事実、そうした証明ですとか方法がある場合、具体的に言うと、メールのフリーアドレスだとか、そ

うしたもののから通報が来て、その内容が事実に近い、証拠ですね、そうしたものを送信いただければ、それは受理して調査をするということになります。

その体制があるかどうかということは、その前段で窓口をお話しさせていただいたとおり、そこにメールなのか、あとは、もしくは郵便等の手紙なのか、そうしたものが届けば、必要に応じて調査を実施するということになります。

○古都宣裕議員 原則実名通報ということは、匿名通報も可能となるという認識はあるということで、今そういう答弁だったのですけれども、現在、匿名通報の体制はしっかりとこういう形でもという形では、なかなかないのかなというふうに思いますが、先に、兵庫県の今回の件を申しますと、マスコミ各社や議会において告発文が匿名で出された後、告発者の特定を進め、後から公益通報としての扱いになっております。告発内容が真偽にかかわらずなされている時点で、特定よりも真偽の調査を行っていくことが大切で、仮に偽証であるとの結論になったにもかかわらず同じ内容の告発が続くのであれば、偽計業務妨害などに当たる可能性はあると思いますが、うわさ話を訴えられるのではなく、公益通報で実名の場合は、聞き取りなどが容易になる反面、法律によって守られているとはなっているものの不利益などがある可能性があり、難しいこともあると思います。目に見える形の不利益は法で規制されておりますけれども、心的に大きな負担がかかっている中では、周りの当たりが少し冷たく感じるようになったりするだけでもストレスを感じる場合などは、容易に想定されると思います。となると、そういったことを避ける場合、ある程度の証拠などを添付して、真実相当や具体的な証言が書かれている場合は、匿名の通報窓口というのをしっかりと周知できる形で設置する必要があると思うのですけれども、いかがお考えでしょうか。

○秋葉孝博企画総務部長 そのような、通報者に寄り添った体制を構築しております。

○古都宣裕議員 それでは、周知方法について伺います。

公益通報者保護法が平成16年に施行されて当然周知され、令和4年度に改正されたときにも周知されており、当然当時在職されている職員さんは、どういう手順での通報となるかというのは理解されているのかなというふうには思います。

しかし、平成16年に職員窓口として市役所内に設置以降から改正まで、令和4年に改正してから今までに対して、どういう形で周知してきているかというのは大切なように思います。

発見したけれども、通報のやり方がわからない、知らないでは、形式的な窓口設置であり、運用体制が整っているとは言い難いのかなとは思いますが。毎年、新しい職員さんが入る際には周知するのはもちろんのこと、共通認識で当たり前のように知っている状況であるべきだと思いますけれども、市役所内における周知はどのようになっているのでしょうか。

○秋葉孝博企画総務部長 職員の通知について、これは内部通報についてでございますが、令和4年6月の通報窓口の設置に合わせ、公益通報制度の趣旨、対象となる事項、通報後の対応、通報者の保護について通知し、庁内掲示板には当該要項を掲載しているところでございます。

また、外部通報につきましては、現在、市ホームページに、公益通報制度の概要、通報の対象となる事実、通報ができる方、通報窓口について掲載をしております。

なかなか、制度的にはかなり複雑で難しいというのは私も認識をしております。こういったケースですが、一般的にはまず職員課のほうに相談がありますので、それに沿って、順次、制度概要を説明していく、そのような手続になるかと思えます。

○古都宣裕議員 私が調べている限りでは、別に職員の研修などで小まめにやってきたかといったら、なかなかそういう形になっていなかったと思うのですけれども、その辺はいかがですか。

これは毎年新しい職員さんも入ってくる中で、皆さん、普通に事故とかあれば救急車、119番、110番とわかっているとおり、何かあったときに通報できる体制、本来使われないのが健全であるべきだと思うのですけれども、何かあったときに使える体制、窓口とか体制だけをつくるのではなくて、あったときにきちんとできることを共通認識として持っていることが大切だと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○秋葉孝博企画総務部長 今申し上げたのですが、制度的になかなか理解しづらいというのがあります。私どもとしましては、職員を管理といいますか、監督する立場としては、まずそういう制度があって、相談があった際には、そこは丁寧に対応していくこと。議員おっしゃるとおり、毎年度通知して

いるわけではありませんので、今後は職員研修ですとか、例年、パワハラとかもありますので、それに合わせて通知するなど、職員の周知について努めてまいります。

○古都宣裕議員 繰り返し周知して、何もないというのがいいのですけれども、あったときに、しっかりとその制度を使える状態であるのが好ましいのではないかなと思います。

次に入ります。網走市で高齢者が安心して最後まで住めるまちづくりについて伺います。

北海道の高齢世帯独居率は、2020年で21.7%となっており、都市部よりも郡部のほうがより一層その率が上がっているのは当然のことと思います。

先日出された人口問題研究所のデータとしてもありますが、我が網走市としても65歳以上の独居世帯率は、年々上昇の一途をたどっているのは間違いのないことと思います。

網走市において、人生の最後までをと考えたときに、こういった形になるのだろうかと思ったとき、身内の単身高齢者の補助をしてみて、どういうサービスがあるのかなと思うと、実は、要支援や要介護の取得、ケアマネジャーへつなげるだとか、その先も親身になって必要な支援器具のレンタルや購入、施設入所の予約等までが、しっかりと充実したサポート体制の様相になっていると感じました。

独居でも身内などが近くにいた場合、そうしたサポートへつなげるということはまだハードルが高くは感じませんが、そうでない場合において、網走市としてどう取り組んでいくかが課題のように感じました。そこで質問をしていきたいと思えます。

網走市における現在の高齢世帯独居率と、今後の見通しとしては何年後にどれぐらいになるというのを考えておりますか。

○結城慎二健康福祉部長 高齢世帯独居率と今後の見通しについてでございますが、令和2年の国勢調査の数値となりますが、当市の独居高齢世帯数は2,383世帯で、高齢者世帯全体に占める割合では33.0%となっており、平成27年の調査時より約2%上昇しております。

今後の見通しにつきましては、国立社会保障・人口問題研究所が令和6年に推計をした都道府県別の日本の世帯数の将来推計によりますと、北海道における高齢者世帯に占める独居高齢世帯の割合は、実績値として令和2年は38.3%、推計値として令和32年46.2%と、令和2年からの30年間で8ポイントほ

ど上昇する見通しとなっております。

当市におきましても、後期高齢者数の増加などが見込まれることから、北海道と同程度、単身高齢者世帯は増加していくと推測をしております。

○古都宣裕議員 さきの深津議員の質問の中でも答弁されていたように、高齢者の独居世帯はこれから増加するというのは間違いのないところです。

実体験として見た中で、サポートとしては十分ではないこともあるかもしれませんが、充足はしていると思っております。

ここで課題も見えてきたところがあります。御高齢になられたいろいろな方とお話をする機会がありましたが、多くの方が共通していることがありました。それは、家族に迷惑をかけたくないというお話でした。皆さん、まだ会話も問題はなく、自分のこともある程度できている方々なのですけれども、だからこそ、今できている自分の生活を維持することを継続して、支援が必要になってきたときは、なかなか逆にその一歩が出づらい状況になっているように感じました。そこから思うのは、相談窓口イコール要支援や要介護になり、自分の生活スタイルが壊れてしまうのではないかという感覚から、サービスが必要になってからも、なかなか窓口につながる勇気が出なくなってしまうのだと思います。

行政のサービスから、デイサービスや施設という流れに、多くの方は抵抗感がおありなのだろうと思います。必要になってから連絡をつなげるというのが普通のスキームのように思いますが、その一方で、必要になっている状況ということは、当然に要介護や要支援になるケースが多くなるので、行政相談をしたら施設になるという、御高齢の方から見るとマイナスのイメージがあるのは否めない事実だと思います。こうした状況をどのように考えているでしょうか。

○結城慎二健康福祉部長 市が令和5年5月に65歳以上の要介護認定を受けていない市民を対象に実施したアンケート調査では、今後どこで生活することを希望しますかという問いに対しまして、75.2%が現在の住居と回答され、施設と回答された方は6.1%となっております。こうした結果から、施設入所については、御自身の意思に反するもので、ともすればマイナスのイメージを持たれる方もいるのかもしれないということが考えられます。

一方で、同時期に行いました要介護認定を受けている方を対象としたアンケートでは、約4割の方が

施設入所を申込み済み、または検討していると回答されていることや、介護保険制度の出前講座などでも、お元気な高齢者の方から施設入所の方法について質問されることもございまして、施設入所が御自身、あるいは家族の生活にとって必要な介護サービスとの認識は広がっているものと考えております。

○古都宣裕議員 最近、エンディングノートというのがあるのですけれども、自分の人生のエンディングを迎えるためにサポート体制をつくるというのは大切ではないでしょうか。そうした方自身の理解力があるうちに、こういうふうになったらこういうサービスを受ける、受けられるサービスがある。受けられるサービスを受けてくれたほうが、肉親や近くにいる人も遠くにいる人も安心し、ひいては迷惑をかけないという部分では、方向性は一致するのだと思います。逆に、まだまだ支援が必要ではない方にこそ、一緒にその道筋を考えていく体制をつくるというのは大切なことだと思いますけれども、網走市としてはどのように考えていますか。

○結城慎二健康福祉部長 先ほども御答弁申し上げましたとおり、要介護認定を受けている方と受けていない方では、今後の生活に対する認識、考えが若干異なっている面も見受けられます。また、身寄りが近くにいないなどの高齢単独世帯も増加する見込みであるため、支援が必要でない時点から、自分の将来についてお考えいただき、それに備えて、相談先を含めて社会的な関係づくりを行っていくことが重要だと考えております。

令和6年3月に策定をしました第9期網走市介護保険事業計画においても、一人一人が役割を持ち支え合う地域づくりの推進や、住み慣れた地域で安心して暮らせる在宅サービスや施設サービスなどの提供基盤の整備を基本目標に掲げ、それぞれの状況や考え方を尊重した各種施策に取り組むこととしております。

そうした中で、重要となるのが相談先の確保となりますが、高齢者の総合相談窓口でもある地域包括支援センターについては、この間の各種アンケート調査の結果からも、市民の認知度が十分ではないと考えております。このため、まずは地域包括支援センターの役割や設置場所について、多くの高齢者あるいは市民の方に認識されるよう、さらなる必要な周知を図ってまいりたいと考えております。

○古都宣裕議員 見ている方向性は同じなのかなと思うのですけれども、例えば、御高齢で元気な人が

お手洗いに間に合わなくなるようなことがだんだん出てきたりだとか、なかなか一人暮らしの中でも、周りから見ても大丈夫かなと思うようになったときにお話ししても、御本人からは逆にまだ大丈夫として、なかなか支援につなげられないということがあります。近くに家族がいても、本人が最初の取っかかりに危機感を持っていらして、なるべく支援や介護まではという感情が優先されてしまい、結果、家族がそこをフォローしていて、迷惑をかけたくないという一方で自尊心を守るほうを優先しており、なかなか難しいというところもあると思います。だからこそ、元気で理解力が高いうちに、見てもらって、そういうところのマニュアルなどを作成したり、本人と家族が話す場に、できたら民生委員など、難しいかもしれないですけども、第三者を含めて、もしこうなったときはこういう支援があるよ、こうなったときはここに電話や相談しようといった最初の支援がちょっと必要になってきた早い段階で適切なトレーニングなどができた場合は、改善になる場合もあるなど、支援とのハードルを下げる理解をしてもらわなくてはいけないと思っていますが、いかがお考えでしょうか。

○結城慎二健康福祉部長 御指摘のお考えはまさにそのとおりの部分もございまして、やはり御本人の中でいろいろと考えて、お体の状態が一定程度、支援が必要な状態になるまで、どこにも相談をしていなかったということは、少なからずあるのだというふうには思います。ですので、基本的には私どもの考えとしては、まずは地域とつながっていただく、例えばふれあいの家だとか、様々な介護予防事業も行っておりますので、そうした中で、いろいろな方と接する中で自分の状況を知っていただく、それと併せて、支援が必要な状況にならなくても、包括支援センターは高齢者のよろず相談を受けておりますので、その段階から相談支援機関とつながっていただいて、もし仮に支援が必要な状況になったら、なる前でも構いませんが、すぐに相談できるという、要は顔を知っていただくような関係を事前につくっておいていただくということが重要でないかなと考えております。

○古都宣裕議員 多分ニュアンス的には近いのですが、ちょっともう少し、元気な人とかは例えば健康体操ですとか、御存じだと思うのですが、逆に健康な人がどんどん行って、出不精な人というのはなかなかそういうところに出ない。その人

に出てきてもらおうとすると、やはりハードルが高くて、その人たちが心許しているのは本当に昔からの近所付き合いだったり、家族だったり、本当に限られた人間関係の中でやっているのですよね。実体験として本当に、家族がそろそろ行政とつないで要支援とか受けたほうがと思っても、本人がかたくなに拒否をしてしまうと、そこの第一歩が物すごく遠くて、絶対受けたほうが本人も楽なのになと思いつながら、そこのハードルというのがなかなか難しいというのが先ほどの話の中で、そのハードルを、まだ一人だけれども、例えば80歳ぐらいでまだ元気でトイレも全部自分でできるし、炊事洗濯までできますよというお年寄りもいっぱいいます。逆にそういう人たちにこそ、もしこうなってきたら行政に相談しようというところのマニュアルだとか、家族がその本人に説明してというところで理解してもらえる状況の何か行政的な手引みたいなのがあると、その一段階を少しハードル低くしてあげられるのではないかなと、そこは結構大事だと思うのですよね。サービスが充実しても、必要な人に届けられない、届かないというのはやはりもどかしい部分があると思うのですよ。せっかくやっているサービスは、結構ほかの自治体もそうかもしれませんが、お年寄りのサービスは結構手厚いではないですか。それをいかに届くようにするかというのは課題だと思うのですけれども、その辺を考えていけないでしょうか。

○結城慎二健康福祉部長 今の御指摘の内容で言いますと、まずは行政につながる、イコール自分の意に沿わないような将来像になるというところを払拭する必要があるのかなというふうに思います。

市としては、やはり自分のそれぞれ個人が望む形で安心して暮らせる体制をつくっていく。それが、当市が目指す地域包括ケアシステムという仕組みの中で、地域あるいは行政サービス、様々な形で御高齢の方を支えていく仕組みをつくっていくというふうに考えております。その前提となるのが、行政が考えたからここに入ってねという、いわゆる昔の措置というような考えではなくて、御本人の考えに基づく生活をどうサポートしていくかということですから、もし御指摘のようなお考えがまだたくさん市民の中にあるのであれば、そうした行政に相談すること、イコール自分の意に沿わない形になるよいうところを払拭していく必要があるのかなというふうには考えております。

○古都宣裕議員 先ほどのアンケート結果でお示ししていただいたとおり、まずその取っかかりの要支援とか要介護とかになっている方というのは、現実的に施設も考えられるかというと考えられるわけで、そこにつながっていない人というのはやはり7割以上自分の家で、元気でそれができるのであればいいのですけれども、例えばなかなか古いおうちだったりする場合、ストーブですとか火事がちょっと危なくなってきたりとか、家族も含め周りの近隣住民にもちょっと大丈夫かなという気持ちにさせてしまうのも本意ではないと思うのです。もちろん本意ではないし、在宅でできる、健康な時間が長ければ長いほどそれはいいと思うのですけれども、そのハードルがつながっていれば低くなるというところも、先ほどのアンケート結果で出ていますので、そのつながりのハードルをやはり低くしていくというのは、皆さん限界まで、先ほど質疑の中でもありましたけれども、我慢して我慢してようやくつながったときには、それはもう要支援ではなく要介護になっていたりとかというのも、多分多々見ていらっしゃると思うのですけれども、そうではなくて要支援とかでやっていけば、まだ、ちょっとこういうトレーニングしたら、自分でトイレも行けるように戻っている例がいっぱいありますよとか、そういうところを教えておいてあげると、つながりやすいハードルというのはちょっとずつ下がっていくのかなと。いきなり180度どんと変わる考えのようなものをつくれというのではなくて、やはりちょっとずつ、今いる、例えば50代、60代が自分でそれを知っていれば、自分が当事者になったときにもハードルは下がっていくわけではないですか、そういうところを今後長い視点で考えたときに、今、逆に親御さんが当事者かもしれないけれども、自分も将来当事者になっていくわけだし、ここに在る我々も将来なっていくのですから、そういったところの理解を下げるための努力というのは、今からやっていくところが大事なかなと思いますけれども、その辺もう一度お願いします。

○結城慎二健康福祉部長 我々、現在も網走市は介護予防にも力を入れているというふうに自負はしておりますし、様々な相談、今、2か所の地域包括支援センターがありますし、先ほど申し上げたとおり、若干まだ認知度に課題がございますので、そこはこれから力を入れていきたいと思っております。

今、議員おっしゃっていた仕組みづくりのお話だ

と思います。若い世代、私も含めて50代も、数十年後には介護が必要な状況にもなるかもしれません。そういったときから、ここに相談すれば、こうなったらここに相談すれば、あるいはそうならなくてもここには相談窓口があるよということを、我々行政の窓口もそうですけれども、そういったことをしっかりと周知するとともに、やはり地域の中で支え合う仕組みというのも、これは非常に重要だと思うのです。地域の中で支え合う中で、この人ちょっと様子変わったなということを見てもらう。では、この様子変わったから、ちょっと包括支援センターに相談してみようよとかということをお話をしてもらうという、地域の中での支え合いも非常に重要ですから、その仕組みづくりは現在も力点を置いてやっておりますが、そこは今後も継続して行っていきたいと考えております。

○古都宣裕議員 やっているというようなお話の流れだとは思いますが、そうした体制を構築しておいて、近い将来の利用者とコミュニケーションを取っておくということが、先ほど言ったように、こういうことが起きたら支援が必要になってくるよねとかいうところが、これができなくなってきたというのは、逆に要介護になってしまうよというところがわかっていけば、家族の負担が大きくなっているよと、同居とか近くにいる場合も、それを御本人が理解していただくと、なかなか自主的にサポートにつながりやすいのかなと。当事者の方、多くはやはり迷惑をかけたくない、心配をかけたくないという方がすごく多いというのはあるので、そういったところの考えをやっていくのは大事なように思います。

そこで、網走市も事業計画等つくっていますけれども、福祉サービスの在り方としての将来展望というのを聞かせてください。

○結城慎二健康福祉部長 先ほども申し上げました、令和6年3月に策定をいたしました、第9期網走市介護保険事業計画では、網走地域包括ケアシステムの構築として、地域包括支援センターを中心に老人クラブや町内会などの地域支援者や生活支援コーディネーター、介護・医療の専門職とのさらなる連携強化から、多様なニーズに対応するための支援体制づくりを推進することとしております。

今後も、在宅生活を中心として、高齢者が健康で住み慣れた地域で生き生きと安心して暮らせるよう、一般介護予防事業や介護予防サービスなど、

様々な事業に取り組んでまいりたいと考えております。

○古都宣裕議員 今ありましたように、在宅生活の時間を長くするという事は、自分でできることをなるべく多く、長く維持することが大切であると思います。そうした目標で、第9期網走市介護保険事業計画をつくっているのですから、つくってある様々な支援や制度を有効に使っていくことが大切だと思います。

現状ではすぐに解決とはならないまでも、本人や周りの人に今ある行政支援サービスを知ってもらい、必要な人にその支援の手が届きやすいように、意識を変えてもらうことが大切だと感じます。

サービスの拡充という部分も大切に思いますが、拡充には人手でもお金もかかり、今後の財政見通しを考えると、国からの財源がないと難しいと思います。今後の人口減少に関わり年齢分布も変わってくることを加味すると、今ある支援がしっかりと浸透するように周知し、サービスの利用の意識のハードルを下げ、相談につながりやすい体制をつくることが大切であると思います。質疑を通して、同じ方向を見ているのだと思いますけれども、最後にそうした体制を築いていくという意気込みを聞かせてください。

○結城慎二健康福祉部長 重ねての答弁になりますけれども、今後も在宅生活を中心として、高齢者が健康で住み慣れた地域で生き生きと安心して暮らせるよう、体制の整備を図ってまいりたいと考えております。

○古都宣裕議員 終わります。

○平賀貴幸議長 ここで、理事者入替えのため暫時休憩いたします。

午後2時47分休憩

午後2時48分再開

○平賀貴幸議長 休憩前に引き続き、再開いたします。

一般質問を続行いたします。

金兵智則議員。

○金兵智則議員 一登壇— それでは、私はさきに通告をいたしました2項目について質問をさせていただきます。

まず初めに、ゼロカーボンの取組についてであります。

網走市では、2023年6月13日の第2回定例会において、2050年の温室効果ガス排出量を実質ゼロにす

るように取り組むゼロカーボンシティ宣言を表明いたしました。全国の自治体でも同様の宣言がされておりますし、また、各自治体で様々な取組が行われていることは、皆さん御承知のとおりだと思います。

環境省においても、脱炭素に向けて、自治体を支援する取組を行っております。

網走市においては、地球温暖化対策実行計画や地域再生エネルギー導入戦略を策定し、加えて、あばしり電力を設立するなど着実に取組が行われているように、私自身は感じております。

そこで、まずお伺いしますが、これまでの取組の成果や、また、それらを踏まえた今後の取組の方向性について、市長に伺います。

○水谷洋一市長 一登壇— 金兵議員の御質問にお答えいたします。

国は2050年までにゼロカーボンを目指し、2030年までに温室効果ガス排出量2013年度比46%、北海道は48%削減を中間目標としているところでございます。

道の目標を踏まえて、当市におきましては、2022年に第4期網走市地球温暖化対策実行計画を策定いたしまして、計画最終年度の2026年度に温室効果ガス排出量を、2013年度比40%の削減を目標としたところでございます。

取組の成果といたしましては、あばしり電力により太陽光発電、バイオマス発電、風力発電など、再生エネルギーの施設の誘致があり、また、道路照明や防犯灯のLED化など省エネ対策、断熱などの住環境改善に対する補助、ごみの減量化など、事業者、市民の皆さんが取り組んでいただける温室効果ガス削減に取り組んでまいったところでございます。

今後も、2030年の中間目標である48%削減に向け、計画に定めている再生可能エネルギーの利用促進、国などの省エネ活動に取り組む市民、事業者への助成制度の啓発・活用により、取組を進めてまいりたいと思います。

○金兵智則議員 市の方向性についてお伺いいたしました。

それらを踏まえて質問をしていきたいと思いますが、第4期網走市地球温暖化対策実行計画において、この計画の進行管理をするために、市の事務事業に伴う温室効果ガス排出量や取組状況などを毎年度調査し、公表することとしておりまして、先

日、昨年度2023年度の実績値が公表されました。

それによると、網走市が北海道に合わせて設定した基準年度の2013年度と比較したときに、温室効果ガスの総排出量は約1,516トンCO₂、7.92%の減少ということが明記されておりました。先ほど市長からも答弁ありましたが、北海道の中期目標である2030年度までに48%の削減、第4期網走市地球温暖化対策実行計画の最終年度である2026年度に40%削減、この目標達成に向けて、現状、進捗状況についてはどのように捉えているのかお伺いいたします。

○田邊雄三市民環境部長 市の事務事業に伴う温室効果ガスの排出量は、基準年度の2013年度と比較して、2023年度排出量で1,516トンCO₂となっており、排出率は約7.94%の減となっております。

今後、メタンの排出量を2026年度の40%削減の目標に向けては、毎年、排出量を2,045トンCO₂ずつ減らしていく必要がございます。現状では目標には遠いところではございますけれども、省エネなど市民、事業者に広げ、取組を推進してまいりたいと考えております。

○金兵智則議員 現状を踏まえると、若干厳しいという言い方が正しいかどうかかわからないですけども、今のところの計算上でいくと、届かない状況かもしれないけれどもという答弁だったのかというふうに思います。

今回の事務事業の調査結果の中で、1点、詳細にお伺いしたいと思いますけれども、電気の使用に伴う二酸化炭素排出量及び灯油、A重油の使用に伴う二酸化炭素排出量において、小・中学校が電気です約20%、灯油関係で約40%と、数字上は高い割合というふうに私自身は見たのですけれども、これは建物規模的、数的に妥当な数値であるのか、それとも建物老朽化などの理由により、予定より多い数値であるのか、お伺いしたいと思います。

○田邊雄三市民環境部長 小・中学校は10校が灯油暖房、4校が電気暖房となっており、暖房の種類、施設規模や老朽度により、1校ごとにCO₂排出量に違いがあるものと考えております。

また、小・中学校の二酸化炭素の排出量の公表は14校の合計であり、電気の使用に伴う排出量は、1校当たり構成比で全体の1.4%、約95トンCO₂で、施設で比較しますと、市役所本庁舎では構成比全体の約2%となっております。

また、灯油使用の排出量は、1校当たり構成比全

体の2.8%、約49トンCO₂で、市役所本庁舎では4.9%となっていることから、1校当たりになると、高い数値とはなっていないと認識をしているところです。

○金兵智則議員 1校当たりで考えると、電気と灯油の暖房の違いもあれどということなのですが、1校当たりで見ると高くない、全体で見たらどうなのかという問いなのです、これは。というのも、今、冬になりましたからあれですけども、小・中学校に在籍している児童生徒が、年々学校が寒く感じるというお話なのです。これが老朽化によるものなのか、何なのか。そして、ストーブの設定温度を見ると、20度から上げてくれないと。寒い寒いと言っても上げてくれないのだと。これはゼロカーボンに逆行するかもしれないですけども、寒い中勉強させるというのはどうなのかなと思って、この数値的に高いからそういう状況なのか。これはちょっと話がそれてしまうのかもしれないのですが、高くないのであれば、もう少し暖かい環境で勉強させていただきたいと思うのですけれどもいかがですか。

○北村幸彦学校教育部長 議員の御指摘でございます。確かに学校も老朽化しておりますので、断熱気密性というの、新築の校舎に比べると非常に厳しい状態となっております。子供たちに対しまして、学習環境においては、寒ければやはりそれだけ支障が出てくるという認識もございます。その辺、学校によって温度設定とかいろいろあると思いますので、学校ともその辺は情報共有しながら、適切な温度で学習ができるような環境にしていきたいと考えております。

○金兵智則議員 学校によってはいろいろとルールがあって、寒くても上着を着ては駄目だという学校もあるという話もありますし、設定温度を上げてくれと言っても上げてくれないという話ですので、そこはきちんと対応していただきたいなというふうに、この話の流れで1点お伺いしてみました。

次に移ります。

2050年の達成を目指しているカーボンニュートラル、脱炭素社会の実現は、いわゆる温室効果ガスの排出量と森林管理などによる吸収量を差し引いた合計を実質的にゼロにすることを意味しているということは、皆さん御承知のとおりだと思います。

温室効果ガスの排出量については、さきにも述べたとおり、毎年調査し公表することとなっております。

すけれども、吸収量については、網走に限らず、表に出ている数値がないのではないかというように感じております。

そこでお伺いしますけれども、吸収量の把握についてはどのようにされているのか、お伺いします。

○田邊雄三市民環境部長 温室効果ガス排出量調査の公表についてですが、法に基づく公表となっております、吸収量は市内の国有林以外の網走市森林整備計画の森林面積を、国の指針に基づき数値化したものを目標値として定めることとなっております、当市の2030年度の目標値は推計によると5,601トンCO₂としているところです。このことから吸収量は、計画の森林面積で算出する目標値しかない状況となっております。

○金兵智則議員 実際、森林がどれくらい二酸化炭素を吸っていますというのは計算するのは難しいのでしょうか、これが基準になっていくのでしょうか、森林の面積が増えていかないことには、この数値は大きく変わらないということになると思いますので、これが基準になるのだということと理解をしたいと思います。

次に、今定例会で企業からの寄附により、電気自動車を導入するための補正予算が提案されました。詳細は、インターネットで私も見させていただきましたけれども、今回は寄附により財源が確保できましたけれども、そのときのやり取りをお伺いしたところによると、電気自動車の導入ばかりではなくハイブリッドも含めた形と、公用車を減らしていく方向だというふうにやり取りがありましたけれども、それらも含めて今回の導入によって、温室効果ガスの排出量削減には、どの程度効果が見込まれるのかお伺いしたいと思います。

○田邊雄三市民環境部長 電気自動車導入による温室効果ガスの削減量は、ガソリン車に比べ約半減とすることが見込まれているため、効果あるものと考えております。

公用車につきましては、庁舎移転に伴い開始する共用利用により、台数の削減を進めていくほか、更新に当たっては、今後導入する電気自動車等の冬期間の利用状況も踏まえ、検討してまいりたいと考えております。

○金兵智則議員 委員会でやり取りがあったとおりでということなのだと思いますし、今後、その点で少しずつでも進んでいくのかなというふうには思っております。

次に、現在、足踏み状態となっていました廃棄物中間処理ですけれども、当初は焼却施設の設置という流れがあった中で、もろもろ1市5町で協議した結果、生ごみによるメタン発酵施設を併設したメタンコンバインドシステムの導入を検討していくという説明が行われ、現在も議論中なのだと思いますけれども、その後から委員会の説明時に、焼却施設のみの設置ではゼロカーボンに影響があるということの説明がたびたび繰り返されて行われるようになりました。これまで中間処理の議論がメインだったので、これまで確認はできてなかったもので、改めてここで確認をさせていただきたいと思っておりますけれども、メタンコンバインドシステムではなく、焼却施設単独になった場合、ゼロカーボンに向けてどの程度影響があるのか、お伺いしたいと思います。

○田邊雄三廃棄物処理広域化推進室長 メタンコンバインド施設では焼却施設での熱利用のほか、生ごみメタン発酵施設が併設となるため、メタンガスによる発電が可能となり、その電力は場内で利用することができることから、CO₂排出量の削減増につながるものと考えております。

1市5町で整備予定の焼却施設は70トン未満の施設となっており、一般的に70トン未満の小規模施設では焼却熱を利用した発電は難しいと言われているところです。焼却施設単独の場合のエネルギー利用は、場内の給湯、冷暖房、ロードヒーティングなどの熱利用に限られることから、メタンコンバインドに比べて施設規模にもよりますが、焼却単独施設は約20%から30%程度、CO₂排出量が多くなるとのデータもあり、そのように認識しているところでございます。

○金兵智則議員 20%から30%増加してしまうと、CO₂排出量が増加してしまう。焼却に比べて増加してしまうということはわかったのですが、これが網走のゼロカーボンの中で、どの程度影響があるのかというのは実質見えてこないのですね。焼却のほうが二、三十%増える、メタンコンバインドに比べて二、三十%増えるというのはわかるのですけれども、それが網走市全体の中では、これがこれになるのか、これがこれになるのか、単位がよくわからないので、その辺ははっきりとわかることは難しいという理解でいいのでしょうか。

○田邊雄三市民環境部長 ゼロカーボンの取組としては数値化することもあるのですけれども、その数値が妥当なのかというのもあるのですけれども、一

つの目安となっておりますので、ゼロカーボン幅広く取組を進めていくことで、全体としてやっていくことというふうに理解しておりますので、様々な場面で、事業でゼロカーボンを推進していくことが必要だというふうに考えております。

○金兵智則議員 全体の取組の中の一つとして大事な取組だというような答弁だったのかなと思いますけれども、まだ焼却施設にするか、メタンコンバインド施設にするかという議論は、また別の部分ではないので、この辺でやめておこうかなと思って、次の質問に移ります。

ゼロカーボンに対する取組を経済波及効果の面から考えてみると、どのような捉え方になるのか。これまで、特に市長をはじめ網走市として、見解を示したことはなかったのかなというふうに記憶しておりますけれども、先ほど申し上げたとおり、昨年の第2回定例会において、温室効果ガス排出量を実質ゼロに取り組むゼロカーボンシティ宣言を表明されましたけれども、この取組は、地球環境の保全に対して、網走市もしっかり取り組むという決意の表れだと理解するところであります。

一方で、このゼロカーボンの推進には、技術革新やDX推進、働き方の見直しなどを含めた事業者側の様々な変化や対応も必要になるというふうに理解しています。

一般にゼロカーボン宣言による経済波及効果として考えられるのは、国からの支援による地域経済の活性化、再生可能エネルギーの導入による新たな産業や雇用の創出、電力の自給自足や余剰電力の販売による電力収支の改善などがあるとされております。

先ほども、これまでの取組の成果や、それらを踏まえた今後の取組の方向性について、市長の見解を伺い、答弁をいただいたわけではありますけれども、地域経済の活性化という点から見たときに、これまでも木質バイオマス発電所の進出など、決して少なくない成果があるわけです。実際にはどの程度の経済波及効果になっているのか、お伺いいたします。

○田邊雄三市民環境部長 経済波及効果についてありますが、固定資産税や法人市民税では20年間で約9億7,000万円の増収、また、WIND-SMILE社では45名の雇用が創出されており、従業員による市内消費額は年間で約1億3,500万円と見込んで

いるところでございます。このほか、効果額は押さえておりませんが、建設工事などの地元企業への発注や、関係者の来網による消費の創出などの効果があるものと考えております。

○金兵智則議員 数値として表している部分だけでも10億円以上の経済効果があったのかなと思いますし、それに表せない波及効果も大変多大なものがあったということなのだと思います。

それでは、伺いますけれども、この経済波及効果の面で何か目標のようなものがあるのでしょうか。もし、ないのであれば、新たに経済波及効果の部分でも目標の設定をするということを検討してもいいのではないかと考えますけれども、市長の見解をお伺いいたします。

○水谷洋一市長 一登壇 目標があれば、目標設定したらどうかというお尋ねだったと思いますけれども、大難しいというふうに思っております。今のところ、その目標は設定しているところではございません。なぜ難しいかというお話ですが、御案内のとおり、ゼロカーボンの取組は経済波及効果は期待できるのですが、導入する再生可能エネルギーの種類や規模、影響も多岐にわたることから、目標設定はなかなか難しいということ。あと、事業者による再生エネルギーの導入などの取組が進む中で、経済波及効果が見えてくるものと、もう一つ、議員御案内のとおり、産業がシュリンクすることによってカーボンが減っていくということがあります。つまり二律背反の命題、この問題がありまして、そこにはなかなか一概に示せないというふうに考えているところでございますので、御理解を賜ればと思います。

○金兵智則議員 わかりました。

次の質問に移ります。

○平賀貴幸議長 質疑の途中でありますが、ここで暫時休憩いたします。

再開は3時20分といたします。

午後3時09分休憩

午後3時20分再開

○平賀貴幸議長 休憩前に引き続き、再開いたします。

一般質問を続行いたします。

○金兵智則議員 それでは、2項目め、高齢者の社会参加への対応についてお伺いいたします。

高齢者が家に引き籠もらず外出することや社会参加をすることにより、人に触れ合う、つながるとい

うのもありましたね、今日。そういう機会があることにより、健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間と定義されている、いわゆる健康寿命を延ばしていく効果があると考えます。そうですね、このつながりがすごく重要だということは、午前中から、今日はすごく多く質疑があったのかなというふうに思いますし、孤独を感じると、たばこ15本分の影響があるなどという答弁もありましたので、ここはしっかりやっていかなければいけないのかなと思いますけれども、その結果、医療費や介護費の増加を抑えられるといった効果もあり、高齢化がますます進む現状において、こういったことを考慮した政策の重要性が増してきているのではないかと考えますけれども、市長の見解を伺います。

○水谷洋一市長 一登壇ー 高齢者施策の全般についてお尋ねでございますけれども、医療費について、言及がございました医療費につきましては、年齢とともに緩やかに増加をしてまいりまして、高齢期には急激に高くなってきます。健康寿命が延びますと、医療費が急激に高くなるタイミングは高齢へと先送りをされるところでありますが、年齢を重ねれば病気がけがも増えることにより、高齢者全体としては医療費は増加をしていくものと、このように捉えているところでございます。

一方で、高齢者個別の視点に立てば、高齢者の方たちが地域活動を通じた社会参加を行い、また、外出の機会を創出することは、介護予防の観点からも非常に重要だと、このように考えておりますので、これまでも、高齢者生活総合支援事業やふれあいの家、らくらく健康トレーニングなど、様々な介護予防事業を今後とも行ってまいりたいと、このように考えているところでございます。

○金兵智則議員 詳しく御答弁をいただいたというふうに思っています。

そこで、今、市長の答弁にもありました高齢者の社会参加を目的とした網走市が行っている事業の一つ、高齢者生活総合支援事業について伺いをしていきたいと思います。

この事業は、交通費がメインの事業であったものを、利用箇所の拡大や金額の増加などを行ってきたところは理解をしているところではありますけれども、改めてこれまでの事業の流れについて伺いたいと思います。

○結城慎二健康福祉部長 この事業は、平成4年度より高齢者交通費助成事業として、70歳以上の前年

度市民税非課税の方を対象に、年5,000円分のバス助成券を支給していたもので、平成12年度からはその対象をタクシーにも拡大をしてきております。

現在の制度は、平成28年度より、高齢者の積極的な社会参加や健康増進などを目的に、交通費助成に限定せず、プール、体育館などの施設入館料や買物支援など総合的に活用できる助成券を、従前の5,000円に1,000円上乗せをしまして、6,000円分として支給しているところでございます。

○金兵智則議員 平成28年から今のシステムになったという答弁でしたけれども、現在、高齢者生活総合支援事業の利用券の利用状況というのは、どのようになっているのか、お伺いしたいと思います。

○結城慎二健康福祉部長 令和5年度の利用実績では、助成対象者は3,986人で、交付率が87.8%、利用率は82.4%となっております。

助成券の利用割合は、バス及びタクシーの乗車が85.1%、入浴助成が6.7%、プールなどの健康増進施設利用が6.1%などとなっております。

○金兵智則議員 わかりました。

あとはその他がもっと少なくなってくるのだなということなのだと思いますけれども、公共施設の利用料にも使用できる事業でありますのでお伺いしますが、先日、札幌市で、光熱費の値上げなどの影響により公共施設利用料の値上げが提案されたということがニュースで取り上げられておりました。隣町の北見市でも、事情は違うかもしれませんが、公共施設の利用料の値上げという考えがあるということも発表されておりました。網走市では、指定管理者制度等も活用しながら運営を行っている施設も多数あるということは理解しておりますし、また、燃料代や電気代の補正予算が組まれたこともあり、現状の利用料で本当に賄えているのかなというふうに感じるところでもありますけれども、そこでお伺いしますが、公共施設の利用料について、市としてどのような考えなのか、お伺いしたいと思います。

○結城慎二健康福祉部長 公共施設の利用料についてでございますが、公共施設の管理運営については、昨今の物価高騰による影響等があるとは承知しておりますが、現時点で公共施設の利用料について、値上げの検討を行う考えはございません。

○金兵智則議員 現時点で値上げを考えることはないということですので、どこかの時点で考える可能性もあるという答弁になってしまうのかなというふ

うに思いますけれども、現時点で、取りあえず今、たしか第5次行革最中ですので、あるとすれば令和8年度以降というふうに捉えたいなと思いますけれども、この事業ではかに利用できる家事支援、買物支援、除排雪に対して、料金についての考え方はどうなのか、お伺いしたいと思います。

○結城慎二健康福祉部長 料金改定の状況の御質問かと思いますが、網走市シルバー人材センターの利用料金で比較しますと、家事援助は事業が開始された平成28年4月では1時間当たり840円でしたが、令和4年4月では1時間当たり1,085円と上昇しております。除雪につきましても平成28年で1,250円だったものが、令和6年で1,512円と上昇している状況でございます。また、買物支援は事業開始が平成29年度からとなりますが、当時1,000円だったものが、令和6年では1,384円と上昇している状況でございます。

○金兵智則議員 それぞれ値上げがされていると、大体2割前後といったところなのかなというふうに思います。

もう1点、詳細にお伺いしますけれども、先ほどバス・タクシー、公共交通に使われているのが85.1%ということでしたけれども、このバス・タクシーの割合というものはわかるものなのでしょうか、お伺いしたいと思います。

○結城慎二健康福祉部長 令和5年度の実績になりますが、どこバスを含めましてバスの利用が20.9%、介護タクシーを含めましてタクシーの利用が79.1%となっております。

○金兵智則議員 85.1%のうち、タクシーのほうが約8割という、金額ベースということになるのですよね、多分ね。ですので、こういう差が出てくるのだというふうに思います。

高齢者の社会参加のために重要となる公共交通でありますけれども、当初、この事業は交通費がメインだったことから使用割合も高くなってきているというのが、先ほどの答弁でも明らかとなったところであります。

そこで、公共交通、いわゆるバス・タクシーの料金について伺っていきしたいと思いますけれども、初めにバスについてでありますけれども、バス料金は直近で言えば、消費税が10%に引き上げられたことにより、令和元年に税率転嫁分として若干の値上げがあった。その後、令和5年から車両老朽化により、管理コストの向上、燃料高騰などにより値上げ

が行われたと認識しております。

また、令和5年度から本格運行が始まったどこバスですけれども、現在では同エリア、同じエリア内では500円、エリアをまたいだ場合は700円という価格設定になっております。例えば、同一区間を路線バスからどこバスに切り替えた場合、利便性を抜きに金額だけで考えた場合、支払い料金が高くなる場合が多くなるというふうに私自身も感じておりますし、多分計算上そうなるのだと思います。これらを踏まえて、バス料金自体はどの程度値上げがされたのか、市としてどのように認識しているのか、お伺いしたいと思います。

○伊倉直樹観光商工部長 バス料金の値上げにつきましては、令和元年10月の消費税率8%から10%の引上げに伴い料金改定がなされまして、初乗り運賃が140円から150円となり、値上げ幅で10円、約7%の上昇となっております。

その後、直近では、御案内のあったとおり、燃料費高騰などにより、令和5年3月以降、初乗り運賃が180円となり、値上げ幅が30円、約20%の上昇となっております。

また、同一区間で路線バスからどこバスに切り替えた場合の料金比較についてですが、直接比較困難な部分はありますので、参考値にはなりますが、エリア内移動の長い区間として、つくしヶ丘6丁目から大曲2丁目で490円、羽衣公園から向陽道職員住宅も同じく490円となっており、先ほどお話ししました初乗り運賃180円と比較を取りますと、330円から340円になりますことから、どこバスの同一エリア料金500円との額面上の差額は160円から170円になるものと考えてございます。

また、令和元年の料金改定からの比較では、初乗り運賃で40円、約28%、移動区間の長い運賃で70円、約16%ほど値上げになっているものと考えられます。

○金兵智則議員 公共交通のバスでも約3割弱の値上げが行われていると、どこバスを含めてもそんな感じだろうというところで、詳しく御説明をいただいたのかなと思います。

同様に、タクシー料金についてもお伺いをいたします。

タクシー料金についても、令和元年10月の消費税10%に引上げされたことにより税率転嫁分として値上げがされ、さらに先日の12月6日から、初乗りが610円から700円になるなど、さらなる値上げが行わ

れました。これら数回の値上げにより、どのくらいの値上げとなったのかお伺いいたします。

○伊倉直樹観光商工部長 タクシー料金の値上げにつきまして、当地域での改正ですが、令和元年10月の消費税率8%から10%の引上げに伴い、令和2年2月に初乗りの料金改定が行われ、530円から610円となり、値上げ幅は80円、約15%の上昇となっております。

その後、今回の改正によりまして700円となったことから、直前の料金との比較で90円、約15%の上昇となっております。令和2年の改正前からの比較では、金額で170円、割合としては約32%の値上げになっております。

○金兵智則議員 公共施設の利用料金についての料金値上げは今のところ考えていないと。ただ、生活支援に関しては、平成28年から見ると約2割前後だと、僕の計算ではそうかなと思うのですけれども、値上げが行われていると。バス・タクシー料金については、やむを得ない値上げもありましたけれども、ただ、値上げにより、これまでどおりの助成額、高齢者生活総合支援事業で頂ける助成額だと、単純に公共交通に乘れる回数が減るということになってしまうのです。また、物価高騰や燃料費高騰などもあり、生活をしていく上で、金銭的な余裕というものもなくなってきているということは、多くの方々から耳にするところでもあります。そうなってくると、より外出しづらい状況となっているのだということで推測するところでもあります。それらを踏まえると、これまでの経過から約3割強でしょうか、2,000円から3,000円程度の助成額の引上げというのが必要と考えるところでもあります。

また、先日のマスコミ報道で、市長も来賓として招かれていたそうですけれども、網走地域公共交通を守り創る会が発足され、公共交通を守るという視点からも、この事業の金額引上げを要望していく考えがあるというふうに明記をされておりました。これらの状況を踏まえ、ぜひとも来年度の予算案をつくる時期でもありますので、来年度に向けて金額の引上げを決断していただきたいというふうに思いますけれども、市長の御決断、御見解をお伺いしたいと思います。

○水谷洋一市長 ー登壇ー 高齢者生活総合支援事業についてでございますけれども、この事業は、議員御指摘のとおり、バス・タクシーの乗車料の社会参加目的以外にも、学習機会の確保、健康増進、生

活支援として係る御負担の一部の助成をしているものでございます。

公共料金の値上げ、家事援助などの値上げ、本事業の対象となる高齢者の生活に影響を与えているものと承知するところでございまして、議論いただいております。その中で、低所得世帯に対して、この間、物価高騰対策として、今議会において補正予算で上程されておりました各種の給付金や福祉灯油などの様々な政策を講じているところでもございます。

現時点において、本事業の助成額の増額ということは考えておりませんが、今後、国による財源措置について注視いたしまして、低所得者への支援策全体の中で検討してまいりたいと、このように考えているところでございます。

○金兵智則議員 国の補助も含めて、全体の中で考えていただけるという答弁でありましたけれども、予算、決算を見ても、予算額、先ほど一番最初の使用率でしたか、現在の利用状況のところで、交付パーセント、そして使用パーセントの中から予算、決算にも開きがあるのですよね。それらを踏まえて、ウン千円値上げをしたときにはどうなるかということも検討していただきたいなど。予算額を満額使うことがいいことではないのかもしれないですけれども、予算額ということは、そのお金は確保しているわけですから、決算額はそこには差異が出てくるのは当然だと思います。その中で、そういった状況も踏まえて、国の動向を注視していただけるのも、その中で総合的に判断をしていただくのも大変ありがたいことなわけではありますけれども、低所得者の皆さんは物価高騰対策ですので、自分の生活のほうに回ってしまいます。この事業については、やはり高齢者が家に引き籠もらずつながり、出ていって、いろいろな人とつながっていかなければいけないということが、今日、特に多かったですね。古都議員の、高齢者が安心して最後まで暮らせる体制づくりのところでも、御近所とつながっていくことが大切だということもありましたし、永本議員の、認知症の行方不明者対策のところでも、やはりそういうふうにつながっていくことが早期発見につながるよというのですから、外に出ないといけないということを認識していただいているわけですから、せっかくこの時期でもありますので、ぜひとも、もう少し検討していただけたらと思いますけれども、同じ答弁かもしれないですが、市長、最後にもう一

度お伺いしてもいいですか。

○水谷洋一市長 ー登壇ー さらに問いをされて答弁が変わるということは、なかなか難しいというふうに思っておりますけれども、物価高、全体として物価が上がって、その対策についてどうするのかという話だと思います。その中で、様々な市独自の政策を講じているわけでありましてけれども、今回、補正予算においても、本予算においても、国のほうですね、どういう形になるかわかりませんが、物価高騰対策としてしっかりやっていくのだというふうにアナウンスはありますので、公共交通も値上がりしておりますし、お米の値段も上がっておりますし、様々なものが上がっている。それを全体として物価高としてどう支援をしていくのかという、全体として、それも低所得者の方々に何ができるかということ、全体の中で考えさせていただきたいという答弁でございましたので、御理解を賜ればと思いますので、よろしくお願いいたします。

○金兵智則議員 これ以上やると嫌われてしまうかもしれませんので、この辺にしておこうかなと思いますけれども、おっしゃっていることもよくわかりますけれども、やはり見える部分で、この部分が上がったということによって、外に出る機会も増えるというところもある。全体の中の一部ではなくて、これがというところも、また大事な部分だというふうに思いますので、またあらゆるところで議論をさせていただけたらと思います。

終わります。

○平賀貴幸議長 ここでお諮りいたします。

本日の議事日程であります一般質問はまだ終了しておりませんが、本日はこの程度で延会とし、明日一般質問を続行することにしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議がありませんので、本日はこれをもって延会といたします。

再開は、明日午前10時としますから御参集願います。

御苦労さまでした。

午後3時40分延会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

網走市議会議長 平 賀 貴 幸

網走市議会副議長 立 崎 聡 一

署名議員 金 兵 智 則

署名議員 里 見 哲 也

令和6年第4回定例会
網走市議会会議録第4日
令和6年12月11日（水曜日）

○議事日程第4号

令和6年12月11日午前10時00分開議

日程第1 一般質問

○本日の会議に付した事件

一般質問（小田部議員、村椿議員、松浦議員）

○出席議員（16名）

石垣直樹
井戸達也
小田部照
金兵智則
栗田政男
里見哲也
澤谷淳子
立崎聡一
永本浩子
平賀貴幸
深津晴江
古田純也
古都宣裕
松浦敏司
村椿敏章
山田庫司郎

○欠席議員（0名）

○説明のため出席した者

市長 水谷洋一
副市長 後藤利博
企画総務部長 秋葉孝博
企画総務部参事監 小松広典
市民環境部長 田邊雄三
健康福祉部長 結城慎二
健康福祉部参事監 永森浩子
農林水産部長 佐藤岳郎
観光商工部長 伊倉直樹
建設港湾部長 立花学
水道部長 柏木弦
廃棄物処理広域化推進室長（市民環境部長）
新庁舎開設準備室長 武田浩一

企画調整課長
総務防災課長
財政課長
税務課長
戸籍保険課長
戸籍保険課参事
生活環境課長
廃棄物処理広域化推進室参事
廃棄物処理広域化推進室参事
廃棄物処理広域化推進室参事
健康推進課長
健康推進課参事
社会福祉課長
介護福祉課長
商工労働課長
観光商工部参事
建築課長
都市整備課長
都市管理課長

佐々木司
日野智康
小西正敏
稲垣一寿
渡邊真知子
小沼麻紀
寺口貴広
（生活環境課長）
（都市整備課長）
田中正幸
松井直之
本橋洋樹
今野多賀子
清杉利明
小沼寛人
中村幸平
野口公希
小原功
村上雅彦
近藤賢

教育長
学校教育部長
社会教育部長
学校教育部次長
学校教育課長
学校教育課参事

岩永雅浩
北村幸彦
吉村学
大垣正紀
高橋善彦
里見達也

○事務局職員

事務局長 岩尾弘敏
次長 石井公晶
総務議事係長 和田亮
総務議事係 早渕由樹
山口諒

午前10時00分開議

○平賀貴幸議長 おはようございます。

本日の出席議員は16名で、全議員が出席しております。

ただいまから本日の会議を開きます。

○平賀貴幸議長 本日の会議録署名議員として、深津晴江議員、村椿敏章議員の両議員を指名いたします。

○平賀貴幸議長 本日の議事日程は、お手元に配付した第4号のとおりであります。

日程に従い、直ちに議事に入ります。

○平賀貴幸議長 日程第1、昨日に引き続き、一般質問を続行いたします。

小田部照議員。

○小田部照議員 ー登壇ー おはようございます。通告に従い、質問に入ります。

私からは部活動の地域移行について、1点伺います。

学校の部活動は生徒のスポーツや文化・芸術等に親しむ貴重な機会を確保し、自主的、主体的な参加による活動を通じて、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等に資するものとともに、自主性の育成にも寄与するものとして大きな役割を担ってきました。

また、多様な学びの場として、体力や技術の向上を図る目的以外にも、異年齢との交流の中で、生徒同士や生徒と教職員等との好ましい人間関係を構築し、自己肯定感を高めるなどの教育的意義だけでなく、生徒の意欲向上や成長を保護者とともに共有することで、学校の教育活動への信頼を高めることや、学校、地域の一体感、愛郷心の醸成にも大きく貢献してきました。

しかしながら、少子化が進展する中、生徒数も減少するなど、学校での部活動をこれまでと同様の体制で運営することが難しくなっており、学校や地域によっては、持続可能性という面で大変厳しい状況が増えてきております。

この網走でも、人口減少、少子化が急速に進み、これまでも多くの部活動が部員不足などにより、募集の停止、休部、廃部、合同チームとなり、子供たちが自分の通う学校に本来希望する部活動がないという状況が増えてきております。

さらに、近年、教職員の働き方改革という面で、その在り方に課題があるとされ、部活動は教員等の献身的な勤務によって支えられておりますが、長時間労働勤務の要因であることや、競技経験のない専門外の教員等が指導せざるを得ない状況もあり、大きな負担となっていることから、学校の働き方改革

も考慮した部活動の地域移行が求められているところであります。

令和4年度には、スポーツ庁、文化庁が、将来にわたり、子供たちがスポーツ、文化・芸術に継続して親しむことができる機会の確保に向けた具体的な取組とスケジュールなどを示しております。

そこで伺いますが、当市の現在の中学校部活動への加入状況、人数、割合というのは、これまでどのように推移してきているのか伺います。

○北村幸彦学校教育部長 市内中学校におけます部活動の状況についてでございますが、本年度の市内の全中学校の生徒数779人のうち、学校部活動に加入している人数は585人となっており、加入率は75.1%となっております。ここ数年で比較しますと、年度によってはややばらつきはありますが、加入率に大きな増減はない状況でございます。

○小田部照議員 75%と。近年3年で言えば、大きな増減はないという状況の中、一方で、ここ数年で、部員数の減少などにより、休部や廃部になった部活動というのも数多くあるのですが、その辺はどのようなになっているのでしょうか。

○北村幸彦学校教育部長 部員の減少によります休部、廃部の状況でございますが、令和元年度末に第一中学校のサッカー部と第三中学校の男子バレー部、令和2年度末に第二中学校の報道部、令和3年度末に第三中学校の陸上部とテニス部とコンピュータ部、令和4年度末に第三中学校の野球部と女子バレーボールがそれぞれ休部、もしくは廃部となっております。

なお、昨年度から今年度におきまして、新たに市内で休部や廃部となった部活動はない状況でございます。

○小田部照議員 今の御答弁で、令和元年からおおよそ一中をスタートに8部活が廃部となってしまいました。令和5年、6年は廃部の実績はないということですが、廃部はしなくとも、チーム競技などでは、部員数の減少によってそれぞれの学校のみでは活動が困難ということで、ほかの学校との合同チームでの活動を行っている部活動もありますが、その辺はどのようなになっているのか伺います。

○北村幸彦学校教育部長 他校との合同チームによる活動状況でございますが、市内校では、第二中学校と第五中学校の野球部と女子バレーボール部が、中体連大会などへの出場時に合同チームで参加しておりまして、大会前には合同練習などを行っている

状況でございます。

そのほか、市外の中学校との連携といたしましては、第二中学校の男子バスケットボール部が女満別中学校と、第三中学校のサッカー部が小清水中学校と、それぞれ大会出場時に合同チームとして参加している状況でございます。

また、大会出場時以外には、土曜・日曜日など週休日におきまして、年数回、お互いの学校を行き来しながら、合同で練習活動を行っている状況でございます。

○小田部照議員 今の御答弁で、市内の四つの部活動で合同チームを組まなくてはいけない状況であると。一方で、二つの、男子バスケットボール、二中のバスケットボール、三中のサッカー部が、隣町の女満別と小清水の中学校と合同だということで、この合同部活動にも利点というか、合同にするから活動ができるわけですが、でも平日、先ほど御答弁もありましたが、それぞればらばらに活動しているのですよね。ただやはり、なぜ合同にするかといったら、チームスポーツ、数がいないと成り立たない競技なので合同になるわけですが、そういう意味では、平日、ばらばらに練習して、何回かは週末合同にすることがあるというような御答弁がありました。今も答弁があったのですが、実は、保護者の方から何とかならないのかというような御相談も何回か受けています。合同部活動の課題というのもそれぞれあると思うのですが、例えば今御答弁があったように、大会前ぐらいは、二中と五中のバレーや野球に関して、保護者が自ら送迎するから、二中のほうに五中のほうから連れていくから合同で練習させてほしいと、大会前は特に。やはり野球やバレーボールはチームワークのスポーツなので、ばらばらでやってもなかなか、少しでもいい成績を収めたいという保護者の思いで、熱意でお願いしたそうなのですが、何せこの合同部活動、それぞれに二中にも部活動がある、五中にも部活動がある。つまり、二中のほうへ出向く場合は、五中のほうの顧問の方が引率しなくては駄目なのです。保護者の方がみんな責任を持って連れていっても、一緒に合同では練習できないのだというような、そんなお話をいただきました。これを、どうしてこんなことになるのだ、何とか大会前ぐらい合同で練習したいのだ、保護者の送迎の責任で。そういう課題、どうにかできないのかというような要望をいただいているのですが、この辺の合同チームの課題をどのように捉えて

いて、今御説明した件はそれなりに解決できるものだと思うのですが、いかがでしょうか。

○北村幸彦学校教育部長 ただいま議員のほうからお話がありました、合同チームでの平日の練習の行き来に関するところでございますが、合同チームは各学校において部活動という位置づけに基づきまして、顧問の先生がついているわけでございます。平日となりますと、やはり移動の際に顧問の先生がなかなか学校から離れられない、引率ができないという状況はあるかと思えます。その中で大会前につきましては、土曜日。日曜日とか、週休日には何とか都合した中で合同練習をしているという状況でございます。この辺、保護者とか生徒の意向もございしますので、今後どのような形でできるかというのは、ちょっと今の段階では申し上げられないのですけども、学校ともいろいろ相談なりをしてみたいと考えております。

○小田部照議員 ぜひ、そういった保護者、ほとんど女満別と小清水の合同というのは、また距離もありますから、なかなか都合がつくのかどうかわかりませんが、二中と五中の合同チームに関しては、そういう保護者の協力がありますので、ぜひ実現できるような方向で部活動があるうちは、合同でできるうちはしっかりと対応していただきたいと思えます。

この部活動の地域移行については、全国的にもうまく進めているところですか、そうではないところとか、または、国は部活動の地域移行を進めて推進しているのだけれども、逆行するかのように、一部ではありますが、某市では部活を残していくのだと。部活動を地域移行しないで、部活を維持していくのだというような姿勢、方針を見せている市もあるぐらいの状況であります。そして、近隣で言えば、北見市や美幌町では、部員数の減少や将来的な地域移行を見据えて、部活動の地域移行に向けた今後の方針を打ち出しております。この内容で言えば、北見市では、部活動の地域移行、学校における部活動の改革と地域におけるスポーツ、文化・芸術活動の充実と押さえ、生徒のニーズに応じた活動の場を確保する取組を推進し、地域に根差した持続可能な地域クラブ活動を目指すとし、地域移行のポイントとしては、休日と平日とで指導者や活動方針が変わると、生徒たちに戸惑いや混乱が生じるため、休日の移行だけではなく、可能な限り平日も含めて運営主体を学校単位から地域単位へ移行するという

ような方針を打ち出しております。この北見市が進める地域移行に向けた方針については、各年度のスケジュールまで出しております。令和4年度、5年度、この2か年で事前調査及び環境整備を進めてきたことを踏まえ、この令和6年度、拠点部活動の開始をもう既にしております。スポーツ、文化・芸術教室等の実証事業拡大など取組を強化しながら、可能な種目活動から地域クラブ化を図り、運営主体を地域単位へと移行していく方針であります。そして、北見市においては、令和8年度以降は、学校主体の部活動から地域クラブへ移行することを目指す、スケジュール感をもうしっかり出しているのですね。

美幌町もそうです。美幌町も方針とこういったスケジュール感を出しています。美幌町、北見市もそうですが、拠点校方式による部活動を既に実施しているのですよ。これについては、北見市、美幌町もそうですけれども、既に令和8年度には学校部活動を廃止し、地域クラブへ移行をと、スピード感を持って対応すると大きな決断をしたのだなと私は評価しているところでありますが、本市としては、美幌町や北見市の方針、スケジュール感を含めて、拠点校方式を含めて、どのように捉えているのか伺います。

○北村幸彦学校教育部長 拠点校方式のお尋ねでございますが、この方式は、生徒が在籍する中学校に希望する部活動の設置がない場合において、その部活動があるほかの中学校の部活動へ参加を認める方法となっております。

議員のお話にありました北見市では、令和6年度より、市内の三つの中学校を拠点校方式の部活動実施校として指定し、活動する生徒の希望を募った結果、そのうち一つの学校、3種目の部活動で、校外より合計11名の生徒が活動していると伺っているところでございます。

また、美幌町におきましても、同様に町内に二つある中学校のうち、部員数が減少していた美幌中学校の野球部、サッカー部、女子バスケットボールの三つの部活動については、今年度より美幌北中学校で拠点校方式として活動しているとの話を伺っております。

この拠点校方式によります部活動は、生徒にとって在籍する中学校のまま、他校の生徒と一緒に希望する部活動ができるというメリットはございますが、一方で学校間の移動方法、また拠点校となる学

校における顧問や指導者の配置など、一定の受入体制の整備が必要となると考えております。

現在、本市におきましては、現段階で拠点校方式を取り入れる予定はないところでございますが、将来的な地域移行に向けた過程の一つの手法としては考えられるものと思っていますところでございます。

○小田部照議員 拠点校方式については御答弁いただきましたが、もう何年も前から僕は部活動に関しては、この議場で質疑させていただいております。令和元年から多くの、八つの部活動が廃部となり、四つの部活動が合同となってしまったと。網走にも既に中学校に、小学校から続けてきた中学校でもやりたかったスポーツや文化ができない、部活ではできない状況が生まれてしまっているのです。なおかつ、民間のクラブチーム、サッカーや野球、陸上、様々ありますが、そこに行けばできるのではないかなと思うかもしれませんが、やはり保護者の送迎の負担、または、料金、費用の負担、どうしてもやらせてあげたくても、やらせてあげられないという親御さんが、この部活動がなくなってからは毎年のようにいるわけです。これが現実ですよ。こういう子供たちをなくすために、どういうふうに取り組んでいくのだというお話を、これまで何度もさせていただきました。

北見市、美幌町が、スケジュールも含めて方針を打ち出したというのは非常に近隣自治体としては大きなことで、私も子育てする保護者ですが、同じように子育て世代の方々からいろいろなお話をいただきます。この辺については、どのように感じていますか。

○北村幸彦学校教育部長 議員のお話にありました北見市、美幌町につきましては、スケジュール感を打ち出している状況でございます。

本市におきましては、昨年8月に部活動の地域移行に係る検討協議会を設置しまして、その中で協議を進めているわけでございます。現段階で、具体的なスケジュール感を出してはいないのですけれども、より早く、網走市としても方針を打ち出していきたいという考えは持っているところでございます。

○小田部照議員 現在は方針を打ち出せない状況に、網走市はあるわけです。でも、隣町、美幌町、北見市は方針を打ち出したということで、やはり網走市民も、それはいろいろ子供たちのことですからお話になれますよね。

そして、今お話ありました拠点校方式の導入に関してですが、将来的な地域移行に向けた手法の一つとして考えるようなお話をされましたが、この拠点校方式というのは、確かに先ほど質疑させてもらった合同部活動というやり方だと、どちらかには部活がなくなるわけですから、保護者の送迎で今、美幌も北見もやっているわけですから、そういう意味では、合同部活動よりはスムーズな、顧問がいなくていいと言ったら変ですけども、拠点校にいればいいので。要するに、二中の子が二中に通いながら、五中の拠点校の部活に通えるというような制度ですよ。今、網走市は三中のサッカー部に入りたかったら、二中区域でも三中に通わないと入れないので、ルール上。だから、この拠点校というのは、一見すごくいいような取組に見えますが、私は部活動の地域移行を、スピード感を持って進めるとして考えたときに、今、子供の数はどんどん減っていつて、この部活動の状況になっているわけですね。民間クラブ、サッカーでも野球でも陸上でも、バレーボールも立ち上がりましたが、これが拠点校整備を網走市がすると、民間地域クラブチームと児童生徒の取り合い、競合になってしまうのだと思います、特に団体スポーツは。

結局、将来的にもどんどん子供は減っていくのですから、私はこの拠点校方式をこれから、次年度、7年度ですね、この方式を取り入れて、それから8年度以降、地域に落とし込んでいくというのではもう遅いのだと思います。そして、戸惑いますよ、1年ぐらい拠点校されても、保護者も子供たちも。その先に、逆に言えば拠点校をしてしまったら、競合した地域クラブチームが残っていけないかもしれません。児童生徒が少ない中、同じ競技で団体が二つもあると。これからは各競技、網走市は将来的には、一つずつになっていくのだと思います。それか、もう地域をまたいでも一つという時代なのだと思います。これだけ、子供の出生率も、出生の数も出ていますので、将来的には、必ずそうになっていくものがもう数字で表れていますので、ぜひその辺は、これからは拠点校方式、網走市としてはそうではなくて、受皿となってくれる、今ある既存の地域クラブ活動、または少年団の中学校部門とかいろいろなものがあるので、そういったほうにスムーズなシフトチェンジ、移行をしていていただきたいと私は考えているのですが、その辺はいかがですか。

○北村幸彦学校教育部長 先ほども申し上げました

が、美幌町、北見市で行っている拠点校方式、これは地域移行の過程の一つの手法ということをお話ししましたが、現段階では、網走市では拠点校方式を取り入れる予定はないというところでございます。

議員のお話のとおり、子供の数も減ってきますし、スムーズに地域移行するためには、議員のお話になったとおり、現在あります少年団やクラブチームなどの協力を得ながらやっていきたいと思えます。その中で、子供の取り合いといえますか、そういうことで競合するような形で競技ができなくなるということは避けていきたいと思っております。

また、近隣の市町村も、数も網走市に比べると少ないということもございますので、将来的には近隣の市町も含めた中での地域移行というのが望まれるのではないかと考えているところでございます。

○小田部照議員 ぜひ、そのような形で、近隣市町村、定住自立圏を結んでいるようなところの子供たちと、将来的には子供の数がどんどん減っていきますので、そういう形になっていくのだろーと思えます。

そして、将来的にとは言わず、スピード感を持ってという意味でも、拠点校方式をこれから取り入れるよりも、スムーズに移行できる場所から、地域のクラブや少年団にお願いして受皿になってもらうというような進め方で進めていていただきたいと思いますが、昨年度、設置された網走市学校部活動地域移行検討協議会、その後の進捗状況というのはどのようなになっているのか伺います。

○北村幸彦学校教育部長 先ほども申し上げましたが、網走市部活動地域移行検討協議会、こちらにつきましては昨年8月に設立して検討を進めております。

状況でございますが、昨年度は8月と2月の2回開催、本年度につきましては7月に1回開催をしております、市内各中学校部活動の現在の設置状況、活動状況、また部活動の地域移行に係る国や北海道の方針についての情報共有のほか、これまで児童生徒や保護者、教職員、またスポーツ少年団、文化・芸術団体を対象としたアンケート調査を行い、その結果分析などを行っているところでございます。

検討協議会の委員の意見といたしましては、「計画を進めるスケジュールを定める必要がある」「地域移行のゴールをどこに設定するのか」「まずできるところから着手してみてもいい」などが出されてお

ます。

引き続き、当市においてどのような地域移行の方法が望ましいか、さらに検討と協議を進めてまいりたいと考えているところでございます。

○小田部照議員 そういうことですね。なかなか進まない、進んでいないというのは、検討状況の段階だというような、以前に質疑させてもらったときと変わらないような状況なわけですよ。やはり北見市や美幌町、近隣を見ると、やはり網走市民、網走はどうなっているのだと、何でしっかり方針を示さないのだという声になっても、これは当然であります。今の状況ですから、やむを得ないとして、これからしっかり地域移行を進めていくのでしょうかから、網走は部活動をこれから逆行するかのように、残していきたいという方針ではないのでしょうかから、しっかりと地域移行の向けた取組を進めていくというような方向性は一緒だと思いますので、そこで、これまでも質問させていただきましたが、今後、部活動の地域移行を進めるに当たり、課題やニーズ、指導者の報酬や保護者への負担軽減、その財源の確保も、地域によって様々ですが、その辺はどのように考えて、制度設計はなされていくおつもりなのか伺います。

○北村幸彦学校教育部長 以前、実施しました保護者アンケートにおきましては、学校部活動を地域活動へ移行することについては、大方の皆さんが「賛成」「どちらかといえば賛成」と回答されております。今後の地域移行の動きには一定の理解が得られているものと思っております。

一方で、学校部活動が地域に移行することで、活動場所までの送迎の保護者負担や、毎月の活動経費について心配する声も上がっております。

これまで学校部活動におきましては、所属部員の保護者より納入いただく部費のほか、学校PTA活動費などからも支援がありますが、地域移行後はそういった活動経費の支援の形も変わってくることになるかと思っております。

現在、当市といたしましては、大会等に参加する場合の経費につきましては、補助金や褒奨金の交付を行いながら、子供たちの活動を支援しているところでございますが、今後、学校部活動が地域に移行された場合におきましても、子供たちの活動を何らかの方法で支援する施策について、継続して取り組んでまいりたいと考えております。

○小田部照議員 継続して支援はするけれども、今

のところ、網走独自のパッケージというか、制度設計はまだこれから協議段階だということで認識しますが、もうこれは何年も前から言っていることであって、やはり子供たち、子育て世代、今すぐにでも支援してあげなくてはいけないのだと私は思っています。これだけ子供の数が減少している状況で、子供たちの活動や成長に対して、行政としてどれだけ支援をしていけるのか、網走の未来を担う子供たちをどのように育てていくのか、その子供たちにどのように投資していくのか。これは行政の姿勢が問われてくるものだと思っております。

この冬の時期、少年団や、中学校の部活は部活でやるのですけれども、中学校の生徒が通っている民間地域クラブだとか、高校生もそうなのですけれども、学校体育館を利用します。そうしたら暖房費を取られるのですね。それが非常に保護者の負担となっている。これは長年の課題です。毎年のように子育て世代の親御さん、保護者の方から言われます。これは毎年要望があることです。実際、非常に少年団の数も減ってきて、負担割合も大きくなっているのですよね。でも、一方で部活動があれば、部活動は学校教育なので、自分の中学校で体育館を使うのだからお金かからないのですよ。外のグラウンドも含めてね。そういうことなのです。この利用の負担というのは相当あるのが、毎年そうなのです。この12月からも各小学校の体育館を使うとなると。各少年団や地域クラブ、高校生も含めてお金がかかる。例えばですけれども、この市内の子供たちや、今言った地域クラブチーム、または高校生の活動を行う練習場所に対する支援として、学校開放や学校施設を使用する場合の利用料を無償化とする。あるいは、総合体育館やオホーツクドームもこの時期使っています。体育館や公共施設を利用する場合においても、これを無償化とする。子供たちの活動環境を積極的に応援するといったような、前向きな方針、そういう決意が今の網走市には必要だと思いますが、その辺はいかがでしょうか。

○北村幸彦学校教育部長 ただいま議員御提案のありました、今後学校部活動の受皿となり得るクラブチーム、少年団などの団体に対しましての練習などの活動を行う場所に対する支援についてでございますが、学校施設開放での体育館利用など、学校施設を利用される場合において、利用料の負担軽減策について検討していきたいと思っております。

○小田部照議員 御答弁いただきました。利用料の

減免、無償化とは答弁しなかったですけれども、減免について検討していくと。前向きな答弁だと思いますが、これは学校施設に限ってというような御答弁ですが、社会教育施設、総体やドーム、場合によっては、バレーボールやバスケットボールというのは、コミセンを使って活動もするのですよね。それも一緒なのですよ。それも非常に保護者の負担があるのですよ。これも同じように部活動があれば、学校で解決しますので、費用負担というのはないのですよね。今、学校教育部局が減免に向けて、しっかり検討して前向きな方針、方向性で答弁いただきましたが、社会教育施設も含めて、教育部局の方針に準ずるという認識でよかったですか。

○北村幸彦学校教育部長 私たち学校教育部の所管としては、今の方針をお話ししましたが、社会教育施設、そのほかの施設につきましては、ちょっとほかの部署とも今後、協議してまいりたいと考えております。

○小田部照議員 学校教育部局と社会教育部局は、別の課だとはいえ、同じ教育部局ですから。子供たちの活動の場所を支援するという、今、質疑ですから。それを、保護者の負担を軽減って、学校施設ばかりではないのですよ。オホーツクドームや総体も利用しているではないですか。場合によっては、北コミセンとかも使っているではないですか、みんな。皆さん御存じのとおりですよ。それは学校教育だけはいいいけれども、社会教育は駄目だなって話にならないです。そんなおかしい話になりませんよ。僕も調べました。考えてください。オホーツクドーム、小中学生の利用料なんて80円ですよ。高校生だって160円、総体なんて60円じゃないですか。利用料は何ぼもしないですよ。北コミセンとコミセンはちょっともう少し高いみたいですが。ここまで後手後手に回ってしまった地域移行、これからどうやって進めていくのだというときに、行政も少し真剣に取り組んで支援していかなくてはいけませんよ。今からそういう子供たちの活動の支援の場所は、市が支援する。だからこそ少年団の皆さん、地域クラブの皆さん、何とか子供たちの未来のために、地域移行に向けた受皿になってください、協力してくださいと落とし込んでいくのではないのですか。そういう支援も何もなく、協力してくれ、誰かいないかといっても、いつまでも進まないですよ。これも何年も前から言っていることですよ。それぐらいの方針を打ち出さないとおかしいですよ。学校

教育はいい、社会教育は知らないなんて、そんな話にならないですよ。同じ教育部局ですから。どうですか、教育長。

○岩永雅浩教育長 学校教育が所管する施設と社会教育が所管する施設について、区別というか、それをする考えはありません。学校教育部長が答弁したとおり、施設を利用される場合の負担軽減については、社会教育施設も併せて、どのようなことができるのかということは検討してまいりたいと思いますし、首長部局が所管しているコミュニティセンターもありますので、そこについては、協議も必要というような内容の答弁でございます。

○小田部照議員 コミセンは市長部局のほうだということで、教育部局の学校教育、社会教育施設は、先ほど御答弁で言った前向きに検討するという方向に社会教育施設も準じて、無償化、または減免していくという方向で検討していくということで、よろしかったのですね。実施すると。

そして、僕、思ったのですけれども、これは予算処置が必要なような取組でもないのですよ。予算を組んで、事業を行って、何かしてくれというのはないのですよ。子供たちの活動を支援するために、利用料収入が多少微々たるものですよ。多少なくなるだけです。それぐらいきちんとやってください。簡単にできますよ。年を越して1月からでも。どうですか、教育長。この権限は教育長にあるのでしょうか。

○岩永雅浩教育長 すぐ実施ができれば、もちろんいいのですけれども、歳入予算という部分もあるのと、それから、それぞれ施設に条例が定められていますので、減免するにしても、その整備が必要だというふうに考えております。また、首長部局の施設もありますので、その整合性といいますか、が必要だというふうに、現時点では考えております。

やらないということではないので、負担軽減に向けて、検討させていただければというふうに思っています。

○小田部照議員 やらないというわけではないという御答弁をいただきました。やるということですね。そういう受け取りをいたします。しっかり前向きに検討してください。

それで、学校の部活動の地域移行を進めるためには、市民の理解と協力が不可欠となります。受皿となり得るスポーツクラブや少年団、スポーツ団体や文化芸術団体との連携が重要だと考えますが、それ

らの団体に対しては、市としてこれまで、そして今後、どのような働きかけをして協力を求めていくお考えなのか伺います。

○北村幸彦学校教育部長 部活動を学校から地域へ移行するためには、その受皿となっていただける団体や指導者の人材を確保しなければなりません。これまで聞いているところでは、網走市内の少年団や各競技団体の活動においても、少子化による所属団体数の減少や指導者の高齢化など、今後の団体活動の継続にそれぞれ課題を抱えているような話を伺っております。

部活動の地域移行によりまず中学生を受け入れることにつきましては、それぞれの競技種目やルール、練習方法などによって、新たな体制を整備しなければならない場合も多く、また、その支援の方法についても、様々な検討を進めることが考えられます。

現在、各競技団体の代表や関係者より、お話を伺っているところでございますが、今後さらにそういった機会を増やし、様々な御意見を伺いながら、御協力をお願いしてまいりたいと考えているところでございます。

○小田部照議員 様々な団体と意見交換をしながら進めていくというのは当然のことなのですが、網走には、本当に情熱を持って子供たちを指導してくれている方々がたくさんおります、各種競技に。これは本当に少年団もそうなのですけれども、中学校もそうなのですけれども、もうほとんどの方がボランティアでやられているのですよね。だから、しっかりと指導者への報酬も含めて、網走独自のパッケージをつくって、協力の依頼をしていけば、僕はスムーズな地域移行を行えるものだと思いますよ。もう少しやる気を出せば。いや、本当に思っています。そういう受皿、網走にはたくさんありますよ、各種競技。

例えば、先ほどもちらっと御答弁がありましたが、令和元年になくなってしまった男子バレー部。これは、この令和6年まで6年間ずっと、少年団はあるのですよ、男子バレーをできる少年団はある。でも、中学校に入ったらバレーを続けたいのに、バレーをする環境がこの5年間、6年間、ずっとなかったのですよ。それを、この地域の力で、保護者のエネルギーで、今年度、正式に地域クラブとして立ち上げて、14名もの子供たちが参加して、新しいクラブチームを立ち上げたのです。それはもう保護者

のエネルギーと指導者の情熱もあって、関係する教育部局の方のあれもありましたが、そう聞いていますが、もうすばらしいことですよ。この子供たちの環境を行政ではなくて、部活が復活することはもうないですから、この地域できちんと子供たちを支えるのだという取組を網走ができていますのですから。それにいかに支援していけるか、そういうところを競合せずに、この地域の受皿となってもらえるように制度設計をして、支援の枠組み、パッケージをつくっていくのですよ。そうすれば、絶対うまくいきますよ。その辺、どうですか。バレーボール、すごいじゃないですか。ちょっと詳しい方もいるようなので、御答弁、その辺どうなっているか、状況を教えてくださいませんか。

○高橋善彦学校教育課長 ありがとうございます。バレーボールのクラブチームでございますけれども、今、議員がおっしゃられたとおり、保護者の熱意により結成されたものと認識しております。私自身、ちょっとそういう競技団体の役員もやっているものですから、それに関して、いろいろとお手伝いはさせていただいたところでございますけれども、活動が継続できるというのは、非常にすばらしいというふうなことで思っておりますので、今後もそういった方たちを支援していける施策を教育委員会としてはつくっていききたいなというふうに考えているところでございます。

○小田部照議員 この5年間、6年間、バレーボールを網走の子供たちが中学校に入るとできなかった、男の子はね、女の子はあるのですけれども。それが地域の力によって、またできるようになった。網走に二つある高校にもバレー部は存在しますので、これで継続性できますよね。子供たちがやりたいスポーツ、文化、継続して取り組んでいけるという環境が整ったのですよ。だけれども、保護者の送迎だとか、いろいろな費用負担がありますので、その辺をしっかりと制度設計して、支援していかなくてはいけないというのは、もう何年も前から言っていることです。これをしっかりやっていきましょう。

ぜひ、バレーボールをいい例にして、地域移行を進めていっていただきたいと思います。

網走市としては、この部活動の地域移行を、今後、どのような方針で部活動を残していくのか、地域に移行していくのか、スケジュール感も併せて、どのように取り組んでいきたいのか伺います。

○北村幸彦学校教育部長 部活動の地域移行の動きに関しましては、国や北海道では、令和5年度から7年度までの3年間を改革推進期間と位置づけ、当面は休日の部活動について、地域移行を進めることとしておりますが、全道また全国的に見ても、現在の進捗状況は、地域によって、その取組の差が大きく出ているような状況でございます。このような状況を受けまして、国としても改革推進期間を延長し、令和8年度以降も次期推進期間として設定する方向で動いていると伺っております。

こういった国や北海道の動きを踏まえつつ、本市といたしましては、令和7年度中に、部活動の地域移行の方向感、方針を示したいと考えているところでございますが、現在行っております各種団体などとの意見交換や協議等の進捗状況によりまして、先行して地域移行ができるものがあれば、できるところから取りかかり、それがモデルケースというような形で波及するなど、よりよい方向で展開できればいいかなと考えているところでございます。

○小田部照議員 令和7年度中には方針、方向を示すと、当然ですよ。もうほかのまちでは方向を示していますので。落とし込めるところから順次という、あれですけども、今なお本当にスピード感を持ってほしいのは、先ほども言いましたが、中学校に入って部活はない、地域クラブに入りたいけれども経済的にも行かせてあげられないという親御さんが毎年いるわけですよ。そういう、義務教育で格差を生んでは駄目ですよ。網走でしっかりと夢や目標に向かって、継続してスポーツや文化に取り組んで、育っていける環境を我々がつくっていかなくてはいけないのですよ。もっと強い意志を持って取り組まないと、国が示している8年度以降どうこうって、そんなものはどうでもいいのですよ。もう早急に、年明け令和7年度から、しっかり制度設計して、落とせるところから順次落としていく。そういう方向感で行くということで、教育長、これはもう強い意志を持って、今以上に強い意志を持って取り組まないと、円滑な地域移行には進んでいけないのだと、私は今日の答弁で思っていますが、そういう強い意志で子供たちを、しっかりとスポーツ、文化を続けていけるように、地域移行に取り組んでいくという姿勢を最後、御答弁いただけますか。

○岩永雅浩教育長 強い意志をということでございますが、今日の質問の中で議員からも示されておりますけれども、部活動は多様な役割をこれまでずっ

と果たしてきましたが、少子化に伴って運営が難しくなっている。さらに教員の働き方も含めて、子供たちに向き合う時間をどうつくるのかといったことが文脈としてあるのだということはお示されましたが、それについては共通認識であります。

また、スケジュール感についても早急に示したいというふうには我々も考えておりますけれども、その中で検討協議会の皆さんからの御意見、あるいは、例示されました北見市や美幌市の事例なども参考にしながら、網走にとってのいい解決策はないかということで議論を進めていますが、それぞれの地域で課題が異なっているので、万能な解決策はないのだらうなというふうには考えています。

網走にとってどういう方式がいいのかというのは、先ほど来、部長が答弁しているとおりの順序立てて議論をしていきたいというふうに考えておりますけれども、いずれにしても、部活動の地域移行あるいは展開というふうに国は言っていますけれども、それは手段として考えておまして、最後に議員がおっしゃったとおり、本来の目的である、よりよいスポーツや文化の環境、それを持続的にどう整えていくのかということをも前提に考え方、あるいは方針をなるべく早い時期、部長のほうから令和7年度中にはというふうに答弁しておりますので、そこに向けて議論、結論を得ていきたいというふうに考えています。

○小田部照議員 終わります。

○平賀貴幸議長 ここで、理事者入替えのため暫時休憩いたします。

午前10時51分休憩

午前10時52分再開

○平賀貴幸議長 休憩前に引き続き、再開いたします。

一般質問を続行いたします。

村椿敏章議員。

○村椿敏章議員 一登壇ー 日本共産党議員団の村椿敏章です。質問通告に従い、質問してまいります。

まず、第1点目は、除雪事業についてであります。

除雪体制の維持について伺いたいと思います。

昨年度、除雪事業者が撤退し、地域の除雪事業者が変更となりました。今まで公共施設の除雪を担当していた事業者が撤退した地域を担当して、そして、公共施設の除雪はその他の事業者に委託してい

ます。その委託は、一般競争入札という形で事業者を募って委託をした経過があります。

これによって、15施設の公共施設の除雪を新たに6者が請け負うことになりました。一般競争入札にした理由は何ですか。また、入札参加者数は何者ですか、伺います。

○立花学建設港湾部長 公共施設除雪の一般競争入札並びに入札参加者の数でございますけれども、まず入札につきましては、一般競争入札のほかには指名競争入札というのがございます。指名競争入札では、指名登録している事業者の大半が道路除雪に携わっていることから辞退される可能性があり、不落となる可能性があったこと、それから、市では把握していない事業者の選定にもつながることが考えられたことから、広く参加ができる一般競争入札とさせていただきます。

今回、公共施設除雪の入札参加者数ですが、6者が入札に参加しているところでございます。

○村椿敏章議員 6者の参加者があって、新たに6者が施設の除雪に関わったと。新たな除雪事業者を増やすことができたということだと思います。

また、今年度、除雪事業者が1者撤退することになりました。理由としては、人材の不足と除雪車の更新の負担が大きいとのことでした。除雪事業者が所有する除雪車の更新年度、そして、官貸車、市の持っている官貸車の更新年度の状況についてお聞きます。また、除雪機械の更新計画はあるのか、ないのか、伺います。

○立花学建設港湾部長 除雪車等の更新計画についてでございますけれども、除雪事業者が所有する除雪車の更新年度についてはわかりませんけれども、所有されている車両の製造年度は把握しているところでございます。

官貸車の更新年度の状況につきましては、更新計画に基づきまして、取得から15年で更新をする計画としているところでございます。

○村椿敏章議員 事業者が持つ除雪車の更新しようとしている年度というのは、把握はしていないということがわかりました。また、市の除雪車の更新計画はあるということがわかりました。

そういった中で、事業者が継続して除雪できない状況というのが毎年あるということです。網走市は、どのように今の除雪体制を維持しようとしているのか伺います。

○立花学建設港湾部長 除雪体制の維持についてで

ありますが、事業者が持続可能な除雪体制を維持するためには、担い手の確保、除雪機械の維持が大きな要素であると考えております。

担い手の確保では、新たな担い手の発掘のアンケートや、新たな除雪事業者による公共施設除雪による事業者のオペレーターへの負担軽減に努めてまいりました。

除雪機械の維持では、市は特殊除雪機械の小型ロータリー車などを増やす取組や、計画的な除雪車両の更新を行っております。

引き続き、担い手の確保、除雪機械の維持に取り組み、除雪体制の維持に努めてまいります。

○村椿敏章議員 今、新たな除雪を担う人のアンケートも始めているという御答弁だったと思います。

次に、除雪アンケート、これを始めたことについて伺いたいと思います。

除雪業務に携わる人をどのようにして増やすかが問題であります。ですから、この取組は大事な取組だと認識をしております。

このアンケートの内容を見ると、名前、住所、連絡先、除雪業務への興味、除雪業務経験のあるなし、希望する場所が道路か公共施設か住宅間口か、個人事業者かボランティアか、除雪事業者の従業員をしようと思っているのか。また、除雪機材を持っているかいけないか、除雪できる地域、そして時間帯、除雪料金の希望などを聞いております。

現在、アンケートへの回答件数は何件なのか伺います。回答の内容についても伺います。

○立花学建設港湾部長 アンケートの回答件数及び内容についてでありますけれども、11月末時点で、個人6件、事業者の方1件の御回答がございました。

内容といたしましては、道路や施設、個人の間口除雪の業務に携わりたいという内容の御回答をいただいているところでございます。

○村椿敏章議員 新たにアンケートに、個人の方が6件、それから事業者の方が1件と、大変いいことだと思います。

ただ、まだまだアンケートの回答が少ないのかなと私は思います。周知をもっとすべきではないかと思いますがいかがですか。

○立花学建設港湾部長 広報紙によるチラシの公告であったり、ホームページに載せて周知を行っておりますけれども、今回のアンケートについては、特に期限を設けていないということでございますの

で、機会がある中で周知は続けていきたいというふうに思っております。

○村椿敏章議員 アンケートを引き続き受け付けるということですが、今回のアンケートの仕方で行くと、G o o g l e フォームというところに入っていくような形だと思うのです。それだとスマホでないとなかなかできないということがありますから、紙でもアンケートに答えられるようにすべきなのかなと思います。

このアンケートの内容の中に、間口除雪についてもお聞きしているという部分もありますから、もっと広く市民にわかるようにしていくというのも大事なのかなと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○立花学建設港湾部長 今回、五つのお願いというチラシを全戸配布させていただいている中には、紙でも回答いただける内容としておりまして、広く目に届くような形では、こちらとしてはそのままで公告している状況でございますけれども、引き続き、周知については行っていきたいというふうに思っております。

○村椿敏章議員 わかりました。

次に、この回答、今回7件ありましたけれども、それに対して網走の対応について伺いたいと思います。

例えば、資格のあるなし、機械のあるなし、その方をどう育てていくか、それから資格の補助制度はありますが現状でいいのか、担い手となる人が何時間の除雪ができるのかどうか、1時間や2時間の除雪でもできる作業内容はあるのかなのか、そうしたことに答えられる準備はできているのかどうか、伺いたいと思います。

○立花学建設港湾部長 アンケートにおける市の対応についてでありますけれども、除雪に関する説明資料を用いて、回答された事業者や市民の方に個別に連絡を行いまして、聞き取りを行っていきたくと考えております。

その中では、どのような除雪の仕事をしたいのか、また、できるのかなど、十分時間をかけて話を聞かせていただきたいと思っております。

○村椿敏章議員 一人一人、丁寧に内容を聞いていきたいということだと思います。丁寧な対応をしていきたいということだと思うのですけれども、やはり資格の補助制度が今のままでいいのかどうかというところもお伝えしていかなければならないでしょ

うし、いろいろな話はあると思うのですけれども、たくさんの方が来ても対応できるような、例えばもっと除雪の内容が一目でわかるようなものの用紙をつくっておくとか、印刷物をつくるとか、そういうのも必要なかなと私は思っております。

また、実際、除雪事業で今回、施設の入札をしているのですけれども、その中では、施設ですから2時間程度の作業というのもあったと思います。様々なあるということで、市は対応できると考えているということですね。

○立花学建設港湾部長 今回のアンケートでは、道路のほかに施設除雪、間口除雪、様々な除雪の仕事というのはありますので、丁寧に、今回アンケートにお答えしていただいた方には、どのような仕事ができるのか、こちらとして求めている仕事に対してできるのかということを、いろいろお話をしながら、担い手の確保につなげていきたいというふうに思っております。

○村椿敏章議員 次に、担い手となる人の仕事は様々なあると思います。機械の運転だけでも、グレーダー、汎用ショベル、それから大型ショベル、小型ショベル、大型ロータリー、小型ロータリー、トラックや融雪剤散布車、パトロール車などがあります。そして、作業員や交通誘導員も必要です。

どのような仕事を想定しているのか伺います。

○立花学建設港湾部長 先ほどの答弁と繰り返しになるかと思いますが、個別の聞き取りの中で対応できる内容であったり、実際に作業としてやってみたいであるとか、そういった聞き取りをしながら、どのような仕事をされるのかということになりますので、あくまでも実際にアンケートをしていた方が、どのような形の仕事ができるのか、こちらとしてマッチングできるような業務がないのかということをお話しさせていただきながら詰めていくことになるかと思っておりますので、現段階では、どのような仕事を想定しているかということについては、まだわからないというところでございます。

○村椿敏章議員 アンケートに答えてくれた方に合わせて話をしていきたいということですね。

そういうことはわかったのですが、では、アンケートを回答してくれた方に対応する時期というのは、いつぐらいを考えているのでしょうか。

○立花学建設港湾部長 できるだけ早期にお話伺いたいと思っておりますが、こちらとしても資料を

一定程度作成する準備もございますので、こちらの準備が整い次第、お話としては聞き取りを開始したいと思っております。

○村椿敏章議員 準備が整い次第ということで、早急にさせていただきたいと思います。

次に、除雪体制を維持、強化するための計画をつくる必要があると思いますが、市の方針を伺いたいと思います。

○立花学建設港湾部長 除雪体制の計画についてでありますけれども、現在、除雪業務は年度ごとの除雪計画を策定し、それにより進めているところでございます。担い手の確保、また今後の除雪体制の維持につきましては、関係機関や事業者と維持に向けた話し合いをしながら、どのような体制を構築できるかということが大事だというふうに考えておりますので、今後、事業者の負担が少なくなるよう継続して、除雪を進めていく体制を構築していく必要があると考えているところでございます。

○村椿敏章議員 まず、除雪計画によって、除雪体制の計画としているというふうにおっしゃいますが、除雪計画には、人員の確保をどうするかとか、それから除雪車の更新計画などは入っていないわけですから、やはりそういうところも明確にして、今の除雪体制を維持していくというものにしていく必要があると思うのです。

そして、今、関係者、それから事業者と維持に向けた話し合いをしていくということですが、その話し合いを基に、どのようにして今の除雪体制を維持していくかというところをつくっていくのが、除雪計画なのかなと、維持計画なのかなと思います。ぜひ、そういうことを考えていただけたらと思いますが、再度お願いいたします。

○立花学建設港湾部長 除雪車両の更新計画については計画として持っておりますので、更新計画についてはその計画に基づいて、車両の維持については努めていきたいと考えております。

年度ごとの除雪計画につきましても、毎年毎年どのような形で除雪として維持をしていくかという計画でございますので、総体的な除雪体制の計画ということについては、現段階ではつくる予定はございません。

引き続き、先ほどと答弁は同じになりますけれども、まずは事業者の負担が少なくなるように、継続して除雪を進めていく体制を構築していくことが必要と考えているところでございます。

○村椿敏章議員 除雪体制を維持していく計画については、まだつukらないということがまたわかりました。ぜひ、計画を策定すべきだと思います。

次の質問に移ります。

○平賀貴幸議長 ここで、暫時休憩いたします。

再開は11時25分といたします。

午前11時12分休憩

午前11時25分再開

○平賀貴幸議長 休憩前に引き続き、再開いたします。

一般質問を続行いたします。

○村椿敏章議員 それでは、次に間口除雪について伺いたいと思います。

9月議会では、間口除雪の検討を求めました。高齢者の実態を調査するよう求めました。しかし、市は高齢者等除雪サービス事業の令和5年度の登録世帯数である348件が一つの目安と答弁されています。本当にこれが目安と言えるのでしょうか。私は、やはり高齢者が今大変困っている、この除雪で困っているという現状を見るのであれば、もっともっと見方を変えられるのではないかと思います。

一つは、社会福祉協議会のお知らせがあります。そこでは、高齢者除雪について、「冬期間の除雪が困難な世帯を対象に、外出や災害などの緊急時に必要な通路の確保、玄関から歩道までの人が通れる1メートル程度の幅を行う除雪サービスで、そして、対象者は一人暮らしの高齢者、高齢者のみの世帯、身体障がい者のみの世帯（集合住宅は対象となりません）、お問合せください」となっています。

また、広報あばしりでは、「町内会除雪について、網走市では、地域における高齢者などの外出のための通路確保や、災害時において避難路の確保を目的として、町内会委託による高齢者などへの除雪サービス事業を実施しています。町内会活動費の充実や、地域のコミュニティ活動の促進の一環として活用を御検討ください。御希望される町内会は、お気軽にお問合せください」としております。

ですから、なぜ、登録世帯数である348件が目安なのかわからないわけです。高齢者除雪の問合せ件数や、そして申込み件数が、高齢者が希望している件数なのではないのでしょうか。高齢者除雪の令和5年度までの、過去5年間の問合せ件数、申込み件数、登録件数について伺います。

○結城慎二健康福祉部長 高齢者除雪の件数についてでございますが、問合せをいただいた方のほとん

どが申込みにつながりまして、要件の確認の後、登録決定を行っておりますので、問合せ件数と申込み件数、登録件数は、ほぼ同数となるものと認識しております。

この登録世帯数につきましては、申込み件数と同等で、平成31年度が294世帯、令和2年度が296世帯、令和3年度が325世帯、令和4年度が349世帯、令和5年度が348世帯となっております。

また、目安に関するお尋ねであります。市広報などによりまして、広く周知を行った結果として、申込み、そして登録を行っておりますから、令和5年度登録世帯数であります348世帯を、間口除雪を希望される高齢者世帯の一つの目安としたところでございます。

○村椿敏章議員 ほぼ同じ数字だと言いますが、問合せ件数というのは、かなりもっと多いのではないのかと思うのですが、問合せした結果、家にもう1人65歳以下の方がいるとか、そういう方もいらっしゃるでしょうし、また、はねる場所が、歩道の除雪ができていないからできませんとか、いろいろなパターンもあったと思うのですが、その問合せの件数については同じと言いますが、どういう状況なのでしょう。

○結城慎二健康福祉部長 答弁は繰り返しになりますが、先ほど申し上げたとおり、お問合せいただいた件数と登録件数には大きな差がないというふうに認識しております。

○村椿敏章議員 それでは、町内会除雪、こちらのほうについてはどういう状況なのでしょう。

○結城慎二健康福祉部長 町内会除雪でございますが、受託の状況でいきますと、令和3年度が17団体、令和4年度が17団体、令和5年度が18団体となっております。登録世帯数につきましては、令和3年度が72世帯、令和4年度が79世帯、令和5年度が90世帯となっております。

○村椿敏章議員 17の町内会、18の町内会ということはわかります。ただ、町内会除雪、なかなか増えないという状況があります。増えない理由は何なのでしょう。

○結城慎二健康福祉部長 町内会除雪につきましては、やはり今後大きな役割を担ってくるというふうに認識しておりますので、市としましても、昨年来ちづくりふれあい懇談会等を通じまして、広く周知、さらにはお願いをしてまいりました。

町内会除雪が増えない理由というのは、様々ある

のかもしれませんが、例えば除雪を担う方の負担感であるとか、義務感、今まで例えばボランティアでやっているのですが、それが町内会除雪を受託してしまうと、そこに対して義務感が発生をして、心理的な負担が発生するというような課題もあります。それで、町内会除雪の受託に踏み切れないというようなお声も聞いております。そのほかにも様々あるかと思いますが、市としては、いずれにしましても、先ほど申し上げたとおり、受託団体を増やしていくために、今後も周知、依頼をしていくつもりでございます。

○村椿敏章議員 今おっしゃられたように、義務感を感じて諦めるというところもあると思います。ですけれども、先ほどの問合せ件数というところにも町内会除雪をやってみようかというところは、問合せ件数の一部に入るのではないのかと思うのです。ですから、聞いてくるわけですね。そういうところも考えた人数が目安となっていくのではないかと私は思っております。

そうして、義務と感じてしまうのではたかくなと言いますけれども、やはりそこは町内会に自由に考えてもらえばいいと思います。町内会の中に除雪を必要としている高齢者が何人いるのか、やはり集約をしてもらうとか、また聞き取りをすることなどはできると思います。そうやって、高齢者の負担を減らす取組ができるのではないかと思います。今後、そういうことも検討していただきたいと思いますが、いかがですか。

○結城慎二健康福祉部長 先ほどの答弁に誤解があったら申し訳ないのですが、義務感が生じるからやりたくないと言っているものではないというふうには考えておりますので、改めて申し上げたいと思います。

町内会除雪については、特にその実施方法をこちらで定めているわけではありません。やり方も町内会のそれぞれの工夫によってやっていただけるということも併せてアナウンスしておりますので、その中で、受託のお願いについては今後も継続していきたいと思っております。

○村椿敏章議員 ただ何人いるかというところも押さえていく必要があるのかなと思います。

次の質問に移ります。

今年の高齢者除雪の問合せ件数は何件ですか。また、申込み者数は何件ですか。それから登録者数は何件なのか伺います。また、高齢者除雪の体制、こ

れはどのような体制なのか伺います。

○結城慎二健康福祉部長 令和6年度につきましては、11月末現在、申込み世帯数が326世帯、うち登録世帯数は320世帯となっております。未登録の6件につきましては、対象要件非該当世帯でございます。

実施体制につきましては、委託先ごとの受持ち世帯数は、シルバー人材センターが81世帯、民間事業者は昨年度より1者増加をいたしまして、9者により実施します177世帯になります。町内会は昨年度より1団体減少し、17団体による実施となりまして62世帯となっております。なお、町内会減少分は、町内会に登録世帯がないことによるもので、影響は生じておりません。

○村椿敏章議員 ここでも高齢者除雪を担っているところ、特にシルバー人材センターの部分では高齢化が進んできていて、そこを担当できない部分が多いと思います。ですから、今後、その担い手をどう増やしていくかということが非常に大事だと思います。それについては、どのように考えているのか伺いたいと思います。

○結城慎二健康福祉部長 先ほど民間事業者、今年1者は増えたということで御答弁申し上げましたが、これはシルバー人材センターが実施困難な部分を一部地域限定ということになります、民間事業者により担っていただいているところでございます。その分の担い手の確保ということでございますが、先ほど来申し上げておりますとおり、町内会除雪も含めて、実施の担い手の拡大については、今後も取組を進めてまいりたいと思っております。

○村椿敏章議員 周知をしていくということがわかりました。

次の質問に移ります。

令和2年度の高齢者世帯は6,052世帯。このうち単身世帯が3,510世帯であります。間口除雪をしてほしいという高齢者が何人いるのか、そして高齢者世帯、身体障がい者世帯などを対象にして、高齢者除雪の意向について聞くアンケート調査をすべきと考えますが、いかがですか。

○結城慎二健康福祉部長 高齢者等除雪サービスについては、先ほども申し上げましたが、市広報によりまして全世帯に周知をし、その結果として申込み及び登録を行っております。その数が利用希望世帯数の一つの目安となると考えておりますので、改めてアンケートにより意向の調査をする考えはござい

ません。

○村椿敏章議員 改めてするつもりはないということですね。

私は、高齢者除雪、申請に至るまで、どのようなことをしなければならないのかというのが問題なのかなとも思うのですけれども、要は役所に来ないと、この申込みはできないのでしょうか、伺います。

○結城慎二健康福祉部長 様々な事情で来庁することが困難な方もいらっしゃると思います。そういった場合、電話でお問合せいただければ、こちらから出向いて手続等を行うことも可能でございます。

○村椿敏章議員 わかりました。

また、例えば郵送で申請をするとか、そういうことはできないのでしょうか。

○結城慎二健康福祉部長 こちらも、お電話で御連絡いただければ、申請用紙を郵送して返送いただくことも可能でございます。

○村椿敏章議員 わかりました。様々な受付、申請する方法はあるのだということもわかりましたので、今の348世帯が一つの目安だと言われておりますけれども、やはり市民が困っているというところで、どう市が寄り添っていけるかというところで、市民のほうも困っているのだということ、申請を通じて示していかなければならないのかなと、私もそのような形で、市民にもいろいろと伝えていきたいなと思っております。この点についてはここで終わります。

次に、市営住宅の改善についてであります。

お風呂場の浴槽についてです。

市営住宅の住民から、浴槽が深くて子供や高齢者が浴槽に入るのが危険だという、そういう苦情が川向とつくしヶ丘の入居者から届いていました。現場を見てみると、確かに浴槽を床面に置いてあるだけのために、高齢者や子供や病弱の方などは湯舟に入るのは大変だろうと感じました。中には浴槽に入らずにシャワーだけで済ませている方もいるとのことでした。改善する方法はないのか伺います。

○立花学建設港湾部長 市営住宅の浴槽の改善についてでございますけれども、入居者個々の状況により改善の方法が異なりますので、直接入居者に状況の聞き取りをしたいと考えております。担当課のほうに、ぜひ御相談いただきまして、まずは状況を聞き取りさせていただく中で、どのような対応ができるかということを検討させていただきたいと思いま

す。

○村椿敏章議員 まず問合せをしてもらって、それに対応していきたいということですね。

例えば、高齢者が湯舟から上がれないから困っているといった場合、どういう対応が考えられますか。

○立花学建設港湾部長 これまでも、入居者との浴槽に関わる対応について御相談をいただいたときには、すのこなどによる高さの調節であったり、手すりの設置などをするという事例がこれまではございます。

○村椿敏章議員 わかりました。そういう改善する方法はあるということですね。

では、次の質問に移ります。次は、エアコンの設置に関わる条件について伺いたいと思います。

市営住宅の入居者から、エアコンの設置ができるようになったと聞いております。そして、住環境改善補助金も利用できるようになったと思いますが、市営住宅にエアコン設置を希望する方は何件あったのか伺います。

○立花学建設港湾部長 市営住宅へのエアコンの設置については、本年4月から入居者に対し、エアコン設置費補助の制度内容について文書を配布し、周知を行ってまいりました。

これまでに、エアコンを設置したいとの問合せにつきましては、20件程度あったところでございます。

○村椿敏章議員 問合せが20件と。実際つけた方は何件あったのでしょうか。

○立花学建設港湾部長 問合せを受けた件数の20件、全てが設置されたということで把握しております。

○村椿敏章議員 20件の問合せがあつて、20件がつけたということですが、若干違う部分がありました。それは、市民から、市にエアコン設置を希望する連絡を入れると、担当者から、エアコンを設置するのは構わないが、退居するときには元に戻してくださいと言われたため、設置を断念したとのことでした。市の考えは、元に戻すというのは、どこまでのことを意味しているのか、基本的な条件について伺います。

○立花学建設港湾部長 エアコンの退居時の原状回復についてでございますけれども、エアコン本体を撤去、まずはしていただきますが、排気口といいますか、壁に配管等の穴を空けるようなケースがござい

ます。そのような場合には、キャップ状の蓋で塞いでいただいて、原状回復をしていただくということで、お願いをしているところでございます。

○村椿敏章議員 キャップ状の蓋をつけるというのは、さほど難しいものではないのかなと思うのですが、やはりそういう穴を空けたときに、どうやって元に戻すかというところについても、具体的に方法を示すべきだと思います。今後、また来年もあるとは思いますが、これからもあるとは思いますが、そういう部分について注意してやってもらいたいと思いますがどうでしょうか。

○立花学建設港湾部長 問合せいただく中では、今御説明したように、退居時については、穴を空けた場合には、キャップを閉めていただくなど、それは周知をしていきたいと思っております。

○村椿敏章議員 説明はしているということですが、そういう話があったということであります。

次の質問に移ります。医療体制について伺います。

網走厚生病院の診療体制の縮小について伺います。

10月に市民から、厚生病院の整形外科に通院しているが、病院から他の病院に当たってほしいと言われたが、どうしていいのかわからないと言われました。私は厚生病院でそんなことがあるのかと思いました。先生が代わる予定だとかというのであれば何となくわかりますが、他の病院を当たってほしいというのはどういうことなのか、そう思いました。病院と相談してくださいと答えました。

また別の人からは、常勤の先生がいなくなると聞いた。整形外科はなくなってしまうのかと心配だと、そういう問合せがありました。

そこで厚生病院のホームページを見てみると、「来年4月より、整形外科の入院・手術の診療縮小に伴い、外来の診療も縮小していくことになりました。つきましては、当院での外来受診は、予約外の受付（新患、再来）を停止しており、また、次回以降の予約をお受けすることができなくなるため、今後は近隣の医療機関を受診していただくこととなります。なお、他の医療機関を受診される際は、紹介状が必要になるので、希望する医療機関と受診予定日を電話にてお伝えください」とありました。これはつい最近に出されたものであります。

網走市民が心配するのは当たり前です。高齢化が進む中で、膝や骨盤、腰や肩が痛いという人は大勢

いると思います。これから冬に向けて、転んだとか、けがも多くなるといいます。厚生病院の整形外科はどうなるのか、なくなってしまうのか、伺います。

○結城慎二健康福祉部長 議員お示しのとおり、網走厚生病院は、来年4月より整形外科の入院・手術の診療縮小に伴い、外来の診療も縮小していく方針を公表しておりますが、廃止の考えはないと承知しております。

市としましては、整形外科の診療体制の確保は、市民の安心・安全な生活を守る上で、重要な課題であると考えておりますので、今後、網走厚生病院及び関係機関と協議の上、診療体制確保に向けた必要な対策を行ってまいります。

○村椿敏章議員 廃止はしない、整形外科はなくしませんということがわかりました。

今後のことも非常に心配です。なぜなら、厚生病院は救急医療を担っているからです。網走記念病院と交互に対応されていると思いますが、今後の救急の対応についてどうなるのか伺います。

○結城慎二健康福祉部長 現在、網走厚生病院における整形外科患者の救急対応については、通常の対応が困難な状況になっております。このため、二次救急対応医療機関である網走記念病院や市外の医療機関の協力により、必要な救急医療体制を確保してまいります。

○村椿敏章議員 周りの病院と連携しながら、救急医療を維持していくということでありませぬ。

そうした中で、政府は病院の病床数を減らして医療費全体の削減をするために、2019年頃に公的病院の統合・廃止を求めてきています。この間、コロナ感染症の感染拡大があり、どの医療機関も必死に対応していただいたところであります。厚生病院も発熱外来をつくり、感染を拡大させないように大変な努力をしていただきました。抗原検査体制をつくって、学校や施設の感染拡大防止をしていただきました。国は、今後も感染症に対応するよう病院に求めています。一方で、5類に移行させて、再び病床削減をするよう求めています。

網走市民の命と健康を守るために、市が何をしなければならぬのか、見解を伺います。

○結城慎二健康福祉部長 当市では、市民の命と健康を守るために、開業医誘致助成制度や、地域センター病院である網走厚生病院をはじめとする医療機関への各種支援、網走厚生病院での脳神経外科開設

及び運営への支援、移動型医療サービスの導入などを行ってまいりました。今後も同様に、医療提供体制の確保について、必要な対策を行ってまいります。

○村椿敏章議員 必要な医療体制を確保していきますということですが、国の方針が、先ほど言いましたように、病床の削減を求めているわけですね。このまま国の方針に従っていたら、網走から公的病院である厚生病院がなくなってしまうのではないのでしょうか。網走市の市民、住民の命を守るために、国は病床削減を押しつけるなど言うべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○結城慎二健康福祉部長 病床削減の部分については、やはり全体として人口減少がある中で、適正な病床の状況にしていく必要があるものと考えております。ですから、これまでの例えば入院者数の推移等も見ながら、必要病床数というのは判断されるべきものだというふうに思いますので、その中で、例えば現状の形の維持が必要なのか、あるいは削減しても大丈夫なのかということは、医療機関とも話をいろいろしていく必要があると考えております。

○村椿敏章議員 今の医療の状況を見ると、病床削減も仕方がないというような答弁だったと思いますが、やはり網走の公的病院でもある厚生病院をどうしていくかというところは非常に大事なところですから、ぜひ、ここについてはしっかりと対応していただきたいと思います。

次に、網走厚生病院の役割について伺いたいと思います。

網走厚生病院は、昭和19年、1944年に73床から始まり、その後93床、119床、201床、249床となり、1966年には網走市が運営していた中央国保病院を買収し、286床となります。その後、317床、1989年には地域センター病院、1999年には362床と増床してきました。そして、2006年に建て替えがされて、今の厚生病院になりました。当初は372床で始まりました。その後、入院患者の減少などから5階病棟、8階病棟などが閉鎖され、現在、242床になっています。

これまで、救急医療、小児科、脳神経外科など、1市4町、斜里、清里、小清水、大空の4町により、厚生病院を継続して支援しております。抗原検査機、それから手術補助機器などについても導入に支援をしているところであります。

そこでお聞きしますが、厚生病院は地域センター

病院、基幹病院、そして公的病院と位置づけられております。斜里、網走地域になくてはならない病院ということで、1市4町で支援を継続しておりますが、地域の医療を守る努力が続けられています。

網走市は、厚生病院が果たす役割をどのように位置づけているのか伺います。

○結城慎二健康福祉部長 議員お示しのとおり、網走厚生病院は、二次医療圏の地域センター病院の指定を受け、斜網地域を中心として二次医療や専門的な外来を担っております。

また、地域周産期母子医療センターとして斜網地域で唯一の分娩可能な医療機関として周産期医療の提供を行うほか、病院群輪番制病院として斜網地域の二次救急医療を担うなど、市内及び近隣4町を含めて医療提供体制の中核として、住民の命を守る重要な医療機関であると考えております。

○村椿敏章議員 重要な医療機関だということであります。

しかし、この間、病院の診療報酬が4度にわたって下げ続けられております。そして、昨年度に続く物価高騰があります。全国保険医団体連合会では物価高騰の影響のアンケートをしております。そこでは、福島県のある病院では、「電気代が昨年比170%アップとなり、さらに4月以降は210%アップとなる予定。利益がなくなります。今年度は2億円増加している。来年度は3億円増加する」というふうに言っています。熊本では、「診療報酬は変わらないので、経費節減に励むしかないと考えます。食材費は次年度10%の値上がりの予定です」と。そして鹿児島県では、「光熱費については24時間電源を入れておかないといけな医療機器もあり、削減にも限界がある。特に空調も、入院患者に対しては体調に支障が出ないよう調整が難しい」と、そういう声が上がっております。

こうした実態が全国で起きておりますから、物価高騰の影響、そして診療報酬引下げの影響、人材の確保など、まず斜網地域の医療機関の実態を調査し、斜網地域での協議をすべきと考えますがいかがですか。

○結城慎二健康福祉部長 現時点におきまして、網走市が斜網地域の医療機関の実態を調査する考えはございません。

一方で、本年10月、将来に向けた地域医療の在り方や課題の整理、病院機能の役割分担など、斜網地域の医療機関や行政による情報共有と意見交換の機

会を創出し、地域における安定した医療提供体制を構築する対応策を検討するということを目的に、網走厚生病院を事務局といたしまして、斜網地域医療連絡会議が設置されました。この会議は、今後定期的に開催されることとなっておりますので、その中で様々な課題について、意見交換及び情報共有を行ってまいりたいと考えております。

○村椿敏章議員 協議会ができたということです。意見交換、そして情報共有もしていくということであります。

ただ、やはり経営上の問題が出ているというのもあると思います。どのような支援体制ができるのか、協議を重ねることが必要だと思います。そういうことも検討していくのかどうか、伺いたいと思います。

○結城慎二健康福祉部長 先ほど申し上げました医療連絡会議については、基本的には情報交換の部分がメインになろうかと思っております。その中で、第1回会議の中でも経営状況のお話が少し出ておりました。そこで情報交換しながら、行政が行う支援が必要なのか、あるいは病院が自助努力の中で経営を改善していくのか、そうしたことは別のところでまた議論が必要かなというふうに思っております。

○村椿敏章議員 まず、その協議会は情報交換の部分だというふうに受け止めました。

ぜひ、二次医療を守るためにも検討をしていただきたいと思っております。

ここで次の質問に移りますけれども、政府が昨年度補正予算で行った重点支援地方交付金というのがありました。網走市は重点支援地方交付金を使って、これまでも低所得者、そして事業者、医療介護施設などへの物価高騰対策などしてきております。

今年、これから政府が補正予算で重点支援地方交付金を出す方向であります。医療現場の深刻な状況は先ほど述べたとおりです。重点支援地方交付金を使って支援すべきと考えますが、いかがですか。

○結城慎二健康福祉部長 政府は、11月29日に令和6年度補正予算の概算について閣議決定し、この中で物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金につきましては、1兆908億円の増加とし、内訳では低所得者支援枠が4,908億円、推奨事業メニュー分が6,000億円と示されているところです。

今後、自治体ごとの交付金額、用途など、詳細が示されてまいりますので、国の動向を注視しながら必要な対策を検討してまいります。

○村椿敏章議員 必要な対策をしていくと、やはり市民が安心して住み続けられる医療体制をつくっていくためにも、今回の重点支援地方交付金、ぜひ活用していただくことを求めます。

質問を終わります。

○平賀貴幸議長 一般質問の途中ですが、ここで昼食のため休憩いたします。

再開は午後1時といたします。

午後12時03分休憩

午後1時00分再開

○平賀貴幸議長 休憩前に引き続き、再開いたします。

一般質問を続行いたします。

松浦敏司議員。

○松浦敏司議員 ―登壇― 日本共産党議員団の松浦敏司でございます。通告に従って質問をしております。3項目、質問いたします。時間があまりないので、前段できるだけ簡潔にして質問をしたいと思っております。

まず1項目め、物価高騰対策についてであります。

今定例会で、暖房用燃料等価格高騰緊急対策事業として約4,000万円の補正予算が計上されております。高齢者世帯、障がい者世帯、一人親世帯、生活保護世帯など、1世帯当たり1万円、約3,900世帯となっております。この物価高の中での低所得者への支援事業として評価するものであります。

ただ、私から言わせれば、1世帯当たり1万円ではなく、できれば2万円ほど支給してほしいなという思いはありますが、しかしこれはこれとして受け止めております。

それで、まず低所得者への支援についてであります。政府は11月22日の事務連絡で、重点支援地方交付金の追加について、都道府県に対して可能な限り早期の予算化に向けた検討を速やかに進めるよう求め、市町村への周知、対策の早期執行に向けた検討を求めています。

そこで質問いたします。

子育て世帯などの現役世代は、食べ盛りの子供を抱えている中、米の価格は2倍のまま推移し、さらにガソリン、灯油の値上がりをはじめ、日用品が次々と値上げが続いております。子育て世代はとりわけ大変だと思います。

また、高齢者や年金生活者は、公的年金の実質減になっている状況や医療費の負担増で、暮らしがさ

らに大変だと声が届いております。

市としても、何らかの支援を検討すべきと思いますが、見解を伺います。

○結城慎二健康福祉部長 議員お示しのとおり、今定例会におきまして、市民税非課税世帯の高齢者世帯などを対象とした暖房用燃料等価格高騰緊急対策事業の補正予算を上程しておりまして、年内に暖房用燃料券の交付を始められるよう準備をしているところでございます。

また、日用品等の価格高騰につきましては、全国的な課題でございますので、それに対する支援につきましては、これまで同様に国の財源措置の下に行われるべきものと考えておりますので、国による支援策の動向を注視してまいりたいと考えております。

○松浦敏司議員 それはそれとしてわかりました。

次に、国の低所得者向けの3万円の給付について、市民から私どものところに支給はいつになるのかと問合せがあります。低所得者にとっては待ち遠しい給付金のことだと思いますが、一日でも早い給付が待ち望まれているというふうに思います。現状では、年内の給付が難しいとも聞いておりますが、当市においては、支給の見通しについてどのように考えているか伺います。

○結城慎二健康福祉部長 国の給付金の支給の見通しについてでございますが、国の補正予算が可決された後、市の予算措置を含めて給付事業の準備を進めまして、可能な限り速やかに支給を始めたいと考えております。

○松浦敏司議員 わかりました。

これらの給付金は、住民税非課税が対象になるというふうな例が多いわけですが、一方で、住民税が均等割の世帯というのが対象とならない例が多い。しかし、均等割の世帯は、さきの文教民生委員会でも議論がありましたけれども、収入が93万円を少しでも超えたら均等割ということになって、支給の対象にならないという例が多いのですが、市として、この低所得者世帯への対応の中で、均等割世帯への対応を講ずるべきだというふうに思うのですが、その辺はいかがですか。

○結城慎二健康福祉部長 現在、国から示されております給付金の対象者には、均等割のみ課税の方は含まれておりません。ですので、市としては国の制度にのっとった形で進めてまいりたいと考えております。

○松浦敏司議員 つまり均等割世帯については対象とならないということなので、支給は考えていないということですが、私の記憶では、多分均等割の世帯は約800世帯ぐらいかなというふうに思うのですが、それらについて、これから国からも交付金というのがあるので、それらを活用しての検討というのとはなさないのでしょうか。

○結城慎二健康福祉部長 議員お示しのとおり、国が対象としていない方を市独自で対象とするとすると、独自の財源措置が必要になります。国からの重点交付金のことかと思いますが、先ほども別の議員に対して御答弁申し上げましたけれども、今後、自治体ごとの交付金額、用途など詳細に示されてまいりますので、国の動向を見ながらということになります。現在のところは新たに対象を拡大する考えはございません。

○松浦敏司議員 現在のところはということで、これから、今後は国の動向によってはあり得るのかなというふうに受け止めました。

次に、中小企業・小規模事業者への支援についてです。

長期化する物価高騰は、全国的にも新築住宅の着工件数が減少するなど、地域経済に大きな影響を及ぼしております。また、上がらない賃金と少子高齢化の下で、人手不足が深刻になっているというふうに思います。さらに、昨年から実施されたインボイス制度によって、多くの中小・零細事業者が、煩雑な事務負担と新たな税負担ということで苦しんでいます。全国的にも、倒産・廃業が急増しているようでもあります。

そこで、景気の動向を見る上で、網走市の新築住宅の着工件数の状況について、直近の数字をお示ください。

○立花学建設港湾部長 本市における直近5か年の新築住宅件数でございますが、令和2年度75件、令和3年度82件、令和4年度71件、令和5年度44件、本年度は11月末現在で38件でございます。全体的に減少傾向であると認識しております。

○松浦敏司議員 全国と同じような状況で、ここ二、三年は減ってきているということです。

新築の件数が伸び悩んでいるというのは、やはり金額も相当かさばるというようなことで、労働者の賃金が実質上がっていないというようなこともありますから、そういうような状況になっているのだろうというふうに思います。

一方で、住環境整備補助金については、当初を上回る状況になっています。今定例会にも2回目の補正予算が組まれているという状況にあることは、いわゆる住宅リフォームというのが非常に市民の思いにかなっているのだろうというふうに思います。引き続き、この制度についての利用が増えることに期待していきたいというふうに思います。

次に移ります。市内の中小・小規模事業者の経営状況についてであります。

この間、仕入価格の高騰やガソリン・灯油・ガスの値上がりなどで経営が苦しくなっている。比較的価格に転嫁しやすい業種もある一方で、価格に転嫁できない業種もあるわけです。小売業、運送業、飲食業など、業種によって経営状況が違ってくると思いますが、市として、市内の中小・小規模事業者の経営状況について、年末を迎えている中で、どのように把握しているのか、認識について伺います。

○伊倉直樹観光商工部長 市内の経済動向についてでございますが、商工会議所が実施しております四半期ごとの業況判断D I値は、7月から9月の第2四半期の状況といたしましては、全体でプラスの5.2となり、前年同期と比較して8.3ポイントの改善、好転の傾向となっております。この傾向は、北海道財務局が発表しているオホーツク圏の経済情勢報告においても、10月の総括判断として持ち直しつつあるとなっており、また、網走信用金庫が実施しております管内企業業況調査における網走地区の業況判断D I値もプラスの9.4と改善、好転の方向性がうかがえる状況となっております。

その一方で、課題といたしましては、原材料の値上がり、従業員の確保難、人手不足などが挙げられており、経費増大が事業継続や地域の景気動向に与える影響が大きいのも確かであると認識をしております。

また、商工会議所や金融機関との情報交換の中でも、地域の経済情勢、事業者の状況としては、問題が差し迫っている状況ではないと伺っておりますが、分野、事業者ごとに置かれている経営環境に差があるとのことでございます。

物価高騰や賃金の上昇に伴う経費増と値上げのサイクルが、いつ落ち着くのかといった不安とともに、人手不足により稼働を抑えるケースなどもあるといったお話も伺っておりますので、引き続き、関係機関との情報共有を密にし、状況の把握に努めてまいりたいと考えております。

○松浦敏司議員 一定程度のところでは、プラスの状況にはあると。ただ、これは把握できる業者の方々を中心だというふうに思います。どこの組織にも入っていないような小さな事業者というのはなかなか拾われないといえますか、そういう人たちの数値として表れない状況もあるというふうに思います。いずれにしても、経営そのものは困難になっていると。いわゆる小規模事業者というのは、相当困難になっているというふうに思っております。

そこで、次に移りますが、先ほど来言っております政府の重点支援交付金の対象事業の中に、中小企業、商店街などに対しても入っております。エネルギー価格や食料品価格等の物価高騰に対する支援があるようであります。

市としては、現在、重点支援交付金について、どのように把握し、事業の展開を考えているのか伺います。

○伊倉直樹観光商工部長 政府は、11月29日に令和6年度補正予算の概算について閣議決定をし、この中で、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金につきましては、1兆908億円の増加とし、内訳では、低所得支援枠が4,908億円、推奨事業メニュー分が6,000億円と示されているところでございます。

今後、自治体ごとの交付金額、用途など、詳細が示されてまいりますので、国の動向を注視しながら、必要な対策を検討してまいります。

○松浦敏司議員 ぜひ、必要な対応をしていただきたい。

次に、中小・小規模事業者をはじめ、市民の市民税、国保料などの滞納相談についてであります。

中小・小規模事業者の経営状況は、前段でも申しましたが、私の知る限りでは、中小・零細業者は、この物価高騰で厳しい経営を余儀なくされているというふうに認識しております。そこで、現在、市税関係の滞納状況、これは個人、法人ともですが、この状況について伺います。

○秋葉孝博企画総務部長 市税等の収納率についてであります。10月末時点での前年対比となります。個人市民税では、令和6年度53.13%、令和5年度54.76%で、1.63%の減少。法人市民税では、令和6年度92.05%、令和5年度92.39%で、0.34%の減少。固定資産税では、令和6年度76.42%、令和5年度75.52%で、0.90%の増加。国民健康保険料では、令和6年度40.45%、令和5年度40.10%

で、0.35%の増加。以上のことから、現状では大きな変化は見られない状況です。

○松浦敏司議員 変わらないということであります。

ただ、こういう中で年末を迎え、そして新しい年を迎えるわけですが、経営の悪化の結果として税金や国保料などの滞納も出てくる可能性もあるということで、これは物価高騰によって経営が困難になっているというようなことを考えたときに、この滞納の状況、あるいは税を納めるという点でも、やはりしっかりした相談を受けて、そして、相手の状況にしっかりと応じた対応をすべきだというふうに考えますが、見解を伺います。

○秋葉孝博企画総務部長 納付に関する相談でございますが、1か月当たり約80件の相談に応じております。

その主な内容ですが、相談件数の約半分が分割納付について、残り半分が期限後の納付に関するものとなっております。このうち、生活困窮を理由としたものは5件程度となっております。

こうした納付相談につきましては、通常業務の範囲でございますので、正確な相談件数を把握しておりませんが昨年と比べて、大きな変化は見られない状況でございます。引き続き、適切な収納管理に努めてまいります。

○松浦敏司議員 わかりました。ぜひ丁寧な対応をお願いしたいと思います。

次に、2項目めの介護保険についてであります。

介護新聞10月11日号では、2024年度の上期、4月から9月ですが、老人福祉・介護事業の倒産は2023年度同期比66.6%増の95件で過去最多の記録をしたと東京商工リサーチのまとめでわかっております。そのうち、訪問介護が35.2%増の46件と約半数を占めております。急増している状況だというふうに認識しているところであります。

そこで、何点か質問してまいります。

1点目に、介護報酬改定による訪問介護事業の状況と課題についてであります。

訪問介護は、ヘルパー不足の長期化に加えて高齢化も進行しております。コロナ禍の利用控えによる業績悪化の影響やガソリン代など運営コストの上昇も収益悪化の要因となっているほか、2024年度介護報酬改定での事業継承を断念したケースも倒産件数を押し上げたと言われております。

道内においても、「介護される人もする人も、み

んな笑顔に！北海道連絡会」などは、2024年度介護報酬改定で唯一マイナス改定となった訪問介護について、道内事業所を対象に影響調査をしました。

調査に応じた事業所のうち半数を超えところで「減収した」と答えたほか、約2割が「今後、事業所を閉鎖または休止を検討している」と回答しております。「サービスに影響がある」と答えた事業所も6割に上っているようであります。

そこで、網走市としても訪問介護事業所の状況について、注意深く見ているというふうに思います。市内における訪問介護事業所の介護報酬の改定前と改定後の経営状況について、どのように影響が出ているのか伺います。

○結城慎二健康福祉部長 訪問介護事業における介護報酬の影響についてでございますが、令和6年度の介護報酬改定では、提供時間に応じて、身体介護で2.1%から2.4%、生活援助で2.2%のマイナス改定となっております。

一方、改定前で最大22.4%の上乗せだった処遇改善加算が、令和6年6月以降は最大24.5%の上乗せが可能となり、2.1%引き上げとなっております。これにより、実際の給付実績でも、市内全事業所における改定前の令和6年3月の実績と、4月から8月の月平均を比較しますと、0.9%のプラスとなり、大きな影響はないと認識しております。また、本年8月に事業所に対して聞き取り調査を実施しましたが、ほとんどの事業所より報酬改定について大きな影響はないと回答を受けております。

○松浦敏司議員 影響がないということですが、ただ訪問介護ですから、訪問する上で一番車を運転していくわけだし、そういう意味でも影響がないというのはちょっと意外でした。

次に移ります。

介護事業所の倒産が記録しているのは、介護保険のサービス提供体制が崩壊の危機に瀕しているということを示しているというふうに考えます。ある調査では、2023年度までの5年間の訪問介護事業所の4分の1に当たる8,648事業所が廃止。訪問介護事業所がゼロというのが97町村、一つしかないというのが277市町村に上っています。

道内でも、訪問介護事業所がない市町村が14自治体、全体の7.82%、1か所しかないのは65自治体、全体の36.31%、オホーツク管内では、事業所ゼロは大空町と西興部村、1か所だけが8町というふうになっております。

こうした危機は、政府が介護報酬を2003年度から2021年度に、本体部分が5.74%も削減した結果であります。その上、訪問介護事業所の4割が赤字だとわかっていながら、今年4月から訪問介護の基本報酬を引き下げたわけです。

市内の訪問介護事業所の運営状況については、先ほど影響がないというようなことでありましたが、この点、私はちょっとまだ理解しきれていないのですが、先ほどの答弁のとおり、間違いはないということと捉えてよろしいですか。

○結城慎二健康福祉部長 報酬改定による影響につきましては、事業所に対して聞き取りを行った結果でございますので、その内容に間違いはないと思っております。

ただ、各事業所においては、人材確保に課題があるというふうには認識しております。市ではこれまでも報酬改定の翌年度や介護保険事業計画策定時において、サービス提供事業所にアンケート調査を実施しており、加えまして、定期的に訪問介護事業所を訪問して意見交換を行っておりますので、それによりまして、必要な情報の把握に努めてまいりたいと考えております。

○松浦敏司議員 それはわかりました。

その次に質問を予定していた部分③については、カットをしたいと思います。

次に2点目に、紙の保険証廃止に伴うマイナ保険証に関わる困難な状況についてであります。

いよいよ今月2日からこれまでの保険証が更新されなくなることから、「保険証が使えなくなるのか」、あるいは「使えないなら捨てていいのですか」などの不安や戸惑いの声が寄せられております。

現在マイナ保険証利用率は、全国で9月の段階で13.87%、マイナ保険証を推進する立場の国家公務員の利用が13.58%と全体より下回っています。このような状況の中での2日からの保険証が、言わば更新しなくなったということでの混乱するのは明らかではないかというふうに思います。始まったばかりですから、どの程度あるかはわかりませんが、この点での見解を伺います。

○田邊雄三市民環境部長 12月2日以降は、健康保険証は新たに発行されなくなり、マイナンバーカードを健康保険証として利用するマイナ保険証を基本とする仕組みに移行しました。これまで各医療機関では、事前にマイナ保険証利用の声かけを行ってい

ただいており、市も広報等で周知を行ってまいりました。

また、現在お持ちの健康保険証は、有効期限内まで引き続き使用できることや、議員御案内のように、総体では利用件数はまだ多くありませんので、12月2日以降、係への問合せや来所が急激に増えた状況にもございません。

今後の受診方法に不安をお持ちの方には、有効期限内の健康保険証や資格確認書で、これまでどおり医療が受けられることをお伝えしつつ、改めてマイナ保険証のメリットを御理解いただけるよう周知に努めてまいります。

○松浦敏司議員 その辺は始まったばかりということですが、先日、テレビを見ていると、医療機関の窓口でやはり若干混乱をしているということは報道されておりました。

次に移ります。

とりわけ、この問題で大変なのが介護施設ではないかというふうに、新聞やテレビでも報道されているところです。介護施設での対応というのは、困難を極めているというふうに言われています。

マイナ保険証をつくる上で、マイナンバーカードは任意のため、本人の同意が必要だという問題や、マイナ保険証を使う場合も、顔認証がうまくいかない問題、さらには暗証番号を覚えていないなど、施設側ではとても苦慮しているというふうに聞いています。

市として、介護施設におけるマイナ保険証の一本化することでの課題について、どのように把握しているのか伺います。

○田邊雄三市民環境部長 介護等の各施設には、マイナンバーカードの施設での申請や取扱いについて、昨年12月に福祉施設支援団体向けのマイナンバーカード取得管理マニュアルが通知されているところです。このような通知等もあり、現時点では施設から問合せは特にありませんが、あった際には疑問や不安を解消できるよう、制度について説明するなど、対応してまいります。

○松浦敏司議員 取りあえず理解いたしました。

現在、マイナ保険証を利用しているのは、全国的にも直近の数字で15%台ということからも、これから混乱することが予想されていると私は思っています。

これらの課題や問題を解決する方法は、極めて簡単なことだと思います。紙媒体の保険証を残す、マ

イナ保険証と両方を使えるようにすれば問題が解決できる。これを急速に一本に絞るということをするから混乱が起きるわけでありまして、国に対して紙の保険証の廃止を延期するよう求めるべきと思いますが、見解を伺います。

○田邊雄三市民環境部長 マイナ保険証についての問題・課題解決は、国の責任において実施されるものと認識しておりますので、制度移行した現時点で紙の保険証の廃止を延期する要望等は考えてございません。

○松浦敏司議員 そういうことですね。法律はもう動いてしまっていますから。ただやはり、今後いろいろな問題が出てくるということは間違いないだろうというふうに思います。

では、本題に入ります。

ごみ問題と中間処理施設についてです。

先日、1市5町の協議会で、現在の建設予定地については白紙にするとの報告がありました。しかし、私は既に質問通告を出し、質問要旨も提出済みであることから、一部質問の中身を修正せざるを得ませんでした。このたびのことを教訓にする立場で質問をしますが、あえて質問する場面もあるかもしれませんが、議員各位の御理解をいただきたいというふうに思います。

1点目は、この間の広域化事業の進め方についてであります。

1市5町による中間処理施設の建設に向けて、さきの第3回定例会では、建設予定地に関連する土砂流出を防止するための補正予算として1億2,000万円が計上され、賛成多数で可決・成立されたところです。

私どもは、議会で何も決まっていない処理方法についても、メタンコンバインド方式にしたいという考えは示されていても、工事費が幾らになるかも示されていないなど問題点があるということを指摘して、補正予算には反対しました。

ところが、このたび、予定していた土地から産業廃棄物が出たことから、1市5町の協議会で、現在の建設予定地については白紙にするとの驚くべき報告がありました。

このことで、新年度においても予算が執行できないというふうに思いますが、この1億2,000万円はどのように処理されるのでしょうか、伺います。

○田邊雄三廃棄物処理広域化推進室長 建設予定地については再検討することとなりましたので、大空

町東藻琴で予定していた土砂流出防止工事費は執行しませんので、減額補正の手続を今後してまいります。

○松浦敏司議員 そういうことですね。

それで、全員協議会や文教民生委員会の議論を聞いていると、なぜ早く地盤調査をしなかったのかとの問いに対して、場所の面積が当初1万3,000平米であったのが1万5,000平米に広げたとの説明で、その結果として遅れたのだと。それでは、どのような理由から面積を広げることになったのか伺います。

○田邊雄三廃棄物処理広域化推進室長 中間処理施設の建設に当たっては、昨年度実施したメーカーアンケートの結果から、施設整備には1万5,000平米程度の宅盤が必要なため、現在の場所を掘り下げて宅盤面積を広げるものです。

○松浦敏司議員 たしかこれは広げる理由としては、メタンコンバインド方式を導入するために、面積を広げざるを得ないというふうに、私は捉えていたのですが、そうではないのでしょうか。

○田邊雄三廃棄物処理広域化推進室長 メタンコンバインドを想定した施設の整備に当たって、各メーカーからアンケートを受けまして、そこで1万5,000平米が必要だというふうに認識をしました。

○松浦敏司議員 取りあえずそれ以上言わないのでしょうけれども、いずれにしても、当初1万3,000平米が1万5,000平米になったということは、途中で変更になったということは間違いないのだろうかというふうに思います。

後でちょっと質問をしていきたいと思いますが、2点目に、建設予定地の盛土の問題についてです。これも今後の教訓とするために、あえて質問をするものです。

これまでの説明によると、盛土であることを知っていたとのことであったわけです。いつの時点で盛土であるということを知ったのか。明確な根拠もないのに、大空町が大丈夫だと言っているから信用してきた、そのために現在があるのか、こんなふうに理解してよろしいのでしょうか。

○田邊雄三廃棄物処理広域化推進室長 当該建設予定地は、令和5年11月に大空町議会で了承され、その後、11月中に現地説明された際に、公共残土捨て場であったとの説明を受けました。数回の現地を見た状況からは、のり面には木が生い茂り、安定したのり面で、特に崩れた痕跡もありませんでした。ま

た、宅盤面積を確保するために、現地盤を掘り下げる計画でしたので、のり面にとっては安全側となるため問題はないと判断したところです。

○松浦敏司議員 そうはいつでも、普通、家を建てる時に、まず土地を購入したら一番先にやるのは、その土地がどんな土地なのかということをもまず調べて、家を建てる前に何が必要か、その状況に応じてやるべき対策をするというのが一般的です。今回は家ではありませんけれども、大きな中間処理施設ですから、それこそ、私は、一番先にその土地の地質の調査をすべきと、これが本来あるべき姿だと思うのですが、それがなされなかったというのは非常に残念だし、なぜそんなことになってしまったのか伺います。

○立花学建設港湾部長 今回、中間処理施設を建設するに当たっては、建物を建設する地質調査を、今年の7月から実施しております。今回、遅れたであるとか、遅れていないであるとかということについては、私たちとしては適正な期間で行ったということで、特に先行してやるべきことではなく、今回、地質調査の結果から事実がわかったということでございます。

○松浦敏司議員 それはそれとして、後ほどまたやりたいと思いますが、さきの文教民生委員会の中で、大空町東藻琴地域の住民から請願が出されておりましたけれども、その中での意見陳述の中で言っていたのは、この予定地というのは、東藻琴の住民であれば、建設残土を捨てていたということは誰もが知っていたのだというようなことも言っておりました。そういう土地だったということ、それが認識されていないということも非常に残念だなというふうに思います。

次に移ります。3点目に、問題の責任はどこにあるのだという点で質問をしたいと思います。

説明によると、中間処理施設の建設に向けて、この間、約1億5,000万円もお金をつぎ込んできました。このお金を誰が責任を負うのか、どこが支払うのか、この点についてまず伺います。

○田邊雄三廃棄物処理広域化推進室長 これまで建設予定地として、手続を進めてきた費用については、広域の事業として、1市5町の各議会でも予算議決をいただき行ってきましたので、1市5町が必要な費用負担を支出してきたところでございます。

○松浦敏司議員 それぞれ、各自治体で負担してきたということでもあります。

そもそも、この原因をつくったのは、何なのかということ。大空町東藻琴の焼却炉ありきで、この間、進められてきたと私は思っています。そのことから、やはり1市5町の首長さんたちが、この建設に積極的に進めてきたということは間違いのないところだというふうに思います。この問題の責任というのは、やはりはっきりさせなければならないというふうに思います。その点で、市としてどのように考えているのか、その辺、責任の所在、これはどこにあるのか、答弁をいただきたいと思います。

○平賀貴幸議長 暫時休憩いたします。

午後1時41分休憩

午後1時42分再開

○平賀貴幸議長 休憩前に引き続き、再開いたします。

松浦議員の質問から。

○松浦敏司議員 ちょっとわかりにくい質問だったかというふうに思いますが、この間、広域化を進めて、1市5町の首長さんを中心として、そして、各自治体も広域化に向けて協議をし、ただ、議会のほうはなかなか議論が十分進んでいない状況であります。建設費も総額幾らかかるのかということもわかっていない中で、しかし、現実にはどんどん物事は進んで、先ほど言っていた土砂流出の防止対策もやってきた。しかし、それが中止せざるを得なくなった。それから、この間、1億5,000万円というお金が各1市5町によって、それぞれ負担していたということも明らかになっている。そして、今ここにきて、言わば中断せざるを得ない状況に、建てる土地がなくなってしまったわけですから。この時点での、やはりここまで来た何らかの責任というのはあるはずなのです。あるから、今、中断しているわけでしょう。だから、その責任は誰かいるはずですよ。いや、はっきり言えば、私はこれを進めてきたのは、協議会の会長である水谷洋一市長が、やはり一番責任を負っているのだらうというふうに私は思うのです。だから、その点での責任はあるのではないですかということを聞きたいのです。

○田邊雄三廃棄物処理広域化推進室長 広域で、1市5町で進めていることにつきましては、関連予算も各議会で措置していただいて、協議を進めているところでございます。

あと、建設予定地が今回白紙になったことにつきましては、必要な手続を踏んだ上で、そこが建物を建てるに堪えられない現在の土地になったというこ

とでありますので、結果と考えております。

必要な予算についてでありますけれども、必要となる事業を執行してきたところでありますので、必要な支出をしてきたと思っております。

各町もそうですが、責務として、安定して廃棄物の処理をしていくということが責務でありますので、そのことについて実行していきたいと考えております。

○松浦敏司議員 つまり現実にお金を使ってきたわけですよ、それぞれの自治体が。そして、今ストップしてしまったわけでしょう。言わば、一から出直すに近い状況になった、土地がないわけですから。そんな状況がまず一つ問題なのと、今の部長の答弁だと問題がなかったかのように言っていますが、問題は、このことによって少なくともこれまで2年遅れますと言っていたのが、そうではなくて、さらに遅れるわけでしょう、5年、6年と。と思うのですよ、私は。何も示されていないからわからないけれども。でも少なくとも2年以上、私は、四、五年は遅れるのではないかと勝手に思いますけれども、そうなってくると、さらに関係する自治体は、負担がその分増えてしまうのではないかというふうに思います。この建設が白紙になったことによって遅れるわけですからね。その間、押し迫った自治体も幾つかあるというふうに聞いていますから、そこは新たな対策をしなければならないことになるわけですよ。そういう意味でも、やはり今回のことというのは責任が生ずるべき、あるべきことだというふうに私は思うものですから、あえてそのように質問したわけです。

今回、白紙撤回したことによって振出しになるということで、今、1市5町による協議会の事務局というのが網走に置かれています。道職員の方も来ています。それから、関係する町の職員もそこに構成されて入っておりますけれども、こういった人たちは今後どんなふうな処置になるのでしょうか。

○田邊雄三廃棄物処理広域化推進室長 1市5町での広域化で廃棄物処理を進めていく考えに変わりはございませんので、体制もそのままでございます。

○松浦敏司議員 そうですか。私はそれぞれ一旦戻のかなと思いました。そんな簡単に土地が見つかるというふうに思いませんし、見つければ進んでいくのでしょうかけれども、取りあえず現状のまゐるということで理解いたしました。

次に移ります。

網走は実は過去に大きな過ちを犯しています。潮見住宅団地の軟弱地盤問題というのは、これはもう非常に心の痛む出来事です。本来ならば地盤の問題では敏感であるべきなのが網走という市だと思いません。しかし、結果的には対応がなされなかった。これは、事業を急ぐあまりに慎重さに欠けていたのではないかというふうに私は捉えています、見解を伺います。

○平賀貴幸議長 廃棄物処理広域化推進室長。

○田邊雄三廃棄物処理広域化推進室長 様々な施設建設を進めるに当たり、建設費に大きく影響するくい長を確認するため、支持層までの地質調査は必要と考えておりましたが、当該場所において、令和4年度に行った地下水利用検討業務におけるボーリング調査の結果から、火山灰質の地山であり軟弱地盤ではないと判断し、特に現地盤を調査する必要はないと考えていたところでございます。

○松浦敏司議員 しかし、きちんと調べたら産廃が出てきたわけでしょう。だから、やはりそういう意味では、網走市というのは、過去の経験からしても、やはり一番先に、地盤というのはどうなのかということに敏感であるべきだったというふうに私は思うのです。

問題は、1市5町のごみの中間処理問題に対する進め方、これについては謙虚な考え、思想というのがなかったというふうに思います。そのことが結果として、今回の状況につながったのだと思います。住民に対する説明会や懇談会の在り方など、議会への対応も丁寧な対応であったかどうか、数の力で押し進めるやり方はなかったのか。1市5町の首長が前のめりに推進してきたというのが、私の率直な印象であります。残念ながら、この間の3年間は謙虚な思想というのはみじんも感じなかったということでもあります。市長はどのように認識しているか伺います。

○水谷洋一市長 ―登壇― 松浦議員の御質問にお答えをいたします。

予定地としていた大空町東藻琴末広の土地につきましては、大空町において正当な手続が行われ、大空町議会にて予定地として決定をしたものと、このように認識しているところでございます。このような経過を踏まえて、1市5町で構成する協議会においては、中間処理施設整備に向けて各種事務、事業を適切に進めていくことを目標として、その進捗につきましては、まさに正当な手続を踏まえながら、各

市町の議会への説明、審議、それぞれの市町で行ってきたものと、このように考えているところでございます。

また、当市におきましては、市民の皆様に住民懇談会の開催や広報でのお知らせを、意見を交わしながらいただいていたところです。このように認識をしているところであります。

○松浦敏司議員 それで、大空町もやってきたと、適正な手続をしてということでありましたけれども、しかし、結果としては大空町がここでいいですよというふうに言ったところが、よくよく調べてみたら、そうではなかったということが今回明らかになって白紙に戻ったということですよね。そうなる、この責任は、大空町がきちんとした調査をしないでここでいいというふうに、1市5町の協議会に報告したという、そういう意味で、大空町に責任があると、こんなふうに捉えてよろしいのですか。

○田邊雄三廃棄物処理広域化推進室長 建設予定地につきましては、手続は大空町で取られて、1市5町で、その後、検討していくということになりました。地盤も1万3,000平米のもともとの土地でできるのかの検討をしたところで、メーカーアンケート等から1万5,000平米が必要だということで、先に道路の設計をしまして、その道路の設計でどのぐらいまで宅盤を下げればいいのかというところもやって、その結果、どのような測量をしたらいいかというところで、地質調査というところになりましたので、手続はそのとおりに進んできたところで、その途中で地盤のことがわかったということと、地盤が悪かったから即建物が建てられないということではなくて、その対策をする、対応するのに時間と費用を要するということから、大空町が判断をして下げの申出をしてきて、1市5町でそこは確認をして、枠組みは崩さず、次の候補地の選定も検討していくということになったところです。

○松浦敏司議員 ただ、私は最初の出だしがやはりまずかったのかなというふうに思います。東藻琴の地域で焼却炉を造るありきで進んできたという中で、やはりその点で、その土地が本当に適地なのかどうかという点では、やはり本来もうちょっと慎重であるべきだったというふうに私は思います。

次に、この1市5町の広域化というのは、これを機会に私は見直す必要があるというふうに考えています。

国の手引は、これまでも言ったことがあります

が、「候補地の選定については、広域化・集約化に伴い、新しくごみ処理施設を整備する場合、関係市町村間で協議をして候補地を選定する」とあります。「建設候補地の選定においては、各地域を選定した場合の経済性を明確に示すとともに、学識経験者等第三者を加えた検討を行う。住民からの理解を醸成することが求められている」というふうに、国の手引では書いております。

これまでの1市5町の協議会において、この国の手引のような手続はしてこなかったというふうに、私は思うのですが、この辺について伺います。

○田邊雄三廃棄物処理広域化推進室長 環境省の広域化・集約化に関する手引は、廃棄物処理の広域化・集約化を進める上で、自治体担当者が参考となる情報について、事例を基に取りまとめられているものでございます。また、手引では議員御案内の、関係市町村間で協議をして候補地を選定する方法と、もう一つ、ごみ処理施設の立地先となる市町村を決定し、当該市町村が選定・提案した候補地を関係市町村間で協議・承認する方法も解説として紹介されており、1市5町で進めています広域化はこちらの方法に該当することとなります。

手引は、自治体担当者が広域化・集約化を進めていく上で、どのような進め方があるのかの参考とするものでありますので、書かれているものを全てやるものではなく、地域や状況により様々というのが実情と考えております。

○松浦敏司議員 なるほど。部長はそれなりの根拠を示して答えたのだというふうに思います。

次に移りますが、一昨年3月2日に、文教民生委員会が市長に対して政策提言を行っております。その中で、「広域化について、スピードや結論重視では市民の理解を得るのは困難。市単独のごみ処理の基本的な考え方を共有し、広域化の必要性が認識されてから検討する」と提言しています。これは文教民生委員会全員の総意として提言しております。しかし、残念ながらこれらのことは無視されてきたというのが、私の実感です。どのように認識しているのか伺います。

○水谷洋一市長 ー登壇ー 松浦議員の御質問にお答えをしたいと思います。

令和4年3月2日に私宛てに松浦委員長の名の下に、危機的状況にある一般廃棄物最終処分場の延命及びごみ政策検討に係る提言ということで、御提言をいただいたところでございます。ちょうど2年前

だと思います。今の議論を聞いていますと、デジャビュが思い浮かぶような、そんな状況でございまして、この基本的な提言の根本は延命を図れということだったというふうに思います。このことについて、提言の後、ここで書かれております提言は、当時を思い出しますと、2年というような数字が大変躍っていた時期だと思います。令和4年3月2日時点で、あと2年という議論がこの議場の場でも行われていたと思いますが、これから2年たった今、当時御提言をいただいた以上に、延命が図られている状況だと、このように思っておりますので、基本的にこの提言のとおり延命が図られているものと、このように思っておりますので、無視をしたなどということは、私は当たらないと、このように思っております。

また、広域化についてスピードや結論重視云々というような文言は確かにございます。2の④のところにそのように文言が書かれておりますが、この広域化とこの部分については、これも委員会、そしてまた本会議において、相当な議論をいただいて、網走市一般廃棄物処理についてということで、今までの検証と、そして今後の取組について、約8ページに伴うこの文書をまとめて、これを一つの今までの検証として、そして今後の取扱いとして、了解を得た上で広域の議論に入っていくと、このように思っています。

そのことで、松浦議員も御承知だと思いますが、令和5年第3回臨時議会において、日本共産党議員団においても、広域の今の大空町の場所の測量について起立多数で、共産党議員団も起立の上、賛成をしていただいた。つまり、あれが広域の緒の私は予算の決議ではなかったかと、このように思っておりますので、決して無視をしたとかそういうことではなくて、きちんと手続を踏まえて、広域の議論に入っていくと、このように認識をしておりますので、松浦議員の指摘は当たらないものと、このように思っております。

○松浦敏司議員 そのことは私も覚えております。

それで、私は先ほどもありますように、この際、私は建設予定地が白紙になったという点では、少なくとも一定期間、場所が決まるまで時間がかかるというふうに思っています。そこで、広域化についてはやはり一度立ち止まる必要があるのだろうというふうに思います。

令和5年2月21日の文教民生委員会で示した資料

によると、単独の事業の場合、約46億円かかるというふうに言われています。当時、1市4町では92億円かかると言っておりました。これを機に、冷静に考える必要があるというふうに考えています。

メタン発酵の関係についても、この間、文教民生委員会で視察をする中で、果たして、メタン発酵が有効なのかどうかという点では、非常に疑問視する声が聞かれています。そういうことで、今こそ冷静に慎重に、白紙に戻すことも含めて広域化がどうなのか、単独でいった場合どうなのかという議論をする必要があるというふうに思いますが、見解を伺います。

○田邊雄三廃棄物処理広域化推進室長 ごみ処理の広域化については、国の方針にも、人口減少、自治体財政状況の逼迫と廃棄物処理に関わる担い手不足から、中長期的な視点で安定的・公立的なごみ処理体制の検討が位置づけられており、全国的にごみ処理広域化の取組が進められてきているところです。

斜網地区では、各市町の共通の課題となっている施設の老朽化や処分場の逼迫、今後の人口減少化やごみ処理に関わる人材の確保、処理費用の抑制などの課題を抱えているところです。

中間処理施設の整備に当たっては、多額の建設費がかかることから、循環交付金を活用して財政負担を軽減することが必要となります。交付金活用は広域化の検討が前提でありますので、1市5町の枠組みで進めていくことが必要と考えております。引き続き、1市5町の共通の課題に対応できる中間処理施設の早期の整備に努めてまいります。

○松浦敏司議員 国の補助率が、メタンコンバインドの場合は5割というような、2分の1ということでもありますけれども、ただ、やはりいまだメタンコンバインドは事業費が幾らかかるかも示されていないわけですよ、議会には。こんな状況なのです。それで、本当にそれがふさわしいのかどうかも含めて、きちんと議論しないと駄目だと私は思います。

それで、今、網走市は生ごみの堆肥化、その堆肥化の中の75から80は堆肥化をやられているというふうになって、非常に優秀な成績を収めているということです。この堆肥化をやめてメタン発酵させるとして、その後、焼却するというメタンコンバインド方式というのは、果たしてどうなのかというふうに私は思っています。そして、今、網走市もごみの減量化というのをやっているわけです。さらには、今後、生ごみについても、人口減少の関係もあって、

多分、中空知地区のメタン発酵の施設もそうですけれども、当初予定していた4割しか、4分の1しか生ごみが入らないような状況があるということからも、そういったこともしっかり計算をしなければならぬ。

そして、今、生ごみについては、網走市もコンポストというのに補助金を出して、そして推進しているはずですが、今、OECDの主流は何かといったら、やはりコンポストのようですね。だから、網走市もコンポストの普及というのをさらに進めていく。そこで処理できない生ごみについては、堆肥化を引き続きやっていくというのが、私は本来やるべきことではないかなというふうに思うのです。メタンコンバインドは相当なお金がかかりそうです。金額は示されていないからわかりませんが、そんなことを考えているときに、やはりしっかりと冷静に対応を考える必要があると思いますが、いかがでしょうか。

○水谷洋一市長 ー登壇ー 広域化におけるメタンコンバインドの課題を、今、松浦議員のほうからいろいろとお示しをいただいたわけでございます。総額がまだ決まらない中で、どういうふうに検討していくのかということがありましたけれども、そこも場所が変わっていく話でありますので、今後の検討になるかというふうに思いますが、基本的には単独か広域かというお話は、広域でごみというものは処理をしていかなければならないものと、このように思っておりますので、広域の推進はしていきたいと、このように思っております。

今、松浦議員がコンポストを中心にやっていくべきだというお話がございました。令和4年3月3日の松浦委員長の御提言の中で、2の⑤にこのように書いております。「生ごみをメタン発酵させ発電に活用することなど、堆肥化以外の方法による生ごみの再資源化及び活用方法を検討すること」という御提言をいただいております。そうした御提言も踏まえたとは言いませんが、呈するにあって、様々なメタンコンバインドというものも検討してきたというのも、これは事実だと思います。今の御発言と2年前の松浦議員の御提言の矛盾というものを私は感じるわけではありますが、そこを私は問うことはございませんけれども、様々時代の要請で変わってきているのだなということを受け止めさせていただきたいと、このように思います。

○松浦敏司議員 確かにそういうのはあります。そ

の当時のメタンコンバインドに対する私の認識と、今の認識というのはかなり変わってきています。その辺は、これまでの2年間の流れの中で起きていることなのだろうというふうに思います。

文教民生委員会の提言に沿うという御答弁もありましたけれども、なるほど、確かにその部分もないわけではないというふうに思いますが、しかし、この間のメタンコンバインドに対する変化というのは、私はあるのだろうというふうに思います。

最後に、最終処分場の関係について伺います。

現在の最終処分場は二軸式破砕機の効果もあって、容積が減容になっているということのようです。今後も掘り返して破砕するという考え方を示していましたが、その中で、最長6年の延命もできるというふうな考えを示しておりましたが、その根拠について、改めて伺います。

○田邊雄三廃棄物処理広域化推進室長 最終処分場の残余容量については、毎年10月に行う測量を基準として経年変化を把握し、延命化対策に反映させてきたところですが、令和6年10月に行った測量結果では、残余年数を4年と推計をしております。また、延命化策の一つとして、予定していたかさ上げによる埋立容量の拡張では、3年4か月の延命効果を見込んでいましたが、広域による中間処理施設の整備の遅れが見込まれる中、かさ上げを行ったとしても、使用期限が令和14年1月となり、供用開始に間に合わない可能性が出てきたところです。そこで、今年度行った業務で、減容効果が認められた掘り起こしによる破砕処理を、同規模で今後2か年継続して行うことにより1年程度延命化が図られる見込みとなり、令和15年1月までは使用可能との考えを示したところでございます。

○松浦敏司議員 ということで、わかりました。当初より相当延命されるというふうに思います。

これまで、最終処分場はあと3か所分の土地は確保しているということは承知しているところですが、今、市民の中には、今回の中間処分場が暗礁に乗り上げたというような状況を受けて、ごみ問題がわからなくなってきたという声も届いております。そのため、最終処分場のこれからどうなるのかということを、やはり誤解のないような形で示していく必要があるかというふうに思うのですが、見解を伺います。

○田邊雄三市民環境部長 11月25日開催の文教民生委員会において、次期最終処分場の配置計画をお示

ししたところですが、中間処理施設の整備に遅れが見込まれる事態となり、現在の最終処分場について、最大限の延命化を図ることが目下の課題であると認識をしております。

今後、中間処理施設整備計画の見直しが明らかになった段階で、次期最終処分場の整備計画についても改めて検討の上、今後の見通しをお示ししたいと考えております。

○松浦敏司議員 やはりごみの問題というのは、非常に我々人類にとって切っても切れない問題です。江戸時代までは100%リサイクルといたしますか、サイクルがされていたのですが、近代化する中で、ごみというものが発生してくるということで、それも処理の仕方がいろいろあるということでもあります。焼却という方法、しかし、今、調べてみたら日本という国は世界一焼却が多い国ということもわかりました。それはやはり領土が、国の面積が小さいということも当然あるのだろうというふうに思いますが、それにしても焼却に頼りすぎているというのも一方ではあると。ここをやはりもう一度考えないと、CO₂の関係もありますから、そういった点でも、今しっかりと冷静に、そして慎重にごみの処理の在り方について検討をしていく、その時期ではないかというふうに私は思っておりますので、そのことを述べて私の質問を終わります。

○平賀貴幸議長 これで一般質問を終わります。

以上で、本日の議事日程は全て終了いたしました。

再開は明日午前10時としますから、参集願います。

本日はこれにて散会いたします。

御苦労さまでした。

午後2時13分散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

網走市議会議長 平 賀 貴 幸

署名議員 深 津 晴 江

署名議員 村 椿 敏 章

令和6年第4回定例会
網走市議会会議録第5日
令和6年12月12日（木曜日）

○議事日程第5号

令和6年12月12日午前10時00分開議

日程第1 委員会審査報告12件

（議案第1号～第11号、
報告第1号）

日程第2 意見書案2件

（意見書案第1号～第2号）

日程第3 委員会審査報告1件

（請願第16号）

日程第4 議案第12号～第15号

○議事日程第5号の追加及び変更

日程第5 会期の延長

議案第12号 令和6年度網走市一般会計補正予算
（各委員会付託）

議案第13号 令和6年度網走市介護保険特別会計
補正予算（総務経済委員会付託）

議案第14号 令和6年度網走市後期高齢者医療特
別会計補正予算（同）

議案第15号 網走市職員給与条例等の一部を改正
する条例制定について（同）

報告第1号 令和6年度網走市一般会計補正予算
に係る専決処分の報告について
（報告承認）

請願第16号 アプトフォー活性化のために、フリ
ースペースの設置を求める請願（採
択に決定）

○本日の会議に付した事件

議案第1号 令和6年度網走市一般会計補正予算
（原案可決）

議案第2号 令和6年度網走市国民健康保険特別会
計補正予算（同）

議案第3号 令和6年度網走市後期高齢者医療特別
会計補正予算（同）

議案第4号 網走市附属機関条例及び報酬職員給
与条例の一部を改正する条例制定に
ついて（同）

議案第5号 網走市保健センター条例の一部を改
正する条例制定について（同）

議案第6号 網走市家庭的保育事業等の設備及び
運営に関する基準を定める条例の一
部を改正する条例制定について（同）

議案第7号 網走市行政手続における特定の個人
を識別するための番号の利用等に関
する法律に基づく個人番号の利用及
び特定個人情報の提供に関する条例
の一部を改正する条例制定について
（同）

議案第8号 網走市宿泊税条例制定について（同）

議案第9号 網走市外3町介護認定審査会共同設
置規約の変更について（同）

議案第10号 網走市外3町障害支援区分認定審査
会共同設置規約の変更について（同）

議案第11号 公の施設の区域外設置及び利用に関
する協議について（同）

意見書案第1号 「核兵器禁止条約締結国会議」
へのオブザーバー参加を求める
意見書提出について（原案可
決）

意見書案第2号 高等教育の学費軽減・奨学金返
済の負担軽減を求める意見書提
出について（同）

その他会議 会期の延長（決定）

に付した事

件（2）

○出席議員（16名）

石 垣 直 樹

井 戸 達 也

小田部 照

金 兵 智 則

栗 田 政 男

里 見 哲 也

澤 谷 淳 子

立 崎 聡 一

永 本 浩 子

平 賀 貴 幸

深 津 晴 江

古 田 純 也

古 都 宣 裕

松 浦 敏 司

村 椿 敏 章

○欠席議員（０名）

○説明のため出席した者

市 長	水 谷 洋 一
副 市 長	後 藤 利 博
企画総務部長	秋 葉 孝 博
企画総務部参事監	小 松 広 典
市民環境部長	田 邊 雄 三
健康福祉部長	結 城 慎 二
健康福祉部参事監	永 森 浩 子
農林水産部長	佐 藤 岳 郎
観光商工部長	伊 倉 直 樹
建設港湾部長	立 花 学
水道 部 長	柏 木 弦
新庁舎開設準備室長	武 田 浩 一
企画調整課長	佐々木 司
総務防災課長	日 野 智 康
財 政 課 長	小 西 正 敏

教 育 長	岩 永 雅 浩
学校教育部長	北 村 幸 彦
社会教育部長	吉 村 学

○事務局職員

事 務 局 長	岩 尾 弘 敏
次 長	石 井 公 晶
総務議事係長	和 田 亮
総 務 議 事 係	早 渕 由 樹
係	山 口 諒

午前10時00分開議

○平賀貴幸議長 おはようございます。

本日の出席議員は16名で、全議員が出席しております。

直ちに本日の会議を開きます。

○平賀貴幸議長 本日の会議録署名議員として、澤谷淳子議員、古都宣裕議員の両議員を指名いたします。

○平賀貴幸議長 ここで、諸般の報告の追加について報告いたします。

お手元に配付のとおり、本定例会の付議事件とし

て議案5件、意見書案2件、委員会審査報告13件、その他会議に付すべき事件2件の合計22件を追加しておりますので承知願います。

本日の議事日程は、お手元に配付した第5号のとおりであります。

日程に従い、直ちに議事に入ります。

○平賀貴幸議長 日程第1、委員会審査報告12件、議案第1号から議案第11号まで、及び報告第1号を一括して議題といたします。

本件は、去る12月5日の本会議において関係常任委員会に付託した案件でありますので、その審査結果について順次委員長の発言を求めます。

初めに、総務経済委員会。

○井戸達也議員 ー登壇ー 本定例会において、総務経済委員会に付託されました議案等につきまして、その審査経過と結果について御報告申し上げます。

当委員会に付託されました議案は、議案第1号令和6年度網走市一般会計補正予算中、当委員会所管分、議案第8号網走市宿泊税条例制定について、議案第11号公の施設の区域外設置及び利用に関する協議について、報告第1号令和6年度網走市一般会計補正予算に係る専決処分の報告についての4件であります。

本件につきましては、去る12月5日開催の本会議におきまして当委員会に付託され、同日開催の当委員会において慎重に審査を行ったところであります。

審査の結果といたしましては、議案第8号につきましては、大方の委員の意向として、議案第1号、議案第11号及び報告第1号の3件につきましては、いずれも委員全員一致により議案は原案可決すべきものと決定したところであります。

以上が、総務経済委員会での審査経過と結果であります。

議員の皆様におかれましては、当委員会の決定に御賛同を賜りますようお願い申し上げまして、当委員会の審査結果の報告といたします。

○平賀貴幸議長 次に、文教民生委員会。

○永本浩子議員 ー登壇ー 本定例会において、文教民生委員会に付託されました議案につきまして、その審査経過と結果について御報告申し上げます。

当委員会に付託されました議案は、議案第1号令和6年度網走市一般会計補正予算中、当委員会所管

分、議案第2号令和6年度網走市国民健康保険特別会計補正予算、議案第3号令和6年度網走市後期高齢者医療特別会計補正予算、議案第4号網走市附属機関条例及び報酬職員給与条例の一部を改正する条例制定について、議案第5号網走市保健センター条例の一部を改正する条例制定について、議案第6号網走市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について、議案第7号網走市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例制定について、議案第9号網走市外3町介護認定審査会共同設置規約の変更について、議案第10号網走市外3町障害支援区分認定審査会共同設置規約の変更についての合わせて9件であります。

本件につきましては、去る12月5日開催の本会議におきまして、当委員会に付託され、翌6日開催の当委員会において慎重に審査を行ったところであります。

審査の結果といたしましては、議案第1号から議案第7号まで、議案第9号及び議案第10号の合わせて9件につきましては、いずれも委員全員の一致により、議案は原案可決すべきものと決定したところであります。

以上が、文教民生委員会での審査経過と結果であります。

議員の皆様におかれましては、当委員会の決定に御賛同賜りますようお願い申し上げまして、委員会の審査結果の報告といたします。

○平賀貴幸議長 これより、委員長報告に対する質疑に入ります。

各委員長の報告に対し、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

討論の通告がありましたので、発言を許します。

○村椿敏章議員 ー登壇ー 私は、日本共産党議員団を代表して、宿泊税条例案に反対の立場から討論を行います。

この条例案は、網走に宿泊する者に対して、1泊につき200円の宿泊税を課すというものです。これによって、年間7,000万円の収入を得て、今までの観光予算に追加し、市の観光振興と宿泊増強に寄与することを目的としています。

対象となる施設は、旅館・ホテル・住宅宿泊業な

どです。非課税事項として、学校教育法第1条に規定する、学校が主催する修学旅行、その他学校行事に参加している幼児・児童・生徒・学生及び引率者並びに保育所・認定こども園などが主催する行事に参加・引率するものを対象とするというものです。大学は含まれません。しかし、網走市は学生のスポーツ合宿が盛んなまちでもあります。今回の宿泊税の導入によって、少なからず影響を受けることが予想されます。

何よりも残念なことは、宿泊税導入に当たっての網走観光の展望やビジョンが見えないことです。これまでの取組と課題、さらには、観光の振興とともに環境をどうやって守っていくのかの考えも示されませんでした。

北海道が導入するから、それに合わせて導入するようなことでは、網走の観光事業に対する市民の理解は得られないのではないのでしょうか。網走市民も、この宿泊税を払わなければなりません。

そうした中、最大の問題が、日本の労働者の賃金は残念ながら上がっていないこと、年金者の年金も下がったままであり、宿泊税の導入は理解が得られないでしょう。このような状況の中で、新たな税の負担を課する宿泊税の導入には賛成できません。

以上、基本的な考えを述べて、反対討論といたします。

○立崎聡一議員 ー登壇ー 私は、議案第8号網走市宿泊税条例制定について、賛成の立場で討論いたします。

新型コロナウイルスの世界的な感染拡大を経て、海外観光客の回復、増加とともに、持続可能な観光への関心の高まり、団体旅行から個人旅行へのシフト、広域観光の重要性増加など、旅行需要は多様化が見られます。

一方で、デジタル化の遅れに象徴される生産性の低さや、人材不足といった地域における観光産業の構造的課題が一層顕在化しています。

観光関連産業は、裾野が広く経済波及効果が高いことから、地域経済を活性化させるためにも観光振興を図ることは重要です。そのため、新たな観光財源を確保、財源を活用した事業の展開を実施することにより、来訪者の満足度と利便性を高め、さらなる観光サービス提供をしていく好循環を生み出すことで、市内消費の拡大、関連産業など多岐にわたり、本市経済の活性化に寄与するものと思われる。地域資源の磨き上げと魅力向上、持続可能な観

光地づくり、受入環境の充実を用途とし活用される宿泊税の導入は十分に理解できると思います。

加えて、北海道と同時に進められることで、現場の混乱を避けるために、条例（案）の附則第5条、第6条の取扱いについて記載されております。このことから、現場への配慮もあり、この議案は賛成するものと考えます。

いずれにしても、観光の魅力的な磨き上げ、持続可能な場所づくり、受入環境の充実等に活用される宿泊税の導入は賛成いたします。

以上、基本的な考えを述べ、私の賛成討論いたします。

○古都宣裕議員 一登壇一 私からは、議案第8号網走市宿泊税条例の制定について、反対の立場で討論いたします。

北海道が宿泊税の導入について検討がされており、委員会質疑の中でも、北海道の基準に合わせた形での網走市宿泊税条例の制定について検討しているという中で、今回の制定議案の提出に至っていること、また、周知の1年間を加味して今議会の上程となっている経緯も理解はしましたが、現時点では北海道としても意見がまだまとまっていない中で、そこに沿った形でつくっているということは、北海道が最終的に決める際にずれが生じた場合にどうなってしまうのかという懸念もあります。実際に導入している自治体と徴収方法にずれがあり、そうした自治体では宿泊事業者には大きな負担となることが考えられます。また、提案の徴収方法において、この方法では宿泊事業者への負担が大きいということも挙げられます。北海道に合わせた形でも、北海道の定める金額と網走市での金額に差異があり、個別に計算する必要性が出てきてしまい、大まかな規定において合わせていても、金額に差異が生じている以上、事務手間の煩雑さをつくってしまっていることは否めません。

宿泊税という項目をつくり、観光振興に充てる部分について趣旨は賛成できますが、現時点で早急に北海道に合わせて網走市宿泊税を創設するのではなく、本来は北海道が作成する中で、徴収額から各自治体に戻す方法にすることにより、こうした煩雑さの緩和につながり、各自治体で個別に制定する必要もなくなるので、先にすべきは自治体としてそうした声を北海道に届けることではないでしょうか。

また、今回の制定内容では、事務作業を宿泊事業者側に強いる反面、罰則規定をつくり、その罰則内

容も不透明であります。

小さな民泊などでは、手間ではあっても大きな負担ではないかもしれませんが、施設が大きければ大きいほど手間も負担も多くなり、システム改修などで支出が生じることも出てきます。そうした場合、北海道は一部補助をすることも考えているそうですが全額ではないようです。そうした部分に対してシステム改修費に充てる用途項目はあるべきであるし、二次交通の充実と以前の資料で記載がありましたが、そこは観光があくまで附属であり、公共交通手段の充実は自治体で取り組むべきことで、こうした財源を当てにするのには違和感もあります。

以上、述べたことから、議案第8号網走市宿泊税条例制定について、現時点において制定することに反対いたします。

○平賀貴幸議長 以上で、通告による討論は終わりました。

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これにて討論を終結いたします。

それでは、まず上程中の議案第8号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りいたします。

議案第8号につきましては、委員長の報告のとおり、議案は可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。

よって、議案第8号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、上程中の議案第1号から議案第7号まで、議案第9号から議案第11号まで、及び報告第1号の合わせて11件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

議案第1号から議案第7号まで、議案第9号から議案第11号まで、及び報告第1号の合わせて11件は、委員長の報告のとおり、可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

よって、議案第1号から議案第7号まで、議案第9号から議案第11号まで、及び報告第1号の合わせて11件は、各委員長の報告のとおり可決されました。

○平賀貴幸議長 次に、日程第2、意見書案第1号及び意見書案第2号の2件を議題といたします。

初めに、意見書案第1号「核兵器禁止条約締結国会議」へのオブザーバー参加を求める意見書提出についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○井戸達也議員 ー登壇ー ただいま御上程いただきました意見書案第1号につきまして、提案理由を申し上げます。

意見書案第1号「核兵器禁止条約締結国会議」へのオブザーバー参加を求める意見書提出についてですが、12月5日開催の当委員会において慎重に審査した結果、委員全員の一致により、国会及び関係行政庁に意見書を提出すべきものと決定したところであります。

文案及び提出先につきましては、既に皆様のお手元に配付のとおりであります。

議員の皆様におかれましては、当委員会の決定に御賛同賜りますようお願いを申し上げます、提案理由の説明といたします。

○平賀貴幸議長 以上で、総務経済委員会委員長の提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、お諮りいたします。

上程中の意見書案第1号は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

よって、意見書案第1号は原案可決と決定されました。

次に、意見書案第2号高等教育の学費軽減・奨学金返済の負担軽減を求める意見書提出についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○永本浩子議員 ー登壇ー ただいま御上程いただきました意見書案第2号につきまして、提案理由を申し上げます。

意見書案第2号高等教育の学費軽減・奨学金返済の負担軽減を求める意見書提出についてであります

が、12月6日開催の当委員会におきまして慎重に審査した結果、委員全員の一致により、国会及び関係行政庁に意見書を提出すべきものと決定したところであります。

文案及び提出先につきましては、既に皆様のお手元に配付のとおりであります。

議員の皆様におかれましては、当委員会の決定に御賛同賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○平賀貴幸議長 以上で、文教民生委員会委員長の提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、お諮りいたします。

上程中の意見書案第2号は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

よって、意見書案第2号は原案可決と決定されました。

○平賀貴幸議長 日程第3、委員会審査報告1件、請願第16号アプトフォー活性化のために、フリースペースの設置を求める請願を議題といたします。

本件は、関係常任委員会に付託した案件でありますので、その審査結果について委員長の報告を求めます。

○井戸達也議員 ー登壇ー ただいま御上程いただきました請願第16号アプトフォー活性化のために、フリースペースの設置を求める請願の委員会審査の報告を申し上げます。

請願第16号につきましては、去る12月3日開催の本会議において当委員会に付託され、同月5日開催の当委員会におきまして慎重に審査を行ったところであります。

審査の結果といたしましては、請願第16号は、委員全員の一致により採択すべきものと決定し、その処理経過及び結果の報告を求める旨を付記の上、網走市へ送付しようとするものであります。

どうか議員の皆様のお賛同を賜りますようお願い申し上げます、委員会の審査結果の報告といたし

ます。

○平賀貴幸議長 以上で、委員長による委員会審査報告を終わります。

これより、委員長報告に対する質疑に入ります。
質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、お諮りいたします。

上程中の請願第16号は採択と決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

よって、請願第16号は採択と決定されました。

○平賀貴幸議長 次に、日程第4、議案第12号から議案第15号までの合わせて4件を一括して議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○秋葉孝博企画総務部長 ー登壇ー ただいま御上程いただきました議案第12号から議案第15号までにつきまして、一括して提案理由の御説明を申し上げます。

初めに、議案第12号から議案第14号までの令和6年度網走市各会計補正予算につきまして、御説明申し上げます。

追加議案資料1ページ、資料11号を御覧願います。

1、歳入歳出予算の補正でございますが、一般会計では1億3,426万3,000円を追加、介護保険特別会計では216万5,000円を追加、後期高齢者医療特別会計では39万円を追加しようとするものでございます。

款項の区分及び金額につきましては、各会計議案の第1表に記載のとおりでございます。

2、債務負担行為の補正でございますが、一般会計で網走市破砕・リサイクル施設及び最終処分場維持管理業務委託で、債務負担の限度額を新たに6億9,425万4,000円設定するものでございます。

追加の内容は、一般会計議案の第2表に記載のとおりでございます。

次に、補正予算の内容でございますが、今回の補正予算のうち、人件費の補正につきましては、一般会計と特別会計の各費目にわたっておりますので、

ここで一括説明し、事項別明細書の中では、それ以外の補正項目のみ説明させていただくことで御了承いただきたいと存じます。

議案資料3ページ、人件費の補正概要について御覧願います。

人件費補正額は、合計で8,403万3,000円の追加で、内訳としまして、特別職では52万1,000円の減額、議員では68万3,000円の追加、一般職では8,387万1,000円の追加でございます。

詳細につきましては、記載のとおりでございます。

次に、人件費以外の項目について御説明申し上げます。

別冊でお配りしております事項別明細書9ページを御覧願います。

初めに、衛生費の保健衛生費では、救急医療体制の確保に係る経費として504万円の追加でございます。

次に、15ページを御覧願います。

消防費では、人件費の追加に伴い、負担金4,519万円の追加でございます。

今回の補正に係る一般財源所要額につきましては、地方交付税で1億2,781万2,000円を、前年度繰越金で645万1,000円をそれぞれ追加するものでございます。

18ページから22ページを御覧願います。

この表は、給与費明細書でございます。

次に、23ページを御覧願います。

この表は、債務負担行為の支出額に関する調書でございます。

次に、30ページ、31ページを御覧願います。

この表は、介護保険特別会計における給与費明細書でございます。

次に、38ページ、39ページを御覧願います。

この表は、後期高齢者医療特別会計における給与費明細書でございます。

以上が、令和6年度網走市各会計補正予算の内容でございます。

次に、議案第15号網走市職員給与条例等の一部を改正する条例制定について、御説明申し上げます。

追加議案資料6ページ、資料12号を御覧願います。

1、改正の趣旨でございますが、本年度の国家公務員の給与改定の取扱いに準じて、一般職の給与並びに常勤の特別職、市議会議員の期末勤勉手当の支

給月数等を改正しようとするものでございます。

2、改正する条例は、資料に記載の5条例でございます。

3、改正内容。

(1) 民間給与との比較に基づく給与改定では、①給料表を国家公務員俸給表に準じ、平均3.0%の引上げ。②寒冷地手当の引上げ。③期末勤勉手当の支給月数の引上げでございます。

(2) 社会と公務の変化に応じた給与制度の整備では、①給料表を国家公務員俸給表に準じ、号俸の引上げ。②扶養手当見直し。③駐車場借上げに係る通勤手当の加算額の引上げ。④再任用職員への手当支給の拡大でございます。

4、施行期日は記載のとおりでございます。

以上、議案第12号から議案第15号までにつきまして、一括して提案理由の御説明を申し上げましたが、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○平賀貴幸議長 以上で、議案の提案理由の説明を終わります。

それでは、ただいま上程されました議案第12号から議案第15号までの4件につきましては、議会運営委員会の決定に基づき、直ちに議事を進めることとして大綱質疑を行います。

なお、大綱質疑につきましては、案件の概要と主たる疑問点を解明することを目的に行うものであり、基本的なもの、方針との関連、その他その展望などにとどめていただき、細部にわたる事務的、技術的内容の質疑は、付託後の委員会で審議することになりますので、あらかじめ承知願います。

通告がありますので、発言を許します。

○松浦敏司議員 ー登壇ー 議案第12号令和6年度網走市一般会計補正予算中、債務負担行為の補正について、大綱質疑を行います。

今回、追加議案として、網走市破碎・リサイクル施設及び最終処分場維持管理業務委託の債務負担行為については、委託期間が3年間で、限度額は6億9,425万4,000円です。

そもそも、このような重要な案件を、追加議案として提案してくることが理解できません。本来であれば、通常の補正予算の中で提案し、十分な審査をすべきではないでしょうか。

どのような理由から追加案件として提案することになったのか、説明を求めます。

○水谷洋一市長 ー登壇ー 松浦議員の御質問にお

答えをしたいと思います。

最終処分場の残余容量が逼迫する中、広域による中間処理施設の建設に遅れが生じることとなったことから、さらなる延命化の取組が求められるところとなったところであります。

追加提案となった理由であります、積算額の精査などに時間を要したことによるものであります。

○平賀貴幸議長 以上で、大綱質疑を終わります。

それでは、ただいま上程されました議案第12号から議案第15号までの4件につきましては、お手元に配付しております議案付託区分表(2)のとおり、所管の常任委員会に付託の上、会期中に審査することにしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認め、そのように決定されました。

ここで常任委員会等を開催する必要がありますので、暫時休憩いたします。

再開は追って予鈴をもってお知らせいたしますから承知願います。

午前10時36分休憩

午後3時14分再開

○平賀貴幸議長 休憩前に引き続き、再開いたします。

ここで、諸般の報告の追加について報告いたします。

お手元に配付のとおり、本定例会の付議事件として、その他会議に付すべき事件(会期の延長)について1件を追加しておりますので承知願います。

次に、議事日程第5号の追加及び変更についてお諮りいたします。

お手元に配付のとおり、その他会議に付すべき事件(会期の延長)について1件が提出されておりますので、お手元の議事日程第5号の追加及び変更のとおり決定したいと思います、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議がありませんので、お手元に配付の議事日程第5号の追加及び変更のとおり決定されました。

○平賀貴幸議長 次に、日程第5、会期の延長についてを議題といたします。

ここで、議会運営委員長から、今定例会の会期の延長について発議を求めます。

○金兵智則議員 ー登壇ー 議長の諮問を受けまし

て、先ほど緊急の議会運営委員会を開催し、会期の延長と今議会運営に関する諸般の事項につきまして協議をいたしましたので、その結果を御報告申し上げ、動議に代えさせていただきます。

協議の結果といたしましては、今定例会の会期を、12月16日までの4日間延長することがよろしいということになった次第であります。

どうか本会議におきましても、議運の決定どおり、御了承と御決定を賜り、議事を進められますようお願いを申し上げまして、当委員会の結果報告といたします。

○平賀貴幸議長 ただいま議会運営委員長から、報告と発議がありましたが、そのとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議がありませんので、会期は12月16日まで4日間延長することに決定いたしました。

○平賀貴幸議長 以上で、本日の議事日程は全て終了いたしました。

会期の延長の決定による審議日程に従いまして、再開は12月16日、午後1時としますから参集願います。

本日はこれにて散会いたします。

御苦労さまでした。

午後3時18分散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

網走市議会議長 平 賀 貴 幸

署名議員 澤 谷 淳 子

署名議員 古 都 宣 裕

令和6年第4回定例会
網走市議会会議録第6日
令和6年12月16日（月曜日）

○議事日程第6号

令和6年12月16日午後1時00分開議

○議事日程第6号の追加及び変更

日程第1 委員会審査報告4件
(議案第12号～第15号)

日程第2 議案第16号

日程第3 議員の派遣について

日程第4 その他会議に付すべき事件（1件）

○本日の会議に付した事件

議案第12号 令和6年度網走市一般会計補正予算
(原案可決)

議案第13号 令和6年度網走市介護保険特別会計
補正予算（同）

議案第14号 令和6年度網走市後期高齢者医療特
別会計補正予算（同）

議案第15号 網走市職員給与条例等の一部を改正
する条例制定について（同）

議案第16号 網走市固定資産評価審査委員会委員
の選任について（同意決定）

その他会議 議員の派遣について（決定）
に付した事
件（3）

その他会議 付託事件の閉会中継続審査について
に付した事 （承認）
件（4）

○出席議員（16名）

石 垣 直 樹
井 戸 達 也
小田部 照
金 兵 智 則
栗 田 政 男
里 見 哲 也
澤 谷 淳 子
立 崎 聡 一
永 本 浩 子
平 賀 貴 幸
深 津 晴 江
古 田 純 也
古 都 宣 裕

松 浦 敏 司

村 椿 敏 章

山 田 庫 司郎

○欠席議員（0名）

○説明のため出席した者

市 長	水 谷 洋 一
副 市 長	後 藤 利 博
企画総務部長	秋 葉 孝 博
企画総務部参事監	小 松 広 典
市民環境部長	田 邊 雄 三
健康福祉部長	結 城 慎 二
健康福祉部参事監	永 森 浩 子
農林水産部長	佐 藤 岳 郎
観光商工部長	伊 倉 直 樹
建設港湾部長	立 花 学
水道部長	柏 木 弦
新庁舎開設準備室長	武 田 浩 一
企画調整課長	佐々木 司
総務防災課長	日 野 智 康
財政課長	小 西 正 敏

教 育 長	岩 永 雅 浩
学校教育部長	北 村 幸 彦
社会教育部長	吉 村 学

○事務局職員

事 務 局 長	岩 尾 弘 敏
次 長	石 井 公 晶
総務議事係長	和 田 亮
総務議事係	早 渕 由 樹
係	山 口 諒

午後1時00分開議

○平賀貴幸議長 お疲れさまです。

本日の出席議員は16名で、全議員が出席しております。

直ちに本日の会議を開きます。

○平賀貴幸議長 本日の会議録署名議員として、井

戸達也議員、松浦敏司議員の両議員を指名いたします。

○平賀貴幸議長 ここで、村椿敏章議員より発言を求められておりますので、これを許します。

○村椿敏章議員 本会議において、謝罪の発言をさせていただく機会をいただいております。ありがとうございます。

去る12月6日開催の網走市議会文教民生委員会の請願審査の際、私こと村椿敏章が、

(30字取り消し)と発言したことが、大空町民の皆様には不信感を抱かせてしまったこと、御理解いただいている町民の皆様を侮辱するような発言となりましたことを深く反省しております。つきましては、この発言は撤回させていただきます。

大空町長をはじめ、大空町民の皆様には改めて深くおわび申し上げます。

また、網走市議会の皆様にも御迷惑をおかけしましたこと、深くおわび申し上げます。

その発言は、「

(149字取り消し)」、この部分について、議事録から削除のお取り計らいをお願いいたします。

○平賀貴幸議長 ただいま村椿議員から発言がございました。先ほども文教民生委員会の中で同種の発言があり、そこで議事録の削除を含めて承認されておりますので、本会議においてもそのような取扱いになるということをお伝えしておきます。

○平賀貴幸議長 本日の議事日程は、お手元に配付の第6号のとおりであります。議事運営の都合により、ここで暫時休憩いたします。

再開は追って予鈴をもってお知らせしますから承知願います。

午後1時05分休憩

午後3時44分再開

○平賀貴幸議長 休憩前に引き続き、再開いたします。

お諮りいたします。

やがて定刻となりますが、委員会の審議がまだ終了しておりませんので、会議時間を延長したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、会議時間を延長いたしますので、お願いいたします。

それでは、引き続き委員会を開催し審議を続ける必要がありますので、本会議は暫時休憩いたします。

再開は予鈴をもってお知らせいたします。

午後3時45分休憩

午後6時15分再開

○平賀貴幸議長 休憩前に引き続き、再開いたします。

ここで、諸般の報告の追加について報告いたします。

お手元に配付のとおり、本定例会の付議事件として委員会審査報告4件を追加しておりますので承知願います。

次に、議事日程第6号の追加及び変更についてをお諮りいたします。

お手元に配付のとおり、委員会審査報告4件が追加されておりますので、議事日程第6号の追加及び変更のとおり決定したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議がありませんので、お手元に配付の議事日程第6号の追加及び変更のとおり決定されました。

日程に従い、直ちに議事に入ります。

○平賀貴幸議長 日程第1、委員会審査報告4件、議案第12号から議案第15号までの合わせて4件を一括して議題といたします。

本件は、去る12月12日に開催の本会議において所管の各常任委員会に付託した案件でありますので、その審査結果について委員長の報告を求めます。

初めに、総務経済委員会。

○井戸達也議員 一登壇一 本定例会において、総務経済委員会に付託されました議案につきまして、その審査経過と結果について御報告申し上げます。

当委員会に付託されました議案は、議案第12号令和6年度網走市一般会計補正予算中、当委員会所管分、議案第13号令和6年度網走市介護保険特別会計補正予算、議案第14号令和6年度網走市後期高齢者医療特別会計補正予算、議案第15号網走市職員給与

条例等の一部を改正する条例制定についての4件であります。

本件につきましては、去る12月12日開催の本会議におきまして当委員会に付託され、同日開催の当委員会において慎重に審査を行ったところであります。

審査の結果といたしましては、議案第12号及び議案第15号の2件につきましては大方の委員の意向として、議案第13号及び議案第14号の2件につきましては、委員全員の一致により議案は原案可決すべきものと決定したところであります。

以上が、総務経済委員会での審査経過と結果であります。

議員の皆様におかれましては、当委員会の決定に御賛同賜りますようお願い申し上げまして、当委員会の審査結果の報告といたします。

○平賀貴幸議長 次に、文教民生委員会。

○永本浩子議員 ー登壇ー 本定例会において、文教民生委員会に付託されました議案につきまして、その審査経過と結果について御報告申し上げます。

当委員会に付託されました議案は、議案第12号令和6年度網走市一般会計補正予算中、当委員会所管分の1件であります。

本件につきましては、去る12月12日開催の本会議におきまして当委員会に付託され、同日及び本日開催の当委員会において慎重に審査を行ったところであります。

審査の結果といたしましては、議案第12号のうち、網走市破碎・リサイクル施設及び最終処分場維持管理業務委託に係る債務負担行為の補正について、当該予算を削除する修正案が委員より提出されており、採決した結果、賛成少数で否決されたところであります。続いて、原案を採決した結果、賛成多数をもって、原案を可決することに決定したところであります。

以上が、文教民生委員会での審査経過と結果であります。

議員の皆様におかれましては、当委員会の決定に御賛同賜りますようお願い申し上げまして、委員会の審査結果の報告といたします。

○平賀貴幸議長 以上で、各常任委員会委員長の委員会審査報告を終わります。

これより、委員長報告に対する質疑に入ります。

各委員長の報告に対し、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

次に、村椿敏章議員及び松浦敏司議員から、議案第12号に対する修正案が提出されました。提案理由の説明を求めます。

○村椿敏章議員 ー登壇ー 令和6年度網走市一般会計補正予算中、関係分に関する修正案を提出させていただきました。ただいまから、修正案について御説明をさせていただきます。

議案第12号令和6年度網走市一般会計補正予算を次のように修正いたします。

第2条、債務負担行為の補正について削除する。

第2表、債務負担行為補正について削除する。

この債務負担行為の補正につきましては、本日の文教民生委員会の中で様々議論が行われたところであります。しかし、私たちはこれについて反対の立場を表明しました。そして、大方の委員からの質疑に対しまして、市民環境部の各担当者から説明がなされたところでありますが、私たち議員として納得できるもの、理解できるものは非常に乏しい内容であったと考えております。

まず、最終処分場は、二軸破碎機による破碎、ごみの掘り起こしによりごみの減容化が進み、かさ上げにより令和15年1月まで使用できることから、今までどおり、網走市内の事業者による指名競争入札でよいと考えます。それであれば、債務負担行為の設定をする補正は、2月から3月初めで間に合います。

また、さらに処分場の延命化が必要であるならば、来年度に延命化方策の調査を、全国の専門事業者を対象にしてプロポーザル方式で委託し、その成果品を基に市が方針を決めて、委託する仕様書に明記することで可能だと考えます。

以上の理由から、債務負担行為の補正について削除する修正案を提出させていただきました。

以上です。

○平賀貴幸議長 ただいまの提案理由の説明に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

討論の通告がありますので、発言を許します。

○石垣直樹議員 ー登壇ー 令和6年度網走市一般会計補正予算中、議案第12号につきまして、原案に対して賛成の立場から討論させていただきます。

まず初めに、総務経済委員会所管分につきまして

は、議員報酬及び期末手当等の人事院勧告に伴う期末手当の追加、消防組合費負担金の追加につきましては、それぞれともに必要なことであるために賛成いたします。

文教民生委員会所管分につきましては、地域医療対策事業、緊急医療体制づくり事業につきましては、地域医療を守るために必要不可欠なことであるため賛成いたします。

続きまして、債務負担行為である網走市破砕・リサイクル施設及び最終処分場維持管理業務委託につきまして、去る12月12日、16日と2日間にわたり審査が行われました。広域での中間処理に遅れが生じることとなった結果、さらなる最終処分場の延命化が求められる中で、公募型プロポーザル方式を採用するということは、事業者が現業に対する提案や最終処分場の延命に知恵を絞っていただけることを期待するものであり、最終処分場の残余容量が逼迫する中で、網走市にとり有益なものであると考えます。

また、本定例会で追加補正となった件がありますが、12月6日の文教民生委員会の中で明らかになりましたが、中間処理施設建設予定地の地質調査により、建設産廃、地山が急斜面であるということが判明し、概略での安定解析の結果、安全率を下回っております。大空町より建設予定地の撤回が求められてからの時間がない中での積算であり、会期中追加補正となるのは、新年度4月から実施するために、2月中には業者を選定する上で致し方ありません。

第一に考えなければならないのは、公共の資産である最終処分場の延命化と、網走市民に対するサービスを止めてはいけないということであります。

以上をもちまして、私は原案に賛成いたします。

○平賀貴幸議長 暫時休憩いたします。

午後6時27分休憩

午後6時30分再開

○平賀貴幸議長 休憩前に引き続き、再開いたします。

討論を続行いたします。

○古都宣裕議員 ー登壇ー 私は、議案第12号令和6年度網走市一般会計補正予算、並びに議案第15号職員給与条例等の一部を改正する条例制定、また、それに付随する議案第13号及び第14号について、反対の立場から討論をいたします。

議案第12号中、債務負担行為予算については、本

来こうした大きな話は追加補正として上程されるべき事案ではなく、審議時間も延長となりました。委員会内でもあったように、本来はこうした事業は市内で行い、雇用の安定や市税の還元の方で考えると当然であると思います。

今回のプロポーザルは、減容化を最大限に発揮するためとしながら、あまりにも拙速でスピード感を優先するもので、減容化を最大限するという理由であれば、しっかりと準備し、最大化できるアイデアを広く募集すべきです。

そもそもの行政の失政によって、このような最終処分場の問題が出てきたのであり、その尻拭的にプロポーザル方式を取り入れる中で、スピード感を一番重視しているように見えるようでは失敗のリスクが高く、しっかりと熟慮すべきやり方で減容化の最大化を図るものであると思います。性急に進められるべきことではないということからも、議案第12号については反対いたします。

そして、この時期になりますと、公務員給与が上がっておりますが、公務員は人事院勧告に従って給与の増減をしていることは承知しております。しかしながら、人事院勧告は大企業の平均給与から国家公務員に対して行うもので、賃上げを行えたのは大企業であり、実際に中小企業で賃上げがなかったかというとなかなか難しいのが現状で、日本の多くは中小企業であること、また、当市においても中小企業がほとんどであることから、人事院勧告に倣う必要性を感じません。

昨年と同じことを申しますが、公務員給与を上げて地元経済に還元ということもあるかもしれませんが、基本的に公務員は経済活動をして売上げを立てているわけではありません。地域の経済やインフラ等が潤滑に回るようにしていくことにその役割があると思っております。そうした結果、市民が豊かになり税収が増えた結果として職員給与が上がるのなら理解できますが、現在の網走市は残念ながらそのような好景気の状況とは言えませんし、全国の景気動向調査でも昨年から横ばい、網走市の景気動向としても同じ調査結果となっております。

若い職員や会計年度任用職員などに対しては、物価が上がっている中で申し訳なく思いますが、それは市民も同じです。

近年の人口減少を見ると、将来的な交付税の減少も進んでいくことが見えており、歳入不足を市も認めている中で、財政の逼迫も進んでいくことがうか

がえます。将来的な売上げの減少が見込まれる企業で賃上げを行うような会社は存在しません。そうしたことから、現在の網走市の財政状況や見通しを見ても、一般職員もそうですが、特に特別職に対しても賃上げをしていくということは適当であると思えません。

また、議員報酬については、そもそも人事院勧告の対象外であり、不足であるならば、それらをしっかりと議論した上で報酬を決めることが可能であることから、給与条例改正の中に議員報酬を含むことは不適当であり、上げるのであるならば相当の正当性があるべきであり、その理由が明示されない中で上げるのは不適当であるとは私は考えます。

まずは、限られた予算の中で、いかに市民サービスを向上させるかを目指すことが適当であるとの考えから、給与条例の改正に、議案第15号及び関連が含まれる議案第12号、第13号、第14号に対しても反対いたします。

○松浦敏司議員 ー登壇ー 私は、ただいま提案された修正案に賛成の立場から討論を行います。また、原案に反対の立場からも討論を行います。

原案では第12号令和6年度網走市一般会計補正予算の中に、第2条として債務負担行為6億9,425万4,000円を計上し、議会最終日に提案されたもので、あまりにも強引なやり方があります。

また、プロポーザル方式で管内まで広げるということは、結果として地元業者を淘汰することにもつながりかねない問題であると思います。

修正案では、債務負担行為の修正を削除するものであります。この間の議論で明らかになったように、最終処分場での二軸方式で破碎するなどの延命策によって、令和15年1月まで使用できると答弁をしています。これまでよりも使用期間が延び、若干ではあっても余裕ができたことは喜ばしいことです。

また、委託業者の選定については、以前の市内の業者を対象とする指名競争入札に戻すことで、地元業者の育成にもつながり、労働者の雇用の安定にもつながります。また、法人税や市民税の伸びにも寄与するものとなります。

修正案では様々な意味において、網走市に好影響を与えるものと確信するものであり、賛成するものです。

次に、原案についてです。

議案第12号令和6年度補正予算中、人件費の補正

概要についてと、議案第15号網走市職員給与条例の一部を改正する条例制定について、反対の立場から討論を行います。

反対の理由は、本年の国家公務員の給与改定の取扱いに準じて、一般職の給与並びに常勤者の特別職、市議会議員の期末手当の支給月数を改正しようとするものです。人事院勧告に基づいて、網走市職員給与条例、網走市一般職の任期付職員の採用等に関する条例、網走市常勤の特別職に属する職員の給与に関する条例の改正については、当然ながら賛成であります。しかし、網走市議会議員の期末手当の支給月数については人事院勧告の対象ではありません。そのため、市議会議員の条例改正については、市民の納得が得られないことから反対いたします。

次に、議案第12号令和6年度網走市一般会計補正予算中、債務負担行為の補正について、網走市破碎・リサイクル施設及び最終処分場維持管理業務委託の債務負担行為についてですが、まず、本議会の最終日に提案されたことから、十分に調査する時間が取れず、結果として4日間の会期延長となる異常な状況が起きました。

次に、なぜプロポーザル方式なのか、この点でも十分な議論、納得のいく答弁はありませんでした。なぜ、破碎・リサイクル施設と最終処分場維持管理を一緒にするのも、理解が十分できない状況でありました。

十分な検討が必要なことから、今議会において、この債務負担行為の補正については認められません。

以上、基本的なことを述べて反対討論といたします。

○平賀貴幸議長 以上で、通告による討論は終わりました。

ほかに討論ありませんか。

○栗田政男議員 ー登壇ー 村椿議員の提案について、賛成の立場から討論させていただきます。

この案件、今、松浦議員のほうからお話がありました。最終日に追加案件ということで、7億円近い巨額の公共事業の入札の案件でありました。

時間がないということで、今日まで議会を延長していただいて、私たちは慎重審議をさせていただきました。

もちろん公共事業ですから、公平さ、公正さというのがまずは担保されなくてははいけないと思います。その上で、委員会の中でも申し上げましたが、

私はこの網走の企業がしっかりと守られなければならないというふうに信じています。そのサポートをするのが、やはり市の役割であり、市の公共事業であるというふうに認識をしてきました。これが、もしや、仮定の話にはなりますけれども、プロポーザルということで広く募集した場合については、ややもすると地元業者がその仕事に就けなくなるという可能性も出てくるわけです。これは非常に大きな問題ですし、金曜日に現地のほうを見させていただいて、30数名の方が働いていらっしゃいました。その人たちの雇用がもしなくなってしまうたら、誰が責任を取るのだ、非常にそのことを強く感じました。

地元企業ですから、当然地元には法人税、その他いろんな還元をしていただいています。これは私たちにとって当たり前のことでありますし、その人たちの生活を守る、それは私たち議員の最大の役割だと思っています。もちろん、市側も執行部側も当然のごとく、そういう思いでやってくれているという希望がありましたが、残念ながら今回の案件を見る限りは厳しいのかなと、ちょっと方向が違うのかなという気がしてなりません。ぜひとも、もう一度立ち止まって、市民のための企業であり、その企業をしっかり守っていく、それが大原則です。

以前、東京都の小池知事が都民ファーストという言い方をしました。いい悪いは別にしても、アメリカのトランプ大統領はアメリカンファーストということを言っています。それはなぜかというと、自分のところを一番大事に、最初に守るのだということだと思います。私は、その意味では、やはり網走ファーストを貫いていきたいと思っています。

残念ながら今回なかなか厳しい状況になりましたけれども、この案件、しっかりと今後、いろいろな意味で反映していくことだと思いますので、皆さんの御協力をいただきながら、今後、このごみ行政をしっかりと取り組んでいきたいと思っています。

以上、賛成討論になったかどうかわかりませんが、思いを一言、話させていただきました。ありがとうございました。

○平賀貴幸議長 ほか、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

暫時休憩いたします。

午後 6 時 43 分休憩

午後 6 時 55 分再開

○平賀貴幸議長 休憩前に引き続き、再開いたします。

皆様に申し上げます。

議事の進行に対し、一部不手際がございました。その不手際は、修正議案に対する賛成討論というものこの機会を事実上盛り込みにくくしてしまった、盛り込めなかったというところでもありますので、改めて修正議案に対する賛成討論をもう一度行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議がありませんので、もう一度修正議案に対する賛成討論を認めます。

賛成討論、ございませんか。

○古都宣裕議員 一登壇一 私からは、村椿議員の提出された修正案について、賛成の立場で討論いたします。

本来であれば、しっかりと議論を尽くし、大きなたくさんのアイデアをもらうためにやるべきことであります。減容化については、しっかりとしたアイデアを活用するために、拙速に進めることはよくない。そのまま進めることは、本当にこのまちの将来の根幹に関わることになってくると思っております。であるから、債務負担行為については削除し、いま一度立ち止まって、在り方そもそもを考える必要があると思うことから、修正案に対しては賛成いたします。

○平賀貴幸議長 ほか、討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これにて討論を終結いたします。

それでは、上程中の議案第12号を採決いたします。この採決は起立によって行います。

まず、修正案を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第12号について、修正案を可決とすることに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立少数であります。

よって、修正案は否決されました。

次に、原案を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第12号について、原案を可決とすることに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。

よって、議案第12号は、原案のとおり可決されました。

次に、上程中の議案第15号を採決いたします。こ

の採決も起立によって行います。

お諮りいたします。

議案第15号につきましては、委員長の報告のとおり、議案は可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。

よって、議案第15号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、上程中の議案第13号及び議案第14号の2件を一括して採決いたします。この採決も起立によって行います。

お諮りいたします。

議案第13号及び議案第14号の2件につきましては、委員長の報告のとおり、議案は可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。

よって、議案第13号及び議案第14号の2件は、委員長の報告のとおり可決されました。

○平賀貴幸議長 次に、日程第2、議案第16号網走市固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

○水谷洋一市長 ー登壇ー 議案第16号網走市固定資産評価審査委員会委員の選任についてでございますが、本市固定資産評価審査委員会委員の塩川顕児氏、西川伸一氏、川畑徹氏は、本年12月25日で任期満了となりますが、引き続き選任いたしたく、地方税法第423条第3項の規定により本市議会の御同意をお願いするものであります。

よろしくお願いいたします。

○平賀貴幸議長 質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論がありませんので、採決いたします。

お諮りいたします。

本件は、原案に同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

よって、議案第16号は、原案に同意することに決定いたしました。

○平賀貴幸議長 次に日程第3、議員の派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。

議員の派遣については、お手元に配付したとおり派遣することにしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

よって、議員の派遣については、お手元に配付のとおり派遣することに決定いたしました。

なお、この際お諮りいたします。

ただいま議決した議員の派遣について、諸般の事情により変更する場合には、議長に一任を願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

○平賀貴幸議長 次に、日程第4、その他会議に付すべき事件1件を議題といたします。

本件は、付託事件の閉会中継続審査についてであります。お手元に配付のとおり、今議会で関係委員会に付託された案件1件は、関係委員長から閉会中継続審査の申出がありましたので、これを承認することにしたいと思いますが御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認め、そのように決定されました。

○平賀貴幸議長 以上で、本定例会の付議事件は全て終了いたしました。

これをもって、令和6年網走市議会第4回定例会を閉会いたします。

大変御苦勞さまでした。

午後7時02分閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

網走市議会議長 平 賀 貴 幸

署名議員 井 戸 達 也

署名議員 松 浦 敏 司